

第 7 章 分野別計画

「政策の体系」に沿って基本目標と重点目標を実現するための体系を、政策・施策・事業として段階的に整理します。

- 政策とは、基本目標や重点目標を実現するために目指すべき方向や行政活動をまとめたものです。
- 施策とは、政策を実現するための具体的な方策や対策をまとめたものです。
- 事業とは、個々の施策を実現するための具体的な手段となるものです。

凡例

1 【政策】

(1) 『★』マーク

「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策を表しています。

2 【主要な事業例】矢印の表記

-  (実線) … 継続中や実行段階にあるもの
-  (破線) … 方向性等の協議・検討を行うものや準備段階にあるもの

3 【成果指標】

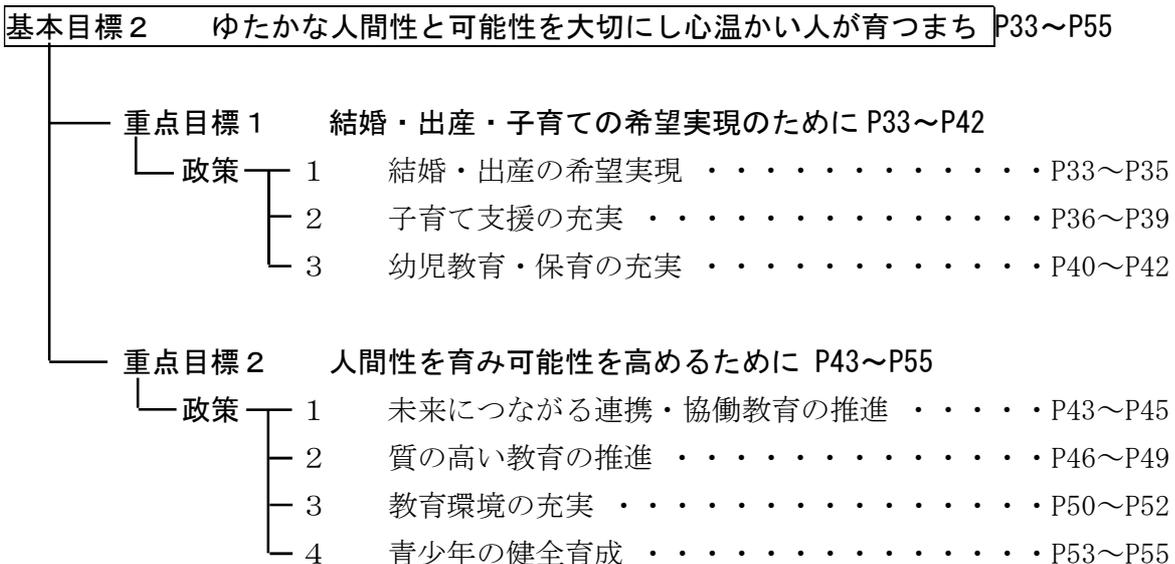
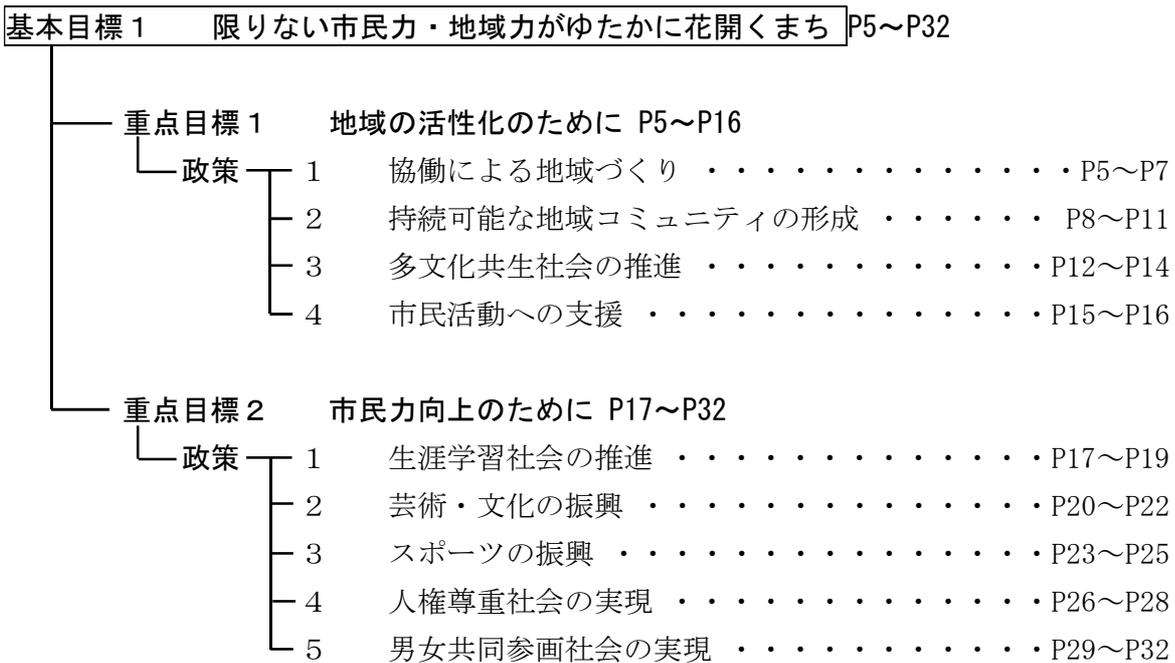
(1) 出典の表記

- ア 「光市まちづくり市民アンケート」(令和 3 年 6 月実施)によるものは、「市民アンケート」と記載しています。
- イ 近況値の時点について、【 3 】のものは令和 3 年 12 月末時点(一部指標を除く、「市民アンケート」は令和 3 年 6 月時点)、その他のものは【 】に記載の年度の数値としています。

● 政策の体系

政策の体系は、「ゆたかな社会」の実現に向けた長期的な「基本目標」に基づき、そうした6つの「基本目標」を具現化するための「重点目標」を定め、「重点目標」を達成するための分野ごとの方針や理念をまとめた「政策」を展開していきます。

なお、この5年間に目指すべき「基本目標」については、ひかり未来展望で掲げる20年後の「ゆたかな社会」の実現に向けて取り組むべき「基本目標」と同一とします。



基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち P56～P85

重点目標1 心ゆたかにいきいきと暮らすために P56～P75

- 政策 1 支え合いによる地域社会の実現 P56～P58
- 2 生き生き高齢社会の実現 P59～P61
- 3 障害者の自立支援と社会参画の推進 P62～P64
- 4 健康づくりの推進 P65～P67
- 5 感染症対策の推進 P68～P69
- 6 地域医療を守る体制の充実 P70～P72
- 7 社会保障の充実 P73～P75

重点目標2 安全・安心に暮らすために P76～P85

- 政策 1 自助・共助・公助による防災・減災体制の構築 . P76～P78
- 2 消防・救急体制の充実 P79～P81
- 3 安全・安心な暮らしの確保 P82～P85

基本目標4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち P86～P113

重点目標1 自然の恵みを活かし、守り、育てるために P86～P96

- 政策 1 自然敬愛都市の実現 P86～P88
- 2 地球温暖化対策の推進 P89～P90
- 3 循環型社会の構築 P91～P93
- 4 公共用水域の保全 P94～P96

重点目標2 便利で快適に暮らすために P97～P113

- 政策 1 良好な都市空間の創出 P97～P99
- 2 道路網の整備 P100～P102
- 3 公共交通ネットワークの構築 P103～P104
- 4 公園の整備と緑化の推進 P105～P106
- 5 良質な住環境の整備 P107～P108
- 6 安全でおいしい水の供給 P109～P110
- 7 安心の島づくり P111～P112

基本目標5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち P114～P137

- 重点目標1 活力にあふれ、生き生きと働くために P114～P131
 - 政策
 - 1 農業の振興 P114～P116
 - 2 有害鳥獣対策の推進 P117～P118
 - 3 林業の振興 P119～P121
 - 4 水産業の振興 P122～P124
 - 5 商工業の振興 P125～P128
 - 6 雇用・就業・創業環境の充実 P129～P131
- 重点目標2 人が行き交い、にぎわいを創出するために P132～P137
 - 政策
 - 1 観光の振興と交流の促進 P132～P134
 - 2 関係人口の創出と移住・定住の促進 P135～P137

基本目標6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち P138～P159

- 重点目標1 市民参画による都市経営のために P138～P145
 - 政策
 - 1 市民参画の推進 P138～P140
 - 2 シティプロモーションの推進 P141～P142
 - 3 市民目線に立った行政サービスの推進 P143～P145
- 重点目標2 持続可能な都市経営のために P146～P159
 - 政策
 - 1 広域行政と連携・交流の推進 P146～P148
 - 2 デジタル化の推進 P149～P151
 - 3 組織力の強化と人材育成 P152～P154
 - 4 持続可能な行政経営の確立 P155～P157
 - 5 公有財産の管理と活用 P158～P159

基本目標 1 限りない市民力・地域力が、ゆたかに花開くまち

● 重点目標 1 地域の活性化のために

★ 政策 1 協働による地域づくり

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 地域づくりとは、本来、そこに暮らす一人ひとりの主体的な行動によって築かれるものですが、地域のニーズや課題が多様化・複雑化する中、日々の暮らしを守り、地域の活性化を図るには、市民と事業所、行政など多様な主体が目的を共有しながら、相互の理解と信頼のもとで地域課題の解決を目指す「協働」による取組がますます重要になっています。

■ 地域における自治意識の醸成とともに、地域と行政が適切な役割分担のもとで、住民自治による地域づくりを推進するなど、市民が住民自治による地域づくりに積極的に参加できる仕組みづくりが求められています。

■ 本市では、誇るべき伝統行事や地域に根付いた祭りを通じて、地域の特性を活かした様々な地域づくりが進められてきた結果、個性と魅力あふれる地域が形成されてきました。

■ また、市民一人ひとりが「光市民憲章」の精神を引き継ぎながら、青少年の健全育成や環境保全活動、地域とともにある学校づくりを目指したコミュニティ・スクールなど、市民力、地域力を活かした特色ある様々な取組が進められています。

■ 今後とも、地域活動を担う人材の育成や活動団体を支援するなど、地域と行政による相互理解を図るとともに、多様な市民が活動分野を超えた「協働」による地域づくりを推進していく必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが、主体的かつ実践的にまちづくりや地域づくりに参画できる「協働」の仕組みづくりを進めるとともに、地域活動の推進を図ります。

また、地域づくり支援センターを中核としながら、様々な団体の活動を支援するとともに、世代や地域を超えて、市民活動に参加できる環境を整備します。

【施策展開の方向】

(1) 「光市民憲章」の普及啓発

市民一人ひとりが主体的かつ実践的なまちづくりへの参画を促進するため、市民の行動規範となる「光市民憲章」の普及啓発に努めるとともに、地域づくり活動への参加と住民自治の促進を図ります。

(2) 協働型まちづくりの具現化

地域における協働意識の醸成とともに、市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化に向けて、身近な道路や公園を地域や団体が管理する「アダプト・プログラム（里親制度）」を推進します。

また、多様化、複雑化する地域課題を市民と行政が知恵を出し合い、協働することにより、効果的、効率的な解決を目指す「協働事業提案制度」を推進するとともに、市民と行政が公共的課題の意見交換を行うなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

(3) 活動しやすい環境の整備

誰もが安心して活動に参加できるよう市民活動補償制度等による支援とともに、活動団体によるネットワークの形成や活動への助言を行うなど、様々な市民活動等に関する相談・支援体制の構築を進めます。

また、市民一人ひとりが主体的にコミュニティ活動を実践できるよう、地域づくり支援センターを中心とする活動場所の提供や地域コミュニティ活動の拠点の充実を図るなど、市民が活動しやすい環境の整備を図ります。

(4) 多彩な地域活動への支援

市民が気軽に地域活動に参加できる意識の醸成とともに、多様な活動を支援するため、広報誌やホームページに加え、フェイスブック等のSNSを活用した積極的な情報発信に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市民憲章の普及啓発						文化・社会教育課
協働の地域づくり意識の醸成						地域づくり推進課
アダプト・プログラムの推進						地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進						地域づくり推進課
都市公園等の協働管理						都市政策課
地域づくり支援センターの充実						地域づくり推進課
市民活動補償制度の実施						地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築						地域づくり推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①まちづくり活動に参加している人の割合	25.1%	
②協働事業の数 (年度)	80 件	
③アダプト・プログラムの参加団体数	18 団体	
④地域づくり支援センターの利用者数 (年度)	23,180 人	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②④地域づくり推進課【2】

③地域づくり推進課【3】

★ 政策2 持続可能な地域コミュニティの形成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後さらなる地域コミュニティの希薄化が予測される中、地域コミュニティを維持するには、従来の地縁等による住民のつながりとともに、地域活動を支える市民団体との連携や世代、性別、立場を超えた「協働」の仕組みづくりが求められています。また、地域の担い手不足や活動団体を支援できる組織体制づくりも必要となっています。

■ 市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、地域の暮らしを守り、豊かな地域社会の構築に向けて、人と人とのつながりや支え合いのもとに、地域の実情に応じた自助、互助、共助、公助の役割分担による主体的な地域コミュニティの運営とともに、高齢者をはじめ地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保が求められています。

■ コミュニティ協議会においては、地域の将来を自ら考え、決め、行動するための「コミュニティプラン」の策定が進んでいます。今後とも、地域課題の共有や解決に向けて、コミュニティプランの未策定地域への策定支援をはじめ、地域おこし協力隊の活用や地域担当職員の配置、行政職員で構成する「地域ふれあい協働隊」による地域コミュニティ活動への支援を通じて、地域の課題は地域で解決できる「地域自治」の推進が求められています。

■ 地域コミュニティで重要な役割を担う自治会については、会員や役員の高齢化をはじめ加入者の減少に伴う地域活動の衰退、さらには組織の衰退化や解散により、自治会が存在しない地域も存在しています。本市においては、従前からの地縁関係を基盤とする334団体の自治会が形成され、加入世帯数18,209世帯、加入率は77.8%（令和2年度末時点）となっていますが、主体的に取り組む地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。

■ 本市では、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「対話」と「つながり」による地域の活性化を図るため、平成28年4月に全ての公民館をコミュニティセンターに移行しました。また、平成31年1月には大和支所と図書館大和分館、大和コミュニティセンターの機能を集約した複合型施設として、新たな大和コミュニティセンターを整備しました。

■ 地域コミュニティの拠点となるコミュニティセンターの充実とともに、学校等との協働による地域コミュニティ活動の活性化を図るため、塩田、東荷の両地区では学校の空き教室を活用したコミュニティセンターの複合化を実施しました。また、地域をはじめ市民が安心して利用できる施設を目指して「三島コミュニティセンター整備事業」に着手するなど、今後とも、持続可能な地域コミュニティ活動の推進、運営体制の構築が求められています。

■ 離島である牛島や農山村地域などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

【基本方針】

「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、地域住民による自主的・主体的な地域運営とともに、「コミュニティプラン」等を踏まえながら、地域の課題は地域で解決できる「地域自治」の推進を図ります。

また、地域コミュニティの拠点施設となるコミュニティセンターの充実とともに、持続可能な地域コミュニティ活動の推進、運営体制の構築に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 自治会の活性化支援

暮らしの中の様々な課題に隣近所の住民が力を合わせながら、互いに助け合うことができるよう、自治会と行政の協力、連携体制の強化とともに地域課題を共有することで、課題解決に向けた取り組みを進めます。

また、自治会活動に関する情報提供の充実とともに、市民の共助の意識を高め、身近なくらしを支える自治会への加入を促進するなど、自治会と行政が担う役割分担を通じて、互いの主体性を尊重しながら地域の活性化に取り組むとともに、地域コミュニティ活動の推進に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

地域の課題を地域で解決できる「地域自治」を推進するため、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「人、モノ、金、情報」等を提供する仕組みづくりの構築とともに、各地域で作成した「コミュニティプラン（夢プラン）」に基づき、地域の主体的な取組を支援するなど、関係機関とも連携しながら、持続可能な地域コミュニティ活動への支援に努めます。

また、「地域おこし協力隊」の積極的な活動支援をはじめ、地域担当職員の配置や市職員による「地域ふれあい協働隊」による地域行事への参画など、地域と行政の連携による関係づくりを進めるとともに、地域の実情に応じた「地域自治」の推進を図ります。

さらには、生涯学習や地域福祉など様々な行政分野との連携とともに、市民が自ら考え、アイデアを活かした活動を支援するなど、活動の活性化に向けた学習機会の提供をはじめ広報、ホームページ、SNS等を活用した積極的な情報提供に努めます。

(3) 地域コミュニティを担う人材の育成

地域で主体的に活動できる人材や組織のマネジメントを担う人材の育成のほか、様々な活動への助言やコーディネートできる人材の育成を図るなど、地域のネットワークやSNS等を活用した人材の発掘に努めます。

また、中山間地域の活性化や移住・定住促進等の視点から、中山間地域での活動人材の確保とともに、地域住民と「地域おこし協力隊」による地域課題の解決をはじめ、空き家等を活用した地域主体の移住促進活動への支援や地域の特性を活かした交流活動を促進します。

さらには、豊富な知識や技術、経験を有するシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備に努めます。

(4) 地域コミュニティ組織の運営体制の確立

近接する小学校の空き教室を活用し、校舎内に移転した塩田及び東荷コミュニティセンターについては、地域と学校が一体となって活動を進めていくとともに、将来にわたり、多くの市民が安心して利用できる施設となるよう、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備・充実に向けて、三島コミュニティセンター整備事業に取り組みます。

また、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、地域コミュニティとコミュニティ・スクールとの連携をはじめ、各種団体とも協働できる地域コミュニティ組織による持続可能な運営体制づくりを支援します。

(5) 地域における移動手手段の確保

高齢者をはじめ地域住民の日常生活に必要な移動手手段を確保するため、伊保木地区において、「いおき楽々会」が実施する交通弱者への送迎等の先行事例をモデルとしながら、地域の特性に応じた移動手手段の確保とともに、地域住民が主体性を持ちながら、地域における移動手手段として持続可能な運営体制の構築に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
自治会の周知や加入促進への支援						地域づくり推進課
光市コミュニティ推進基本方針の推進						地域づくり推進課 関係各課
コミュニティプランの具現化に向けた支援						地域づくり推進課
地域おこし協力隊の活用						地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成						地域づくり推進課
コミュニティ協議会の運営の支援						地域づくり推進課
地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携・促進						地域づくり推進課 学校教育課
中山間地域における移住・定住の促進						企画調整課 関係各課
コミュニティ交通事業の実施						公共交通政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①自治会加入率	77.8%	
②地域のコミュニティプラン(夢プラン)の策定割合	58.3%	
③地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	52.5%	
④地域おこし協力隊隊員延べ人数	2人	
⑤コミュニティ交通事業の実施団体数	1団体	

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【2】

②④地域づくり推進課【3】(H29-R3の累計)、目標値はH29-R8の累計

③市民アンケート【2】

⑤公共交通政策課【3】

★ 政策3 多文化共生社会の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができるよう、多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る必要があります。
- 社会のグローバル化の進展とともに、外国人住民が増加傾向にある中、生活習慣や地域における生活ルールの遵守など、互いの価値を認め合いながら、地域での共生が求められています。
- 地域社会を構成員する生活者の観点から、外国人住民にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及啓発を通じて、地域における外国人住民と地域住民とのコミュニケーション機会の創出とともに、相互理解を促進していく必要があります。
- また、外国人住民に日本語学習支援を行うボランティア人材の育成やボランティア活動の支援など、山口県国際交流協会等との連携による多文化共生の総合的な推進が求められています。
- 次代を担う子どもたちには、国際理解を深め、国や地域を超えた人々との交流や体験を通じて、確かな語学力や豊かな想像力、積極的な発信力の習得が必要とされています。さらには、中学生の海外派遣をはじめ、言語スキルやコミュニケーション能力を養う英語教育により、国際社会を生き抜く人材の育成が求められています。

【基本方針】

多様な個人がそれぞれの能力を発揮しつつ、地域社会で共生できる「多文化共生社会」の実現を目指すとともに、誰もが暮らしやすく、自分らしく活躍できる社会の構築に向けた意識の醸成を図ります。また、市民が主体的に行う多文化共生社会の推進に向けた「やさしい日本語」の普及や日本語学習支援の取り組みを支援します。

さらには、国際理解を深める教育の充実とともに、国際社会を生き抜く幅広い視野と豊かな人間性を育みます。

【施策展開の方向】

(1) 多文化共生に向けた環境整備

外国人住民をはじめ地域住民が安心して暮らし、働き続けられる環境を整備するため、日常生活や緊急時等に必要不可欠な情報については、外国人住民の多くが理解できるとされる「やさしい日本語」での情報発信に配慮するとともに、外国人住民が地域に馴染み、関わり合いながら暮らすことができる社会環境を生み出す機運の醸成に努めます。

また、山口県国際交流協会が運営する多文化共生関連のボランティアや多言語対応支援の周知を図るなど、外国人住民の生活に関わる情報提供の充実に努めるとともに、「やさしい日本語」の普及や啓発を通して、外国人住民と地域住民によるコミュニケーションの機会を増やし、地域における多文化共生の推進や相互理解を促進します。

(2) 多文化理解教育の充実と外国人児童に対する学習支援

外国人住民の増加に伴い、教育現場においても多文化理解を深めるための教育の推進とともに、日本語指導が必要な外国人児童が在籍する学校に日常会話や文字指導などの初期指導を行う日本語指導員を派遣し、子どもたちがともに学べる学習環境の創出を図ります。

(3) 国際理解・国際交流の推進

国際理解に向けた教育の推進に加え、中学生の海外派遣事業や英語スピーチコンテストの開催など、国際理解、異文化体験に関する学習機会を創出します。

また、山口県国際交流協会と連携を図りながら、市内における多文化共生の推進や市民の国際感覚の醸成に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
やさしい日本語の普及・啓発						企画調整課
日本語学習ボランティア人材の育成支援						企画調整課
市民主体による日本語学習支援活動の推進						企画調整課
外国人児童に対する学習支援体制の確保						学校教育課
国際理解教育の推進						学校教育課
グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実						学校教育課
中学生の海外派遣事業の推進						教育総務課
英語スピーチコンテストの開催						文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
① 「やさしい日本語」による情報提供	9件	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【2】

★ 政策 4 市民活動への支援

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 行政と地域の様々な主体（市民・団体等）がともに公共の担い手となり、官民協働で活動する「新しい公共」の担い手として、社会的使命とともに社会公益活動に取り組むボランティアや、組織的な公益的活動を行うNPO等、柔軟性や迅速性に富み、先駆的な取組を展開できる市民活動が求められています。

■ 本市では、平成17年12月に策定した「光市市民活動推進のための基本方針」に基づき、市民活動の拠点施設となる地域づくり支援センターの整備をはじめ、安心して市民活動等に参加できるよう「市民活動補償制度」を創設するなど、市民活動の活性化に向けた環境づくりを進めてきました。

■ その結果、市民活動は、福祉や子育て、教育、地域づくり、環境分野など、様々な分野に広がり、活動団体58団体のうち、NPO法人は18団体（令和2年度末時点）となっています。一方では、団体会員数の減少や参加者の固定化、高齢化、さらには活動分野の偏在化など、幅広い市民活動への参画を促す取組が必要となっています。

■ 今後とも、場所や情報、資金など、市民活動に要する資源の充実や市民同士の交流の促進を通して、市民活動に取り組みやすい環境の整備を進めるとともに、多様化・複雑化する公共的課題（地域課題や社会的課題等）に官民協働により解決を目指す協働事業提案制度などの積極的な活用が求められています。

【基本方針】

様々な活動に市民が主体的に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供や拠点機能の充実とともに活動環境の整備を図るなど、市民同士のネットワークの形成に向けた交流の場づくりを進めます。

また、幅広い市民の活動参加を促進するため、各種情報誌や講座等を通じた周知・啓発を進めるとともに、市民意識の高揚を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 市民活動の普及啓発

市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、気軽にボランティア活動に取り組める機会づくりや様々な社会貢献活動に参加できるよう、積極的な情報提供に努めます。

また、学校教育における様々な学習・体験の場を通じて、市民活動に対する意識の醸成を図るとともに、次世代を担う青少年が市民活動に関心を持ち、ボランティア活動などに積極的に参加できる機会を創出します。

(2) 市民活動の支援

ボランティア活動など市民活動の活発化に向けて、市民一人ひとりの自主性や主体性を尊重しながら、必要に応じてNPO法人化に向けた支援を行うとともに、「新しい公共」の担い手となる人材の育成や確保に努めます。

また、活動資金に関する相談・情報提供機能の充実を図るとともに、ひかり市民活動ネットワークを中心に、市民と参加団体によるネットワークを形成するなど、交流の場づくりに向けた取組を進めます。

(3) テーマ型コミュニティによる公的サービスの提供

行政とともに地域住民をはじめ様々な主体が公共の担い手となる「新しい公共」の考え方に基づき、多様化・複雑化する公共的な課題については、市民と行政の協働により課題解決を目指す「協働事業提案制度」等を有効に活用するなど、効率的かつ効果的な事業の展開に加え、さらなる市民サービスの向上に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
ボランティア活動の促進						地域づくり推進課 関係各課
NPOなど社会貢献活動の促進						地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築 【再掲】						地域づくり推進課 関係各課
地域や団体間のネットワークの構築						地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進【再掲】						地域づくり推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①NPO法人の数	17 団体	
②市民活動団体の登録数	58 団体	

※近況値出典【年度】：①②地域づくり推進課【3】

● 重点目標 2 市民力向上のために

★ 政策 1 生涯学習社会の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 生涯学習の推進は、個人の知識や教養を深め、人生をより豊かにするだけでなく、日々の学習を通じた仲間づくりをはじめ、学習成果を活かした地域づくりへの発展が期待されるなど、地域の活性化にもつながるものと期待されています。

■ 本市では、「第3次光市生涯学習推進プラン」に基づき、いつでも、どこでも学べる環境づくり、学びを活かしてつながる絆づくり、そして、市民とともに学びを進める地域づくりを重視しながら、市民が学ぶ楽しさや社会貢献の喜びを感じるとともに、仲間や地域の「わ」が広がる「循環型学習社会」の構築を進めています。

■ これまでも、生涯学習ニュースコレクター制度の導入や生涯学習サポートバンクの効果的・効率的な運営をはじめ、学習関連情報の積極的な発信や人材活用制度の充実とともに、生涯学習センターやコミュニティセンター、図書館等の生涯学習の拠点となる様々な施設の充実に努めてきました。

■ 今後とも、こうした生涯学習の充実とともに、さらなる地域コミュニティの活性化をはじめ、地域の教育力向上にも資する学びを通じて、人や地域のつながりに重点を置いた取組が求められています。

■ また、重要な生涯学習拠点の一つである図書館の機能向上や利用環境の充実をはじめ、家庭や学校、幼稚園・保育所、コミュニティセンター等と連携を図りながら、幼少期から本に親しむ習慣づくりや読書活動を支援するなど、読書環境のさらなる整備・充実を図る必要があります。

【基本方針】

「第3次光市生涯学習推進プラン」に基づき、豊かな学びを通して仲間や地域の「わ」が広がる循環型学習社会の構築を進めるとともに、生涯学習の拠点となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能の充実と効果的な活用に努めます。

また、生涯学習拠点の一つである図書館についても、家庭や学校、幼稚園・保育所、コミュニティセンター等との連携により、本をより身近に感じ、親しめる読書環境の充実とともに、今後の図書館のあり方についても検討します。

【施策展開の方向】

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

「第3次光市生涯学習推進プラン」に基づき、全ての市民が学びの楽しさや社会貢献の喜びを感じることができるよう、様々な学びを通して、仲間や地域の「わ」が広がる「循環型学習社会」の構築とともに、ライフステージに応じた生涯学習活動ができる環境の整備を進めます。

また、総合的な生涯学習関連施策を効率的かつ効果的に推進するとともに、生涯学習の拠点施設となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能の充実を図ります。

(2) 学習機会の提供と環境の整備

生涯学習センターを拠点として、利用者の利便性の向上を図りながら、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応じた学習機会の提供とともに、SNS等を活用した情報発信をはじめ生涯学習に関する情報誌の充実を図るなど、市民の自主的、自発的な生涯学習活動を支援します。

また、生涯学習センターや生涯学習関連施設において、市民が自ら学びを深めることができるよう、各種学習相談に適切に対応できる体制の充実とともに、各種講座やイベントをはじめ、活動団体やボランティア団体など、必要な情報の積極的な提供に努めます。

(3) 学習成果の地域づくりへの活用

市民が学んだ成果をまちづくりや地域づくりに活かせるよう、生涯学習サポートバンクの機能の充実や学習環境の整備を進めるなど、様々な学びを通じた仲間づくりや交流の活性化を支援します。

また、地域の歴史や文化等を学び、郷土の愛着を深めるふるさと学習の推進や地域が抱える課題の解決につながる学習機会の提供に努めます。

さらには、地域や学校、家庭とのつながりを保ちながら、家庭教育を支援する仕組みの構築など、コミュニティの活性化や地域の教育力向上を目指します。

(4) 読書環境の整備と活動支援

生涯学習拠点の一つである図書館についても、継続して利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の整備を図り、「新しい生活様式」を踏まえた電子書籍の有効な活用など、市民の利便性や生涯学習意欲を高める図書館サービスの充実に努めます。

また、「第4次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳児に絵本を配布するブックスタート事業をはじめ、幼少時から本に親しむ習慣づくりや子どもを中心とした読書活動の支援など、関係各所と連携を図りながら、市民の読書環境の充実に努めます。

さらには、図書館の運営に関して図書館協議会の意見を踏まえながら、市民との協働による図書館運営の推進とともに、将来的な図書館のあり方について検討します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第3次光市生涯学習推進プランの推進						地域づくり推進課 関係各課
魅力ある学習機会の提供・拡充						地域づくり推進課
生涯学習講座の充実及び情報提供						地域づくり推進課 文化・社会教育課
生涯学習サポートバンクの充実						地域づくり推進課
ふるさと学習の展開						文化・社会教育課
第4次光市子どもの読書活動推進計画の推進						図書館 関係各課
電子図書館の普及・啓発						図書館
ブックスタート事業の実施						図書館 子ども家庭課 健康増進課
図書館のあり方の検討						図書館

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①生涯学習サポートバンク登録者数 (個人)	51 人	
②生涯学習サポートバンク登録者数 (団体)	56 団体	
③図書館貸出密度 (貸出数/人口) (年度)	4.34 冊	
④電子図書貸出数 (年度)	—	

※近況値出典【年度】：①②地域づくり推進課【3】

③図書館【2】

④図書館【2】(R3 制度開始)

★ 政策 2 芸術・文化の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 芸術や文化は、日々の暮らしにゆとりや潤いをもたらし、豊かな人間性の涵養に資するとともに、感動の共有を通じた他者との相互理解の促進など、人と人とのつながりも生み出します。また、地域の伝統文化を後世に継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもなります。
- そうした芸術・文化活動の振興を図るため、本市では、優れた芸術・文化に触れ合う機会を創出するとともに、伊藤公資料館をはじめ施設の有効的な活用や様々な活動に関する情報提供など、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備を進めています。
- 本市には、彫金の分野における重要無形文化財保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財の石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居、有形・無形の文化財や史跡などが多数存在しています。また、早長八幡宮の秋まつりや東荷神舞など、地域に根差した伝統行事や祭りが、市内各所で脈々と受け継がれています。
- 公益財団法人光市文化振興財団や光文化協会とも連携を図りながら、貴重な文化財や伝統行事の保存・活用・継承とともに、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興、地域の活性化等を図ってきましたが、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、こうした特色ある伝統行事や地域の祭りの継承も困難になりつつあります。
- 今後とも、次代を担う子どもたちの学習機会の充実や地域との連携・協働により、後継者の育成に努めるなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化への誇りや愛着とともに、先人から受け継がれてきた貴重な伝統文化を後世に継承していく取組が求められています。
- 本市の様々な文化的・歴史的資源を有効に活用するため、市内外への積極的な情報発信とともに、多様な情報発信媒体を通じた効果的な魅力の発信が求められています。

【基本方針】

文化拠点施設の有効な活用を通じて、優れた芸術や文化に触れる機会を創出し、多くの市民が芸術・文化に親しめる環境を整備するとともに、伊藤公資料館をはじめ本市の文化的な特色を活かした観光振興や地域の活性化等を図ります。

また、市民との協働により、文化財・歴史的資源の保存・活用・継承に努め、地域コミュニティの活性化や地域間の交流を促進するとともに、ふるさとの歴史への誇りや愛着が持てる取組を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 芸術・文化活動の活性化

市民の芸術・文化活動への関心を高め、活動機会の拡充とともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図るなど、文化行事等への参加者の拡大に努めます。

また、市民の自主的な文化・芸術活動を支援するとともに、各種団体における指導者や活動を担う人材育成の支援に努めます。

さらには、重要無形文化財保持者（人間国宝）の優れた作品を市民が身近に鑑賞できる機会等を創出するなど、芸術や文化に対する市民の意識の高揚を図ります。

(2) 文化財や歴史的資源の保存と活用

国指定文化財の石城神社本殿や国指定史跡の石城山神籠石など、本市の文化財や歴史的資源を有効に活用するため、郷土史研究グループや市民ボランティア、研究機関等と連携を図りながら、適切な保存・活用・継承に努めるとともに、調査・研究活動の充実化を図ります。

また、歴史や文化への市民の関心を高めるため、冊子「未来をひらく 光市の歴史文化」等を活用した歴史講座の開催や現地学習の促進とともに、多様な普及啓発活動の推進や文化財等の適切な保存、気軽に鑑賞できる環境を整備するなど、交流活動の活性化に努めます。

さらには、伊藤公生誕 180 年を記念して、伊藤公資料館シアターホール内の映像をリニューアルするとともに、明治維新 150 年を通じて構築した伊藤公資料館の学習環境を活かしていくことで、伊藤公資料館の周知及び入館者の増加とともに、さらなる観光面の強化を図ります。

(3) 伝統芸能や祭りの保存・継承

地域に密着した伝統的な祭りや特色ある伝統芸能の保存・継承に向けて、地域との協働による後継者の育成支援に努めます。

また、地域に根ざした伝統行事や祭り等を通して、地域コミュニティの活性化や地域間の連携、人的交流を促進するとともに、学校等との連携のもと、体験学習等の機会を積極的に活用するなど、次世代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出します。

(4) 文化施設等の利用促進と環境整備

市民ホールや文化センターなどの文化関連施設の効果的、効率的な管理・運営に努めるとともに、市民ニーズを踏まえた情報発信や事業展開を図るなど、市民の自主的な芸術・文化活動の拠点としての利用を促進します。

また、市民が施設をより安全に、良好に利用できるよう、施設内の設備の充実や建物の保全・管理など、環境の整備を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
芸術・文化活動に関する各種情報の提供						文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動の支援						文化・社会教育課
文化団体への活動支援						文化・社会教育課
芸術・文化鑑賞機会の提供						文化・社会教育課
市民参加型の芸術・文化活動の企画・開催						文化・社会教育課
文化財の発掘及び調査・研究						文化・社会教育課
石城山神籠石の保存・管理						文化・社会教育課
文化財・歴史資料の保存・保護						文化・社会教育課
文化財・伝統芸能等を活用した事業の実施						文化・社会教育課
石城山史跡の保存・活用						文化・社会教育課
伝統芸能の後継者の育成						文化・社会教育課
伝統行事・祭りの保存・継承と情報発信						文化・社会教育課
歴史・文化施設等の整備充実						文化・社会教育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①文化財の保存・活用に携わる市民ボランティアの数 (年度)	250 人	
②光市美術展・光市芸能祭・光市文化祭の参加者数(観 客・スタッフ・出演者)	56 人	
③地域の行事や祭りに参加している人の割合	36.6%	
④歴史・文化施設の年間利用者数 (年度)	25,871 人	

※近況値出典【年度】：①②④文化・社会教育課【2】

③市民アンケート【2】

★ 政策3 スポーツの振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 近年の健康志向の高まりやライフスタイルの変化を受けて、日常的に健康づくりや体力づくりに取り組むとともに、スポーツを通じた地域での交流や親睦、心身の健全な育成や社会性を培うなど、多様なスポーツ活動が行われています。
- スポーツは、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しみ、関われるものであり、心身の健康保持や体力づくりをはじめ、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化など、様々な形で市民生活の充実を図るとともに、まちづくりの推進において多面的な役割を担っています。
- 本市では、「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツの特性を活かした心身の健康の向上を目指し、光市体育協会や様々な関係団体との連携を図りながら、競技スポーツの競技力向上に向けた支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を進めるなど、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の普及に取り組んできました。
- 今後とも、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動を推進するとともに、活動する市民の安全を最大限に確保しながら、いつでも、どこでも、スポーツを楽しみ、親しめる環境づくりが求められています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのスポーツ活動の自粛や制限が余儀なくされる中、スポーツが持つ価値と魅力を発信するため、感染防止対策を徹底しながら、安全・安心のもとでの活動が求められています。
- 安全で快適にスポーツを幅広く楽しむことができる場を提供するため、各種スポーツ施設の計画的な整備と適切な維持管理が求められています。

【基本方針】

「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、市民が「する」「みる」「ささえる」スポーツに積極的に関わる機会を創出するとともに、ライフステージやライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動の推進を図ります。また、健康及び体力の保持増進や地域社会の活性化を図るなど、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツを持続的に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

さらには、競技力を有する選手の育成を目指した指導者の育成をはじめ、学校や競技団体等とも連携しながら、選手の育成や競技力の向上を図るとともに、各種スポーツ施設の効率的な運用と計画的な維持管理に努めます。

【施策展開の方向】

(1) スポーツ・レクリエーションの推進

心身の健康の保持増進や体力づくり、青少年の健全育成等の役割を担うスポーツを振興にするため、「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツ推進委員協議会をはじめ体育協会、スポーツ少年団、学校、スポーツ関係団体等との連携を図りながら、市民一人ひとりのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、多様なスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境の整備に努めます。

また、スポーツ推進委員の資質の向上や総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、地域に根差したスポーツの指導や普及を推進します。

さらには、誰もが気軽にスポーツに関わる機会の創造に向けて、ニュースポーツの普及をはじめ、スポーツ教室やイベント等の開催、スポーツに関する情報提供の充実に努めます。

(2) 競技スポーツの推進

競技スポーツにおける選手の活躍は、市民に夢や希望をもたらし、地域の活性化やスポーツ人口の拡大に向けて、学校や競技団体等との連携を図りながら、全国トップレベルの大会で活躍する選手や、より高い競技力を有する選手の育成と競技力の向上に向けた必要な支援を行うとともに、そうした競技力向上に向けた指導者の確保や育成を図るなど、多くの市民がスポーツ活動に関わる機会の創出を目指します。

また、優秀な成績を収めた選手や功労者を表彰することにより、さらなる競技スポーツの意識の高揚と普及を図ります。

さらには、優秀なスポーツ指導者の確保・育成するため、各種研修の機会や情報提供に努めるなど、資質や能力の向上に努めます。

(3) スポーツ環境の充実

総合体育館や大和総合運動公園、光スポーツ公園など大規模施設については、市民が様々な競技を観戦し、また、そうした競技を支える多様なスポーツ活動の場として、施設の効率的な運用と計画的な維持・管理を行うとともに、施設を有効に活用した様々なイベント等にも対応できる施設環境の整備に努めます。

また、サン・アビリティーズ光や勤労者体育センター、学校体育施設など、市民が気軽に活用できる地域交流の拠点となる施設については、市民の日常的なスポーツ活動の場として有効に活用するなど、適切な情報を発信するとともに、効率的な運用や利用の促進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市スポーツ推進基本計画の推進						体育課 関係各課
スポーツ・レクリエーション活動の推進						体育課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催						体育課 関係各課
総合型地域スポーツクラブの育成・支援						体育課
ニュースポーツの普及推進						体育課
競技力向上に向けた支援						体育課 学校教育課
スポーツ優秀選手の表彰						体育課
スポーツ指導者の確保・育成						体育課
学校体育施設の開放や施設管理の充実						体育課 教育総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①週1回以上運動・スポーツをする人の割合	48.5%	
②スポーツ行事・大会(市主催)への参加者数(年度)	3,165人	
③スポーツ優秀選手表彰件数(年度)	69件	
④主要スポーツ施設の利用者数(年度)	486,038人	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②③④体育課【1】

★ 政策 4 人権尊重社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 日本国憲法における基本的人権の尊重という基本原理に則り、市民一人ひとりが、かけがえない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現することは、まちづくりの基本です。
- 本市の人権施策を総合的に推進する「光市人権施策推進指針」に基づき、「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」の観点から、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、家庭や地域、職場、学校など、あらゆる場を通じて、人権尊重の理念の正しい認識や理解を深める人権教育や人権啓発等に努めてきました。
- 家族形態の多様化や地域の連帯感の希薄化、さらには情報化社会の進展により、政治的、経済的、社会的な要因による人権課題への様化・複雑化が進んでおり、特に、インターネット等を通じた人権侵害等への対応などが課題の一つになっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者などへのいわれなき差別やいじめが社会問題化しており、こうした新たな人権課題への早急な対応が求められています。
- 人権擁護機関など関係機関による連携やネットワーク化、相談窓口体制の充実、さらには相談担当職員の資質の向上など、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実が求められています。
- LGBTや事実婚の方を対象とするパートナーシップ制度を実施する自治体が増加する中、社会における性の多様性への理解とともに、誰しも多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生活できるジェンダー平等意識の醸成が求められています。

【基本方針】

「光市人権施策推進指針」の理念に基づき、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、学校をはじめあらゆる場面において、継続的な人権教育・啓発の推進やジェンダー平等への意識の醸成など、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指すとともに、市民と行政が一体となった人権擁護活動を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 人権施策の推進体制の整備・充実

「光市人権施策推進指針」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、総合的な人権施策の推進とともに、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策を推進します。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え、行動できるよう、光市人権施策推進審議会や光市人権教育推進協議会など、関係機関と連携を図るとともに、推進体制の強化、充実に努めます。

(2) 学校・地域における人権教育の推進

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性を大切にできる教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの人格を認め、他人を尊重できる人間関係の構築に向けた教育環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

さらには、地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

(3) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動を支援します。

さらには、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、「光市再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した者等が社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となるなど、市民の犯罪被害の防止とともに、犯罪や非行のない地域社会の構築を図ります。

(4) 人権課題への理解と人権啓発の推進

全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、多様性を認め合えるジェンダー平等を目指した環境を整備するとともに、性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を通じて、人権啓発を推進するとともに、人権意識及びジェンダー平等の視点に立った相談体制の整備・充実に努めます。

(5) 指導者の育成

様々な人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成や資質の向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られる情報提供に努めるなど、学習機会の充実を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市人権施策推進指針の推進						人権推進課 関係各課
光市人権施策推進審議会等との連携による 推進体制の充実強化						人権推進課
学校における人権教育の実施						学校教育課 人権教育課
人権に関する講演会や研修会の実施						人権教育課 人権推進課
コミュニティセンター等を拠点とした地域 における人権教育・啓発の充実						人権教育課 人権推進課
人権に関する相談事業の実施						人権推進課
光市再犯防止推進計画の推進						人権推進課
人権教育の指導者の育成						人権教育課 人権推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人権教育・啓発事業参加者数(年度)	2,090 人	

※近況値出典【年度】：①人権推進課、人権教育課【2】

★ 政策 5 男女共同参画社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 女性も男性も互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性や活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するうえで極めて重要であるなど、社会全体で取り組むべき課題となっています。
- 国においては、平成 27 年 9 月に、女性の採用や登用、能力開発などに関して、国や地方公共団体、事業主の責務を定める「女性活躍推進法」が施行され、令和元年 5 月には、幅広い事業主が対象となり、情報公表区分の強化も含めた法律の一部改正が成立しました。令和 2 年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定するなど、全ての女性が輝く令和の社会の実現に向けた取組は、新たな段階を迎えています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、顕在化した女性の雇用や男女間の所得格差に加え、社会のグローバル化に伴うジェンダー平等への取組は、男女共同参画の重要性の認識とともに、支援を必要とする女性等が取り残されることのない社会の構築が求められています。
- 令和 2 年 10 月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」では、「男女の地位の平等意識」において「平等」が 18.5%であり、平成 27 年度調査でも 19.1%と、いずれも意識が低い状況にあることから、今後とも、不平等な慣習やしきたりの改善をはじめ、幼少時からの意識の醸成や女性自身のエンパワーメント支援など、男女共同参画社会の実現に向けた啓発、教育を図っていく必要があります。
- 本市では、市民一人ひとりが性別に関わらず、一人の人として個性が尊重される男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めるとともに、令和 4 年 3 月には、国や県の動向を踏まえ、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を目指して「第 4 次光市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 一人ひとりの生き方や家族形態の多様化への対応が求められる中、引き続き、男女間格差の解消や男女平等意識の醸成、さらには、配偶者等からの暴力（DV）の根絶に取り組むことが求められています。
- 女性の社会進出やライフスタイルの多様化を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とともに、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりが求められています。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともに仕事と家庭、地域活動を両立し、活躍するため、多様で柔軟な働き方の促進をはじめ、市民のニーズに即した子育て支援策の充実や地域活動への参画促進などの取組を進めます。

また、家庭、地域、職場、学校などにおける男女平等意識の醸成や配偶者等からの暴力を許さない環境づくりとともに、女性の活躍推進の観点から、働きたい女性が仕事を継続できる職場環境の整備に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 男女平等意識の醸成と啓発

「第4次光市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築に向けて、社会通念やしきたりに根付いた男女の固定的な役割分担意識の解消や正しい知識の習得を促すなど、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動の推進による男女平等意識の確立を目指します。

また、アンケートなどを活用しながら、男女平等意識の醸成とともに、様々な研修会や講演会の開催等通じて、人権や男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、政策・方針決定の過程や地域における女性の社会参画の促進とともに、男女の均等な就業機会や地位の改善が図られるよう市民、企業、団体等関係機関との連携を深めます。

また、光市男女共同参画推進ネットワークとの連携により、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場における男女共同参画の浸透を図るなど、「第4次光市男女共同参画基本計画」に基づく施策の着実な推進に努めます。

(3) 女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性自ら意欲や能力を高め、社会で活躍できるよう、女性の活躍推進の必要性を広く周知するとともに、女性の創業支援の充実に向けて、商工会議所や商工会、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、再就職やスキルアップを目指す女性を支援するなど、働きたい女性が子育てや介護などと仕事を両立できる職場環境の整備に向けた事業者への啓発に努めます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働の改善とともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、柔軟な働き方を踏まえた就業環境の整備や、仕事と生活の両立に向けたライフスタイルを推進するとともに、広報・啓発活動や講座・講演会の開催等に努めるなど、育児・介護休業制度や短時間正社員制度などの定着に向けて、県や関係機関等と連携して事業者への啓発に努めます。

また、様々な場における男性の家庭や地域活動への参画への意識の啓発を進めます。

(5) 男女間のあらゆる暴力等への対応

人権を侵害する暴力行為を許さない意識の醸成とともに、配偶者等からの暴力（DV）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの身体的、心理的な暴力行為の根絶に向けた周知・啓発活動を進めます。

また、関係機関とも連携を図りながら、DV被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知に努めながら、多様化する相談内容に適切に対応するため、相談体制の整備・充実とともに、相談から保護、自立に至る切れ目のない支援に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第4次光市男女共同参画基本計画の推進						人権推進課 関係各課
男女共同参画に関する庁内推進体制の充実						人権推進課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の推進						人権推進課 関係各課
光市男女共同参画推進ネットワークと連携した取組の推進						人権推進課
職業生活における女性活躍の推進						商工観光課 人権推進課
女性の就職、再就職、創業に対する支援						商工観光課
事業所等での男女共同参画の推進						人権推進課
男女間の暴力等に関する相談窓口・支援体制の整備・充実						福祉総務課 人権推進課
男女共同参画や男女間の暴力等に関する情報提供と啓発						人権推進課 福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①男女が平等だと思っている人の割合	34.9%	
②市の各種審議会等における女性の登用の割合	89.8%	
③役員の女性の割合 ◆地方創生SDGsローカル指標 5.5.2.1		
④家事従事者に関するジェンダーパリティ指数 (家事に従事する女性の人数/女性の労働力人口)/ (家事に従事する男性の人数/男性の労働力人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 5.4.1.1		
⑤やまぐち男女共同参画推進事業者数(認定件数)(累計)	16件	
⑥市制度活用による創業・事業承継事業者数のうち、女性の件数(累計)	6件	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②人権推進課【3】

③④国勢調査【2】

⑤人権推進課【3】(県における制度開始以降の累計。目標値も同じ。)

⑥商工観光課【2】(H29-R2の累計)、目標値はR4-R8の累計

基本目標2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

● 重点目標1 結婚・出産・子育ての希望実現のために

★ 政策1 結婚・出産の希望実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 人口減少の要因である少子化が進行する中、価値観やライフスタイルの多様化により、若者を中心に結婚へのイメージは意識が変化しており、経済的な理由等も含めた未婚化や晩婚化の傾向が見受けられています。
- 厚生労働省の人口動態調査によると、令和元年の初婚年齢の平均は男性 31.2 歳、女性 29.6 歳であり、約 20 年前の平成 11 年と比較すると、男性で 2.5 歳、女性は 2.8 歳上昇し、令和 22 年（2040 年）の生涯未婚率は 24.1%と推計されています。
- さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による出会いの機会が減少しているほか、経済の悪化とも相まって婚姻数が減少傾向にある中、子どもの出生数もさらに減少することが見込まれ、少子化の一層の加速が懸念されています。
- これまで、医療機関や関係機関等との連携のもと、不妊・不育症治療への支援をはじめ、妊娠・出産時からのきめ細かな相談体制の構築や妊婦健診の無料化など、安心して子どもを養育できる環境を整備してきたほか、結婚を後押しするため、独身者の出会いの場を創出する事業を開始しました。
- 県や関係団体と連携した総合的な支援の継続・充実に加え、結婚・出産・子育ての希望を実現するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援の展開が求められています。

【基本方針】

結婚をしたいと考える個人の希望が叶えられるよう、最初のステップとなる「出会いの場」への参加促進や、温かく幸せな結婚生活の実現に向けた支援に取り組みます。

また、妊娠・出産に対する不安や悩みを解消する相談体制の充実や、不妊・不育症に悩む夫婦への支援などを様々な側面から行い、健やかな妊娠と出産の希望の実現に向けて、きめ細やかに取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 出会いと結婚の支援

まち全体で温かく幸せな家庭づくりを応援し、本市への移住・定住につなげるため、県や関係団体等とも連携を図りながら、温かく幸せな家庭づくりの第一歩となる出会いの場への参加促進や結婚支援に向けた取組を推進します。

(2) 健やかな妊娠・出産支援

産院や小児科等による関係機関をはじめ母子保健推進員等とも連携しながら、リスクの高い妊婦の把握に努め、心身ともに不安定になりやすい産後に対して、心身のケアや育児サポート等を行う支援体制を確保します。

また、妊産婦への健康診査の実施や妊産婦訪問など、相談・指導体制の充実に努めるとともに、各種相談や教室等を通じて親になることへの不安や悩みの軽減に努めます。

さらには、不妊・不育症に悩む夫婦への経済的・精神的支援の充実に努めるなど、子どもを授かる「希望の実現」に向けて支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
出会いの場への参加促進						企画調整課
子ども・子育て総合相談体制の充実						子ども家庭課
産院・小児科や関係機関との連携						健康増進課 関係各課
妊娠・出産ケアシステムの充実と個別相談の充実						健康増進課 子ども家庭課
妊産婦健康診査の実施						健康増進課
不妊・不育症治療への支援						健康増進課
産後ケア事業の実施						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①やまぐち結婚応援センター会員の登録者数 (年度)	27 人	
②子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数 (年度)	7,185 件	
③妊婦健康診査受診率 (年度)	97.8%	
④一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数(年度)	一般 43 件 単市 不育 3 件	
⑤産後ケア事業の実施延べ件数 (年度)	18 件	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【2】

②子ども家庭課(子ども相談センターきゅっと)、健康増進課【2】

③④⑤健康増進課【2】

★ 政策2 子育て支援の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 少子高齢化・核家族化の進展や共働き家庭の増加、さらには地域とのつながりの希薄化など、時代の変化とともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育て家庭の負担や不安、孤立感の高まりといった様々な課題に対応するため、行政や地域をはじめ社会全体による総合的な子育て支援の充実や施策の展開が求められています。
- 国においては、未婚率の上昇や晩婚化、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因に基づく少子化の流れを食い止めるため、子ども・子育て関連3法の施行とともに、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。
- 本市は、全国でも唯一無二の「おっぴい都市宣言」のまちとして、「母と子と父そして人にやさしいまち」の理念が、まち全体に根付いており、父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、学校や地域、事業所、行政が一体となった取組を進めてきました。
- 令和2年3月には「第2期光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域子ども・子育て支援事業が適切に提供できるよう対応を進めるとともに、「おっぴい都市」として独自性の高い施策を総合的かつ計画的に実施しています。
- また、子ども相談センターきゅっとを中心に、子ども・子育て総合相談体制の充実をはじめ、自家用工業用水道事業の安定した財源を活用して、県内トップクラスの乳幼児・子ども医療費助成制度を維持するなど、今後とも、安心に包まれた健やかな「子育て・子育て環境」の整備・充実とともに、様々な側面から子育て家庭の負担軽減に向けたアプローチが求められています。
- さらには、令和3年6月に「育児・休業法」が改正され、「男性産休」がとれる新制度をはじめ、有期契約労働者も育休の取得が可能となるなど、産休、育休をより取得しやすい子育て環境の充実とともに、そうした職場風土の醸成も求められています。

【基本方針】

「おっぴい都市宣言」のまちとして、本市で子どもを生み育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援の充実とともに、一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細やかな支援を行うなど、将来的な子どもの健やかな育ちにつなげます。

また、子育てが楽しいと実感できるよう、子育ての不安を軽減するための様々な施策を展開するなど、心身ともに親子が健康で過ごせる環境づくりを進めます。

【施策展開の方向】

(1) 地域ぐるみによる子育て意識の醸成

「おっばい都市宣言」の理念を踏まえた、ふれあいの子育て「おっばい育児」を推進するとともに、市民全員が子育て応援団の一員として子育て家庭に寄り添い、将来を担う子どもたちの健やかな成長につながるよう、「おっばいまつり」などを通じた地域ぐるみの子育て意識の醸成を図ります。

また、中高生と乳幼児とのふれあいの場を創出するとともに、地域全体に子育ての「わ」を広げるなど、地域ぐるみで子育て家庭を支える、子育てにやさしい環境づくりを進めます。

(2) 子育て支援体制の充実

子育て世代包括支援センター機能と児童虐待などに対応する家庭児童相談機能を備えた子ども家庭総合支援拠点である「子ども相談センターきゅっと」を中心に、子ども・子育て相談体制の充実を図るなど、切れ目のない支援を展開します。

また、産前・産後サポーター派遣事業など、様々なサポートの推進を図るとともに、子育て情報誌やホームページ等を通じて、積極的な子育て支援情報を提供するなど、本市での子育てに対する安心感を醸成します。

(3) 子育て・子育て環境の質の向上

放課後児童クラブ（サンホーム）の管理運営をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や父親の育児参加を促進するとともに、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるなど、多様なライフスタイルに応じた総合的な子育て・子育て環境の充実に努めます。

また、子育て家庭の孤立等を防ぐため、子育て支援センターの利用促進や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互による交流機会の充実に努めます。

さらには、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、「子ども医療費助成事業」等による子育て家庭への経済的支援や特に支援を必要とする子どもや家庭を支援するとともに、子どもの養育や経済面の不安を抱えがちなひとり親家庭への相談や自立に向けた支援の充実に努めます。

(4) 母子保健対策の充実と食育の推進

医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児への健康診査や育児相談等の母子保健事業の一層の充実に努めます。

また、生涯にわたり、健全な食生活を実践するため、家庭をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、地域等との連携により、豊かな人間性を育むための基礎となる、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進						子ども家庭課 関係各課
おっぴまつりの開催やおっぴ冊子等による子育て意識の醸成						子ども家庭課 健康増進課
子ども・子育て総合相談体制の充実【再掲】						子ども家庭課
産前・産後サポーター派遣事業の実施						子ども家庭課
子育てに関する情報提供の充実						子ども家庭課
地域における子育て見守りネットワークの構築						子ども家庭課 関係各課
ファミリーサポートセンター事業の実施						子ども家庭課
育児休業制度の普及啓発など就労環境の整備促進						子ども家庭課 商工観光課
放課後児童クラブ（サンホーム）の管理・運営						文化・社会教育課
子育てサークル等の育成と支援						子ども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の実施						子ども家庭課
ひとり親家庭への支援						子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施						子ども家庭課
乳幼児健康診査の実施						健康増進課
育児相談・教室の実施						健康増進課
母子訪問事業の実施						健康増進課
発達支援事業の実施						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①子育て支援活動に参加している人の割合	11.1%	
②産前・産後サポーター派遣事業の延べ件数 (年度)	31 件	
③地域の子育て支援拠点年間利用者数 (年度)	8,160 人	
④放課後児童クラブ(サンホーム)待機児童数	0 人	
⑤戸別訪問延べ件数 (年度)	330 件	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②③子ども家庭課【2】

④文化・社会教育課【3】

⑤健康増進課【2】(妊婦、新生児、乳児、幼児の合計)

★ 政策3 幼児教育・保育の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 核家族化の進行や勤務時間の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中、幼稚園や保育所での教育・保育に加え、休日保育や一時預かり事業、病児保育事業、特別保育事業の実施など、家庭の実情に応じた多様できめ細やかなサービスの提供が求められています。

■ 国においては、幼児期の教育・保育の重要性とともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月より3～5歳の全ての子ども及び0～2歳の市民税非課税世帯を対象に幼児教育・保育の無償化が実施されました。

■ こうした中、本市では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児への市独自の保育料軽減の継続実施により、保護者の負担軽減に取り組むとともに、多様な市民ニーズに即した、さまざまな保育サービスの充実を図るため、週2回の公立幼稚園への給食の導入や各種研修等を通じた指導體制の充実を図っています。また、私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に一定の補助を行うなど、ハード・ソフトの両面から、良質な幼児期の教育・保育の提供に努めています。

■ 今後とも、人口減少に伴う将来的な保育需要を見据えながら、「公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針」に基づき、市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能を持つ公立幼保施設について、適切な提供体制の規模となるよう定員削減、施設の集約、民間活力の導入など、様々な手法による対策が求められています。

■ 人口減少に伴う保育需要の総量の減少が見込まれる一方、多くの保育士が必要となる0～2歳児の入所率の増加を背景とした保育士不足が続いていることから、公立保育所のみならず市内私立保育所等に勤務する保育士等を確保するため、保育士等の就労促進や離職防止による継続就労に向けた取組を進めるなど、引き続き、保育士等が本市で働きやすい環境づくりを進める必要があります。

■ さらには、地域のつながりが希薄化する中、幼稚園や保育所、認定こども園は、子育て世帯が孤立することがないよう地域における子育て支援の核として、交流や相談機能を有する拠点としての役割も求められています。

【基本方針】

一人ひとりの個性に応じた教育・保育の充実とともに、子どもや子育て家庭の実情や多様な市民ニーズに即した、きめ細かな保育サービスの提供など、質の高い幼児期の教育・保育を推進します。

また、幼児教育・保育環境の充実と施設の安全性、快適性を確保するため、施設の適正な維持・管理に努めます。

さらには、事務負担等が増加している業務のICT化等を進めるなど、保育士等の負担軽減及び園児とのふれあいの時間を創出するとともに、保育士等の働きやすい環境づくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 保育士等の確保と保育環境の充実

保育所や幼稚園、認定こども園などの幼児教育・保育の提供体制を適切に維持するため、入所児童数や民間保育施設の状況等を勘案しながら、定員削減、施設の集約及び民間活力の導入とともに、様々なパターンを検討するなど、本市全体の保育の適切な量の確保に努めます。

また、市内の私立保育所・幼稚園等に就労した人に一定の給付金を支給する「保育士等就労促進給付金事業」を実施するとともに、保育士や幼稚園教諭等の就労を促すなど、離職防止による継続就労に向けた取組を推進します。

さらには、適切な研修等を通じた保育士等の資質の向上とともに、デジタル保育の導入による保育士等の負担軽減及びより多くの園児とのふれあいの時間を創出するなど、幼児教育・保育の質の維持・向上に努めます。

加えて、障害児保育や一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など、多様なニーズに即した、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

(2) 幼児教育の充実

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期でもあることから、遊びや生活の中での直接的・具体的な体験を通して、「自立的な生活態度」、「人とかかわる力」、「豊かな感性」、「学ぶ意欲」が培われるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図ります。

また、幼・保・小連携の推進を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、子どもの個性に応じた適切な教育など質の高い教育に努めます。

さらには、家庭の教育力の向上を促しながら特色ある教育を実践するなど、教育内容の充実とともに、子どもと地域との交流の促進、遊び場等の環境整備を進めます。

(3) 子育て支援の総合的な推進

地域の実情や保護者のニーズを踏まえ、幼稚園や保育所を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を支援します。また、国や県との連携のもと、子育て家庭の経済的負担の軽減とともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう保育料の軽減等を実施するなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

さらには、子育て支援等の総合的な利用相談に応じるとともに、多様なニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関との連携など、相談体制の強化・充実に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
各種保育事業の実施						子ども家庭課
保育士の確保対策の推進						子ども家庭課
幼稚園・保育施設の整備充実						子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施						子ども家庭課 学校教育課
公立幼保施設の再編						子ども家庭課
保育料等の軽減の実施						子ども家庭課
幼児教育・保育の無償化						子ども家庭課
公立幼稚園への給食の導入						子ども家庭課
相談体制の強化・充実						子ども家庭課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①待機児童数割合(待機児童数／5歳以下人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 5.4.1.2	0%	
②ICT機器の導入施設割合(公立保育所)	0%	
③幼・保・小交流機会の件数(公立園)	32件	

※近況値出典【年度】：①子ども家庭課【3】

②③子ども家庭課【2】

● 重点目標2 人間性を育み可能性を高めるために

★ 政策1 未来につながる連携・協働教育の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 児童生徒の「学び」と「育ち」を支援するため、義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」の推進と、各学校区単位から中学校区を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール」への進化とともに、学校間・校種間と学校・家庭・地域との連携・協働をより一層強固な基盤とするための学校づくりを進めています。
- また、光市の自然・環境・生活・文化・伝統などを理解し、継続・発展させる人材育成のため開発した「光市民学」の活用・実践により、ふるさとをこよなく愛する心を育むことで、その素晴らしさを発信するなど、光市の未来を切り拓く子どもの育成を図ってきました。
- 一方、学校施設の多くは昭和40年代から昭和60年代に整備され、築30年以上が経過するなど、多くの施設の老朽化が進んでいます。
- 小学校の児童数は、昭和56年のピーク時から約70%減少し、中学校の生徒数も、ピーク時の昭和60年から約65%減少するなど、多くの学校では余裕教室の増加とともに学校規模の標準を下回る小規模校が顕著化しています。こうした児童生徒数の減少と施設の老朽化を背景に、適正規模・適正配置の視点に基づく学校のあり方の検討が求められています。
- 今後は、令和2年度から開始した現状の施設を有効に活用した小中一貫教育の推進とともに、教育効果をより高める施設一体型による小中一貫教育の実現に向けた具体的な取組を進めるなど、子どもたちにとって、より望ましい教育環境と教育力の維持・向上が必要不可欠となっています。
- また、各中学校区を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール」を基盤としながら、学校と家庭、地域も子どもと真剣に向き合い、社会総掛かりによる「学び」と「育ち」の質的向上とともに、学校間・校種間の各種の交流活動を通じた連携・協働を基盤とした学校づくりを進める必要があります。
- さらには、小中一貫教育や次世代型コミュニティ・スクールの特長を生かした義務教育9年間の学びの充実とともに、地域の歴史や文化等の資源を活用した系統性と連続性のある地域学習やふるさと学習など、ふるさとをこよなく愛し、豊かな心を育むための教育活動が求められています。

【基本方針】

「第2次光市教育大綱」及び「第2次光市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むため、義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」の推進とともに、児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じた、きめ細かな支援を実施します。

また、地域に開かれ、信頼される特色ある学校づくりと、ふるさと光市をこよなく愛し、豊かな心を育むための教育活動の実践とともに、地域の担い手となる人材の育成を支援します。

さらには、小中一貫教育における教育効果を高めるため、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手します。

【施策展開の方向】

(1) 小中一貫教育を要とした学校間・校種間連携の推進

小・中学校9年間を見通した教育目標と15歳段階での「めざす子ども像」を設定及び共有し、系統性・連続性に配慮した小中一貫教育を推進します。

また、小中一貫教育を要として、幼稚園や保育所、小・中学校における学校間、校種間連携を密にした取組を進めるとともに、高等学校との連携を推進するなど、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育の展開を図ります。

(2) コミュニティ・スクールの充実・発展

地域とともにある学校であり続けるために、学校、家庭、地域が一体となって子どもと関わり、見守り、支え、応援していただける学校づくりを推進します。

また、学校単位の取組から、中学校区で取り組む「次世代型コミュニティ・スクール」の充実・発展とともに、学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」と、15歳までを見通した「縦の連携」を深めることで、相互に補完し、高め合える「コミュニティ・スクール」の充実・発展を目指します。

(3) 連携・協働教育を支える学校づくりの推進

施設の老朽化への対応と小中一貫教育における教育効果を高めるため、適正規模・適正配置の視点に基づく学校のあり方とともに、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手します。

(4) 郷土愛を育む教育の推進

ふるさとをこよなく愛し、豊かな心を育むため、地域の歴史や文化等の資源を活用した地域学習やふるさと学習、光市の自然・環境・生活・文化・伝統などを理解し、継続・発展させる人材育成のため開発した「光市民学」の活用・実践を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市教育振興基本計画の推進						教育総務課 関係各課
学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践						学校教育課
生徒指導に関する連携の強化						学校教育課
連携・協働教育推進事業の実施						学校教育課
グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実【再掲】						学校教育課
学校保健の充実						学校教育課
小中一貫教育の推進						学校教育課
施設一体型による小中一貫教育の具現化						教育総務課 学校教育課
学校における働き方改革の推進						学校教育課
次世代型コミュニティ・スクールの推進						学校教育課
家庭教育の支援と学校・家庭・地域との連携の強化						学校教育課 文化・社会教育課
「光市民学」の活用と実践						学校教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①小・中学校教員の相互乗り入れ授業回数 (年度)	240 回	
②CSコンダクター研修派遣回数 (年度)	108 回	
③地域の行事に参加している児童生徒の割合	75.5%	

※近況値出典【年度】：①②学校教育課【2】

③全国学力・学習状況調査【3】

★ 政策 2 質の高い教育の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 平成 29 年 3 月に公示された新たな学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を柱に、小学校の外国語の教科化や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されるなど、あるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められています。

■ こうした中、中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにするため、「連携と協働で育む 光の教育」を基本理念とした「光市教育大綱」を平成 29 年 3 月に策定し、「光市教育大綱」を踏まえた具体的施策を計画的に推進する「光市教育振興基本計画」を平成 30 年 3 月に策定しました。また、令和 4 年 3 月に「第 2 次光市教育大綱」と「第 2 次光市教育振興基本計画」を策定し、新しい時代を見据えた教育の振興に取り組んでいます。

■ また、グローバル化に対応した英語教育「イングリッシュプラン光」の実践に加え、「教育ブランドひかり」に代表される特色ある教育戦略に取り組むなど、本市をこよなく愛し、夢や希望に向かって、心豊かにたくましく生き抜く、質の高い教育の実現を目指しています。

■ さらには、光っ子サポーターによる独自の特別支援教育やいじめや不登校への適切な相談・対応・支援体制など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える教育体制の構築による、きめ細かな対応に努めています。

■ 今後とも、国が示す「GIGAスクール構想」に呼応した ICT 機器の活用による一人ひとりの資質・能力の一層の育成を目指すとともに、基礎的な知識や技能に加え、思考力や判断力、表現力等に加え、主体的に学習に取り組む態度を兼ね備えた「確かな学力」の育成に取り組んでいく必要があります。

■ また、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実による「豊かな心」の育成とともに、体育的教育活動の推進や健康教育、食育等による「健やかな体」の育成など、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の習得が、なお一層求められています。

【基本方針】

「第 2 次光市教育大綱」及び「第 2 次光市教育振興基本計画」に基づき、ICT 機器の活用等による主体的・対話的で深い学びによる「確かな学力」の育成に加え、「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の習得を推進します。

また、誰一人取り残すことなく、児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じた、きめ細かな支援を実施します。

【施策展開の方向】

(1) 確かな学力を育む教育の推進

児童生徒の確かな学力形成のために学力向上推進リーダーを中心とした授業改善に係る研修体制の充実とともに、学力向上ヒアリングや訪問を通じた各校の授業改善に係るマネジメントをサポートする体制を構築します。

また、英語教育推進教員や中学校英語教諭との連携を通じて、「イングリッシュプラン光」のさらなる充実を図るとともに、定期的な情報交換による授業改善や各校の連携を通じた様々な取組の徹底に努めます。

(2) ICTを活用した学習活動の充実

1人1台端末の実現により、一人ひとりの理解度に応じた個別学習や各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる意見交換の実施など、ICT機器を積極的に活用した授業手法に取り組みます。

また、小学校におけるプログラミング教育の充実を目指すとともに、高等教育機関等とも連携した取組を進めます。

(3) 特別支援教育の推進

早期支援・適切な支援体制を整えるため、「光っ子教育サポート事業」や「スクールライフ支援員事業」の充実とともに、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を継続します。

また、「光っ子サポート事業」に携わる職員の研修の充実とともに、資質のさらなる向上を目指します。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりが安心感や充実感を持ち、楽しい学校生活を送ることができるよう、道徳教育や人権教育、キャリア教育、福祉教育、環境教育等を推進するなど、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実にも努めるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応など、学校におけるいじめ等の根絶に向けた迅速かつ組織的な対応を図ります。

また、不登校の兆候が現れた段階には、社会福祉士の家庭や学校への派遣やケース会議への参加等を通して、早急に関係機関との調整を図るなど、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組とともに、不登校児童生徒への適切なカウンセリングや居場所づくりに関する支援など、専門家と連携したきめ細かな支援を行います。

(5) 健やかな体を育む教育の推進

体力づくりと運動に親しむ環境づくりなど、体育的教育活動の推進に加え、健康診断の実施や適切な健康管理の指導などの健康教育、さらには、栄養教諭や栄養士、家庭との連携による給食時間や多様な場面を活用した食育指導により、自らの健康を自ら守り、自らを鍛えようとする態度を養う教育に努めます。

また、安全・安心な学校給食を提供するため、栄養バランス及び多様性への配慮並びに施設・設備の適切な管理、予防保全を図るとともに、地場産食材等を活用した食育を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市教育振興基本計画の推進						教育総務課 関係各課
学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践						学校教育課
生徒指導に関する連携の強化						学校教育課
グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実【再掲】						学校教育課
I C Tを活用した教育の推進						学校教育課
中学生の海外派遣事業の推進						教育総務課
障害のある児童生徒への相談・支援体制の整備						学校教育課
いじめ等への総合的な対応						学校教育課 文化・社会教育課
学校保健の充実						学校教育課
学校における食育の推進						学校教育課 学校給食センター
学校給食における地産地消の推進						学校給食センター 農林水産課
特色ある教育プログラムの支援						学校教育課
県や大学等と連携した若者の地元定着の支援						企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①将来の夢や目標を持っている子どもの割合	82.6%	
②学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合	89.5%	
③授業で週に複数回 I C Tを活用した割合	—	
④光っ子サポーターによる指導・支援人数 (年度)	293 人	
⑤光っ子コーディネーターの訪問回数 (年度)	321 回	
⑥就学相談件数 (年度)	33 件	
⑦認知されたいじめの年度内解消率 (年度)	—	
⑧不登校児童生徒の割合	1.68%	
⑨学校給食における光市産品の使用率 (年度)	17.6%	

※近況値出典【年度】：①②全国学力・学習状況調査【1】

③④⑤⑥学校教育課【2】

⑦児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（追跡調査）

⑧児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【2】

⑨学校給食センター【2】

★ 政策3 教育環境の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 学校施設は、児童生徒が日々集う「学びと育ちの拠点」であると同時に、コミュニティ・スクールを中心とした地域住民との交流の場所でもあります。また、災害や緊急時には地域の避難場所となる「防災の拠点」としての役割も担うなど、地域とともにある学校づくりに向けたさらなる進化が求められています。

■ 市立小・中学校においては、校舎、体育館の耐震化率100%を県内でもいち早く実現するとともに、大規模空間を有する体育館及び武道場の非構造部材の耐震化を完了するなど、安全・安心の確保に向けた早期の対策を実施しました。また、屋上防水等工事やトイレの改修工事など老朽化した学校施設の改修を進めるとともに、近年の猛暑に対する熱中症対策をはじめ学校管理下における児童生徒等の心身の健康を保持するため、市立小・中学校全ての普通教室に空調設備を設置するなど、快適に学べる教育環境の整備・充実に努めました。

■ また、令和3年3月には「光市学校施設長寿命化計画」を策定し、子どもたちが安全に安心して充実した教育活動に取り組めるよう、これまでの事後保全に加え、施設の状態を見極めながら予防保全にも取り組むなど、施設の長寿命化と快適で質の高い教育環境の整備を図ってきました。

■ 今後とも、ハード面においては、引き続き、学習に集中できる質の高い教育環境の整備に取り組むとともに、ソフト面でも通学路の安全点検等をはじめ、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導体制の構築などに取り組んでいく必要があります。

■ さらには、教育課題の多様化への対応など、教育への高い意欲と実践力を有する教職員の育成に向けて、キャリアステージに応じた研修の充実や教職員の知識・技能の継承に取り組んでいます。また、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー・推進教員を中心とした研究組織体制の整備や小中及び小中連携をはじめ、英語やプログラミング教育などの専門性の向上を図るなど、教職員の資質能力の向上への取組が求められています。

【基本方針】

安全・安心で快適な学校施設の改善や義務教育教材の充実を図るなど、児童生徒が学習に集中できる教育環境づくりとともに、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導体制の構築に取り組みます。

また、小中及び小中連携をはじめ、英語やプログラミング教育などの専門性の向上を図るなど、教職員の人材育成に取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 安全・安心で快適な教育環境の整備

児童生徒の学びや生活の場である学校施設の安全性や快適性を確保するため、令和3年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化改修等の検討とともに、トイレ改修工事や体育館屋根防水等工事を計画的に実施するなど、学校施設の環境改善に努めます。

また、児童生徒が、より学習に集中できる教育環境や質の高い授業を提供できるよう、学習機器や学校図書など義務教育教材の充実をはじめ、児童生徒1人1台のタブレット端末など、学校ICT環境の充実を図ります。

(2) 地域とともに守る児童生徒の安全・安心

通学路の安全確保に向けた取り組みとして、「光市通学路交通安全プログラム」に基づき、光市内各小・中学校における通学路の危険個所について、関係機関が連携して児童生徒の安全対策を進めます。

また、児童生徒や保護者、教職員への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を積極的に推進します。

(3) 教職員の資質能力の向上

教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図るなど、教職員一人ひとりの指導力の向上に努めます。

また、コミュニティ・スクールを活かした人材育成やユニット型校内研修の推進、日常の業務を通して共に高め合うOJTを積極的に実施するなど、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質能力を備えた人材の育成に努めます。

さらには、ICTを活用した授業の充実を図るため、教職員研修事業の強化とともに、GIGAスクール構想の根幹を支える教職員の資質の向上に努めます。

(4) 就学の支援

子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現のため、経済的な理由により就学に必要な費用の負担が困難な保護者に対し、就学援助制度により学用品費等の援助を行うとともに、光市奨学金制度では、向学心に富み、有能な資質があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生・生徒を支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
学校施設の安全性・快適性の確保						教育総務課
光市学校施設長寿命化計画の推進						教育総務課
施設一体型による小中一貫教育の具現化 【再掲】						教育総務課 学校教育課
義務教育教材等の充実						教育総務課
学校 I C T 環境の充実						教育総務課
児童生徒の安全確保						学校教育課 生活安全課
教職員の研修機会の充実						学校教育課
就学援助及び奨学金による就学支援の推進						教育総務課 学校教育課
私学振興に向けた支援						教育総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①小・中学校学生 1 人当たりトイレ数 ◆地方創生 S D G s ローカル指標 4. a. 1. 4	0.167	
②学校図書標準達成度(全体)	122.3%	
③通学路の安全点検の実施回数(累計)	8 回	

※近況値出典【年度】：①文部科学省「公立小中学校施設のトイレの状況調査」【3】
「学校基本調査」【3】

②教育総務課【2】

③学校教育課【3】(H29-R3 の累計)、目標値は R4-R8 の累計

★ 政策 4 青少年の健全育成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 高度な情報化社会の進展とともに、社会における労働環境、雇用形態が多様化する中、青少年を取り巻く環境の変化とともに、ひきこもりや不登校、非行などの社会問題が深刻化するなど、子どもや若者への支援の在り方が課題のひとつとなっています。
- インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、青少年がネット上でのいじめや複雑な犯罪等に巻き込まれるケースが増加する中、これまで以上に学校、家庭、地域が協力し、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援体制の構築が求められています。
- 本市では、「地域の子どもは地域で育てる」との考えに基づき、学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールやクリーン光大作戦等の様々な奉仕・体験活動を展開するなど、まちぐるみで、心身ともにたくましい子どもたちの育成や多様なふれあい機会の創出に努めてきました。
- また、地域との連携、絆を重視し、社会全体で青少年を見守る地域健全育成活動の推進や養育支援の充実など、地域養育力の向上を図ります。
- 少子高齢化が進行する中、次代を担う人材の育成は、まちづくりの大きな課題でもあり、引き続き、社会全体で子どもたちを見守り、育成する意識の醸成とともに、健全な青少年の育成環境づくりを進める必要があります。

【基本方針】

青少年を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、学校・家庭・地域のつながりや密な連携を図るなど、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成を推進します。

また、地域や家庭におけるふれあいを通じた健全育成活動や、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて青少年活動を促進するなど、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 放課後活動の推進

放課後児童クラブ（サンホーム）の運営により、放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子育てと仕事の両立を支援するなど、児童の健全育成を図ります。

(2) 地域健全育成活動の推進

「あいさつ運動」など地域とのふれあいを促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん運動」やスマートフォン等の正しい利用を推進するなど、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

また、青少年健全育成市民会議などの社会教育団体等をはじめ、学校・家庭・地域・関係機関の強い連携・協働のもと、有害図書等の排除など、生活環境浄化活動の展開とともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化を図ります。

さらに、いじめや不登校、非行など様々な悩みを抱える子どもや家庭に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の推進

周防の森ロッジ等の機能の充実ににより、地域における青少年活動の場の充実にを図るなど、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための人や自然とのふれあいによる幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの社会教育関係団体を支援するとともに、中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ等による講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
放課後子ども教室の実施						文化・社会教育課
「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進						文化・社会教育課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実						文化・社会教育課 学校教育課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用						文化・社会教育課
各種体験学習の推進						文化・社会教育課
地域活動や子ども会活動の支援						文化・社会教育課
青少年健全育成組織・活動リーダーの育成						文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①青少年健全育成活動に参加している人の割合	47.3%	
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率	50.9%	
③光市や外活動センター「周防の森ロッジ」の利用者数(年度)	3,548人	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②③文化・社会教育課【2】

基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

● 重点目標1 心ゆたかにいきいきと暮らすために

★ 政策1 支え合いによる地域社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 少子高齢化に歯止めをかけ、家庭、職場、地域で誰もが活躍できる社会の構築を目指す「一億総活躍社会」に向けて、全ての人々が包摂され活躍できる社会の実現とともに、高齢者をはじめ障害者など、生活に困難を抱える人々を地域で支える「地域共生社会」の実現が求められています。
- 日常生活における市民の課題は多様化し、認知症の増加や虐待の発生、生活困窮者や深刻化する孤独・孤立への対応など、公的サービス（公助）だけでは対応の困難なケースに対して、地域全体で支え合い、助け合う、互助の考え方に基づく取組がますます重要になっています。
- 家庭や地域の連帯感やつながりが希薄化する中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「支え手」「受け手」といった関係性を超えて、人と人、人と資源がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいととも、社会から孤立することのない社会の構築が求められています。
- 本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、社会福祉協議会との連携の強化とともに、市民団体や民間事業所等を含めた地域ぐるみにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちの実現に努めてきました。
- 今後とも、地域福祉を担う人材の育成・確保とともに、地域を支える包括的な相談・支援体制の構築や地域包括ケアシステム（高齢者支援システム）による取組の強化など、切れ目のない支援の実施により、人と地域がつながり・支え合える仕組みの構築が求められています。
- また、多様なニーズに対応できるよう、まち全体にユニバーサルデザインの浸透を図りつつ、物理的なバリアフリーと心のバリアフリーの両立による共生社会を目指す必要があります。

【基本方針】

「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、住み慣れた地域の中で誰もが安全・安心に暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりに満ちたまちづくりを推進します。

また、地域福祉を担う人材の育成・確保や資質向上に努めるとともに、全ての人々が暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの浸透を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、人と人とのつながりを基本に、地域住民をはじめ、地域コミュニティ組織やボランティア団体、社会福祉協議会など、地域が一体となった地域福祉のネットワーク形成など、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりのまちづくりを推進します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化するなど、市民一人ひとりの複雑化・複合化したニーズに包括的に対応できる、ワンストップ相談窓口及びサービス提供体制の強化・充実に努めます。

(2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

性別や年齢、障害の有無を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助け合い、支え合える多世代共生社会の形成を目指します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるなど、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害のある人や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(3) 福祉ボランティアの育成

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらには、ボランティアコーディネーターの養成等を図るなど、資質の向上と人材の育成・確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代、多様な人材に活動の輪を広げるなど、ボランティア活動の活性化を促進します。

さらには、子ども食堂や生活困窮者等への食糧支援など、新たな「セーフティーネット」に資するフードバンク活動への支援に努めます。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、バリアフリー思想の普及、啓発とともに、バリアフリーに対する幅広い理解を促す「心のバリアフリー」を促進します。

また、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが安全で暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進						福祉総務課 関係各課
地域福祉活動の充実						福祉総務課
保健・福祉・医療サービスの連携・充実						福祉総務課 関係各課
保健・福祉・医療等に関する総合相談体制の充実と情報提供						福祉総務課 関係各課
多様な世代間のふれあい交流の促進						福祉総務課 関係各課
福祉ボランティアの育成						福祉総務課
ユニバーサルデザインの普及・啓発						福祉総務課 関係各課
公共施設のバリアフリー化の推進						関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①福祉ボランティアの登録者数 (人口1万人あたり)	363 人	
②福祉ボランティア活動に参加している人の割合	9.2%	
③あいさポーター研修受講者数 (累計)	533 人	

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【2】

②市民アンケート【2】

③福祉総務課【2】(-2 累計)、目標値は-8 累計

★ 政策 2 生き生き高齢社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 高齢化の進行とともに「人生 100 年時代」の到来が予見される中、活力に満ちた豊かな高齢社会の構築に向けて、高齢者の健康や生きがいに加え、社会経済における生産性の拡大など、年齢に関わらず、高齢者が社会に参画し、活躍し続けられる「生涯現役社会」の実現が求められています。

■ 本市では、「光市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的、包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、多様化する介護福祉ニーズに対応できるよう、光市が開設運営している介護老人保健施設「まほろば」についても、質の高いサービスと効率的な運営に向けた検討が必要となっています。

■ とりわけ、総合福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員等が、その専門性や技能を活かしながら、医療や介護、福祉関係者及び地域住民との連携を図るなど、地域におけるネットワークの構築に努めてきました。

■ こうした中、支援を必要とする市民が抱える複合的な課題等に対応するため、令和 3 年 4 月より、従来の地域包括支援センターを基幹型センターとして位置付け、市内 2 ケ所に委託センターを増設するなど、各地域におけるきめ細やかな支援体制を整備しました。

■ さらには、必要な医療を自宅で受けることができる在宅医療体制の推進とともに、介護サービスとの連携強化により、切れ目のない一体的なサービスの提供につなげるなど、医療介護連携システムの構築に向けた取組が求められています。

■ 近年における新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行等により、高齢者の外出や交流、生きがい活動等の機会が減少していることから、高齢者が安心して外出等を行えるよう、国や県の示す「新しい生活様式」を踏まえた支援の充実が求められています。

【基本方針】

「光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護を含めた様々な生活支援などのサービスを包括的かつ継続的に提供できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

また、介護予防や認知症予防、健康づくりに積極的に取り組むなど、高齢者の生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、各地域の特色に応じた生活支援体制の推進や医療と介護間における多職種連携の強化、さらには、地域の団体や介護サービス事業所等を巻き込んだ場づくりを展開するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

また、多様化する介護福祉ニーズに対応できるサービス体制の充実を図るとともに、光市が開設運営している介護老人保健施設「まほろば」については、質の高いサービスと効率的な運営に向けた検討を進めます。

(2) 介護予防対策の推進

「いきいき百歳体操」など、住民が主体となって行う介護予防活動や介護予防・日常生活支援総合事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を活用しながら、自立支援や社会参加を促進し、介護予防につなげます。

また、認知症の早期発見や悪化予防に重点を置いた支援体制の充実を図るなど、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

(3) 高齢者支援体制の充実

地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和3年度から直営での基幹型センターと東部圏域・西部圏域に各1ヶ所の委託センターの複数設置とし、効率的・効果的な支援体制を推進します。

また、認知症対策では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「ひかり見守りネット」において、新たに見守りグッズの充実とICTを活用した早期発見ツールを導入するなど、日常における見守り体制の強化と行方不明発生時の早期発見・対応を図ります。

(4) 介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、計画的な施設整備や介護人材の確保など、サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

(5) 生涯現役社会づくりの推進

豊かな経験や知識を有する高齢者が、地域社会の担い手として地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動などに参加し、生きがいを保ちながら積極的かつ有意義な人生を送れるよう支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進						高齢者支援課 関係各課
地域包括ケアシステムの深化・推進						高齢者支援課 関係各課
介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」の効率的な運営						病院局
高齢者の健康づくりの推進						健康増進課 関係各課
介護予防の推進						高齢者支援課 関係各課
高齢者福祉送迎事業						高齢者支援課
高齢者の相談・支援体制の充実						高齢者支援課
認知症高齢者等の支援の充実						高齢者支援課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立						高齢者支援課
介護サービスの充実						高齢者支援課
高齢者の社会参加と就労の促進						高齢者支援課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①地域ケア会議の開催回数 (年度)	32 回	
②介護予防事業の参加者数 (年度)	2,323 人	
③認知症サポーター養成講座受講人数 (累計)	9,280 人	
④老人クラブの会員数	3,471 人	

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【2】

③高齢者支援課【3】(H18-R3 累計)、目標値は H18-R8 累計

④高齢者支援課【3】

★ 政策3 障害者の自立支援と社会参画の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 障害の有無などに関係なく、全ての国民が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障害のある人の自立、社会参加への支援をはじめ、障害のある人と障害のない人がともに理解し合うための施策の展開が求められています。
- 国においては、平成24年に「障害者総合支援法」、平成25年に「障害者差別解消法」を制定し、障害のある人の社会参加や障害を理由とするあらゆる差別の解消を目指すなど、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。
- 本市では、令和3年3月に「第3次光市障害者福祉基本計画」を改定、「第6期光市障害福祉計画」を策定し、主体性・選択性の尊重をはじめ社会参加の促進や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。
- また、障害や障害のある人について、正しい理解を深めるとともに、必要な配慮を実践する心のバリアフリーの推進とともに、障害特性等に配慮したきめ細やかな支援体制の構築が求められています。
- 社会生活において、障害のある人が災害や犯罪等の被害者となる可能性が比較的高いことから、災害時における避難や避難所生活等が円滑に行われるよう支援体制の確立とともに、行政と地域住民が一体となって防災・防犯対策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

「光市障害者福祉基本計画・光市障害福祉計画」に基づき、共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、生きがいをもって日々の生活を送ることができるよう、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らしていけるまちづくりを推進します。

また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、多様なニーズに即したサービスの提供や相談・支援体制の充実に努めるなど、障害者福祉に対する市民意識の醸成を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 障害を理由とする差別の解消と市民意識の醸成

全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、共生する社会（共生社会）の実現に向けて、障害を理由とした不当な差別の解消を推し進めるとともに、市民一人ひとりが障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

(2) 生活支援・生活環境の整備

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、生活支援制度の充実を図ります。

また、障害の有無にかかわらず、全ての人々が地域で安心して生活するため、引き続き、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に取り組むとともに、障害のある人の移動手段の確保など、外出しやすい支援の充実に努めます。

さらには、「光市地域防災計画」に基づき、要配慮者対策として社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発や避難所等における生活の場を確保するなど、障害のある人やひとり暮らしの高齢者等への防災対策を推進します。

(3) 雇用・就労の促進と教育の充実

関係機関と連携して障害者雇用の拡充を図るとともに、就労の定着支援の充実に努めます。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、発達段階や個々のニーズに応じた、きめ細やかな教育を受けるための支援体制の充実・強化を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市障害者福祉基本計画・光市障害福祉計画の推進						福祉総務課 関係各課
障害福祉に関する制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動						福祉総務課
学校教育における福祉教育の実施						学校教育課
障害のある人の自立と社会参加の促進						福祉総務課
障害のある人・ない人の交流機会の充実と支え合いの促進						福祉総務課
障害のある人の雇用の促進						福祉総務課 関係各課
障害児(者)家族サポート事業の推進						福祉総務課
障害福祉に関するサービス提供体制の確保・充実						福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①障害者雇用率	2.07%	
②障害者（児）を支援したことがある人の割合	34.0%	

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【2】

②市民アンケート【2】

★ 政策 4 健康づくりの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 我が国は、質の高い教育とともに、良質な医療、保健、栄養等に支えられ、平均寿命は高い水準を維持する一方、出生率の低下とともに急速な少子高齢化の進展など、高齢化と健康の維持が課題のひとつとなっています。

■ ライフスタイルの多様化や社会環境の変化に伴い、生活習慣病や精神疾患等心身の健康不安を抱える人は増加傾向にあるなど、健全な生活習慣の確立や疾病の予防、早期発見、早期治療に向けた医療体制の充実とともに、生涯にわたる健康づくりの推進が必要となっています。

■ また、高齢化が急速に進む中、寝たきりや要介護など、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生涯健康でいきいきとした生活が送れるよう、日々の生活に医療・介護を必要としない「健康寿命」の延伸に向けた取組が重要視されています。

■ 健全な社会生活の維持に重要な要素は、身体健康とともに「こころの健康」であり、社会に蔓延するストレスや格差の拡大など、様々な要因により、こころに問題を抱える人が増加しています。こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、自殺等による社会的損失を予防するためにも、健やかなこころを支える社会づくりが求められています。

■ また、健康で豊かな人生を送るための基盤となる「食」についても、若い世代を中心に欠食や外食、共働き世帯の増加を背景とした子どもの孤食の増加が懸念されています。こうした食の偏りに伴う肥満や生活習慣病が増加する中、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の継続が、健康の維持・増進に重要となっています。

■ 日本における年間の「食品ロス」量は、事業系で推計 328 万トン、家庭系が 284 万トン（平成 30 年度農林水産省調べ）であり、令和元年 10 月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行とともに、「食品ロス」の低減を目指すには、健康と栄養、食習慣、食文化、食糧の生産や輸出入、食の安全・安心など、「食育」の観点からも重要なテーマのひとつとなっています。

■ 本市では、平成 28 年 3 月に策定した「光市健康づくり推進計画」に基づき、「健康と食のベースプラン」として、健康増進と食育に関する施策を一体的に推進するなど、市民の健康づくりと健康寿命延伸に向けた取組を進めています。

■ 今後とも、望ましい生活習慣と心身の健康づくり、豊かな人間形成に向けて、ライフステージに応じた心身機能の維持、向上を図るなど、心身が満たされ、日々、充実した生活が送れるよう、QOL（生活の質）の向上とともに、ヘルスプロモーションの理念を踏まえた取組が求められています。

【基本方針】

市民が健康で豊かな人生を送ることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、「光市健康づくり推進計画」に基づき、健康な心身の維持・向上と食育を一体的に推進するなど、ヘルスプロモーションの理念を踏まえた健康づくりを推進します。

また、生活習慣病などの疾病予防や早期発見を図るとともに、各種保健事業を通じた健康づくりへの意識啓発を行うなど、健康寿命の延伸に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会等関係機関との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、保健・福祉・医療施策を総合的に推進し、母親の妊娠・出産期を含む乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できる地域保健体制の充実に努めます。

(2) 市民が主役の健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、「光市健康づくり推進計画」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場、関係団体等が連携した個人の取組への支援、さらには、健康づくりに関する情報提供や健康増進につながる仕組みづくりなど、ヘルスプロモーションの考えのもと、自助、共助、公助の視点から、市民が主役の健康づくりを推進します。

また、令和4年10月にオープンから10周年を迎える三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」について、引き続き、施設整備や適切な維持管理等を図るなど、市民福祉の向上と健康増進の拠点として、さらなる魅力の向上や利用の促進を図ります。

(3) 疾病の予防と早期発見

がん、循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診や歯科健診、健康教育、健康相談など各種保健事業の充実・強化を図るとともに、疾病予防や各種健診受診率の向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(4) 健康に必要な心身機能の維持・向上

身体活動・運動の意義や重要性の周知を通じて市民の運動習慣の定着を促し、健康や体力の維持増進を図るとともに、こころの健康づくりや歯と口腔の健康づくりを推進するなど、市民が健康に暮らすために必要な心身の機能の維持と向上に取り組めます。

さらには、「光市自殺対策計画」に基づき、地域の実情に応じた自殺対策を総合的に推進します。

(5) 健康づくりと一体的な食育の推進

家庭を中心に、学校や保育所、幼稚園、地域における連携・協力のもと、望ましい食習慣の実践に向けた普及・啓発に努めます。

また、「共食」や食文化の継承をはじめ、地産地消の推進、食への感謝の気持ちの醸成、「食品ロス」の低減に向けた取組など、SDGsの理念を踏まえた食育の推進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
保健サービスの充実						健康増進課
市民の自主的な健康づくり活動への支援と地域活動組織の育成						健康増進課 関係各課
光市健康づくり推進計画の推進						健康増進課 関係各課
三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用促進						福祉総務課 関係各課
各種健診（検診）の推進						健康増進課 関係各課
予防接種の推進						健康増進課
身体活動と運動の促進						健康増進課 関係各課
こころの健康づくりの推進						健康増進課 関係各課
歯と口腔の健康づくりの推進						健康増進課
食育の総合的な推進						健康増進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①普段から健康に心がけている人の割合	84.9%	
②三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用者数（年度）	72,958人	
③三大生活習慣病による死亡率（人口10万人あたり）	男性 204.5 女性 101.0	
④胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診平均受診率	9.3%	
⑤「食育」に関心がある人の割合	73.9%	

※近況値出典【年度】：①⑤市民アンケート【2】

②福祉総務課【2】

③山口県健康マップ【30】

④健康増進課【2】

★ 政策 5 感染症対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 令和元年12月に中国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、世界中に瞬く間に広がり、人命を脅かすだけでなく、人々の日々の暮らしや地域経済にも深刻な影響を及ぼすなど、私たちは、新たな時代を見据えた「新しい生活様式」や働き方の受け入れを余儀なくされました。
- 従来の社会活動が極端に制限される中、急速かつ強制的に社会のデジタル化の進展により、テレワーク等に代表される対面を前提としない働き方やサービスの在り方など、場所や地域に捉われない生活、働き方が可能であることを認識しました。
- 日々の生活では、マスクの着用や手洗い・消毒、身体的距離の確保に加え、3密を回避する行動と国が示す「新しい生活様式」による予防対策の徹底はもとより、感染者やその家族、医療従事者等への偏見、非難、差別に適切に対応するなど、基本的人権の尊重が求められています。
- 令和2年4月には、本県も緊急事態宣言の対象地域となり、本市でもイベントの中止や小・中学校の臨時休業、市立図書館、文化施設等の休館等、市の施設の利用自粛をはじめ、外出自粛要請や店舗、施設への休業要請など、国や県とも連携を図りながら、感染の拡大防止に努めました。
- また、平成26年6月（平成31年4月改定）に策定した「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生した感染症の特性を踏まえながら、各種対策では、総合的・効果的に組み合わせ合わせたバランスのとれた戦略が求められています。
- 本市においては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を迅速かつ的確に実施するため、令和3年1月に「ワクチン接種対策室」を設置し、本市医師会の多大なる協力のもと、医療機関との調整をはじめ、接種状況を管理するシステムや相談対応体制を構築するなど、迅速なワクチン接種に取り組みました。
- 今後とも、こうした経験を踏まえながら、新たな感染症の発生から市民の健康被害を防止するため、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく、迅速な対応が求められています。

【基本方針】

新たな感染症から市民の健康と日々の生活を守るため、新しい生活様式の定着とともに、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく迅速な対応を図ります。

また、感染者や医療従事者等への偏見、非難、差別に適切に対応するなど、人権侵害の防止に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 感染防止に向けた意識の醸成

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症から市民の健康と日々の生活を守り、安全・安心を確保するため、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、正確で適切な情報提供や感染症対策の周知を図るなど、感染防止に向けた市民意識の醸成を図ります。

また、感染者やその家族、医療従事者等への偏見、非難、差別を助長しない、一人ひとりの基本的人権の尊重に努めます。

(2) 発生段階や流行状況に応じた対応体制の確保

感染症の発生段階においては、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や県の情報に注視しながら、県及び関係機関と連携を図るなど、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生段階や流行状況に応じて必要な対応に努めます。

(3) 感染症に関する情報の普及・啓発

感染症の脅威から市民生活を守り、安全・安心な暮らしを維持していくため、継続的な広報・啓発活動により、市民等への情報提供及び共有に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
感染症に関する情報提供の充実及び啓発						健康増進課
感染症防止に向けた意識の醸成						健康増進課
関係機関との連携						健康増進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①普段から健康に心掛けている人の割合【再掲】	84.9%	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

★ 政策 6 地域医療を守る体制の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降には、高齢化の進行に伴う医療需要の増大が見込まれるなど、より効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められています。
- 本市においても診療科の偏在は例外ではなく、特に本市の地域医療の中核を担う光・大和両市立病院における診療体制の維持が大きな課題となっています。
- 山口県においては、人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等を見据え、平成28年7月に「山口県地域医療構想」を策定するなど、質の高い医療を効率的に提供できる医療体制の構築とともに、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能分化とともに、互いの連携の推進を図っています。
- 本市においては、地域の急性期医療の中核病院の役割を担う施設となる光総合病院を令和元年5月に移転・新築するとともに、大和総合病院も回復期・慢性期医療を担う病院として、機能分化を果たすなど、2つの市立病院は、地域医療の充実とともに市民の安心の砦となっています。
- 今後とも、両市立病院における医療体制の充実に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所を円滑に運営するなど、地域医療を安定的に提供していくことが求められています。
- 大和地域における医療体制の安定確保を図るため、平成27年3月に「大和地域民間診療所誘致条例」を制定し、山口大学医学部や僻地医療担当医師が集まる僻地遠隔医療推進協議会、山口県人会等を訪問するなど、そうしたPR活動とともに、様々な手法を用いて、引き続き、民間診療所の誘致に努めていく必要があります。

【基本方針】

適切な医療を選択し、病期に適した質の高い医療が受けられるよう、医師会や関係機関と連携しながら、地域医療体制や救急医療体制の整備に努めます。

また、急性期医療の中核となる光総合病院をはじめ、回復期・慢性期医療を担う大和総合病院の機能に応じた医療の充実とともに、両病院における連携の強化を図ります。

さらには、医師不足の解消とともに、大和地域における医療体制の安定確保を図るため、民間診療所の誘致に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 地域医療体制の充実と医師確保の推進

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、病気の治療や早期発見、疾病予防や在宅ケア、リハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる地域包括ケアにおける医療体制の充実に努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域における民間診療所誘致など、地域医療体制の充実を図ります。

さらには、引き続き、大学医局へ医師の派遣要請を行うなど、市立病院における医師の継続的な確保対策に努めるとともに、県外からの医師招への強化に努めます。

(2) 2つの市立病院の安定経営と医療機能の充実・強化

光総合病院は「光総合病院移転新築整備基本計画」に基づき、令和元年5月に開院しました。

2つの市立病院の安定的な経営を継続するとともに、地域医療の基幹病院として、高齢化による今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスの提供に努めます。

また、光総合病院については主に急性期医療、大和総合病院については主に回復期・慢性期医療を担い、それぞれの役割に沿った医療等の充実・強化に努めます。

さらには、在宅医療における後方支援病院として、地域包括ケアシステムにおける介護、予防、生活支援、住まいとの連携の強化を進めます。

(3) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関との連携の強化や救急医療体制の確保、さらには、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めるとともに、小児救急医療体制については、引き続き、周南二次医療圏での一体的な確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実						健康増進課
休日診療所の円滑な運営						健康増進課
牛島の医療の確保						健康増進課 病院局
大和地域への民間診療所誘致による医療体制の充実						健康増進課
市立病院の医師確保の推進						病院局
大和総合病院における在宅医療等の充実						病院局
市立病院の経営の安定化						病院局
二つの市立病院の連携の強化						病院局
救急医療体制の確保						病院局 健康増進課
小児医療体制の確保						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人口千人当たりの医師数 ◆地方創生SDGsローカル指標 3.c.1	2.3人	
②医療施設数	65箇所	
③大和地域における民間診療所の数 (累計)	0箇所	
④市立病院全病床利用率	79.6%	
⑤小児科医の数	6人	

※近況値出典【年度】：①⑤医師・歯科医師・薬剤師調査【1】

②医療施設調査【1】

③健康増進課【2】(誘致事業開始以後の累計)、目標値も同様

④病院局【2】

★ 政策 7 社会保障の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 国においては、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障制度改革推進法に基づき、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革が進められるなど、特に生活保護制度や国民健康保険制度、介護保険制度の運営主体となる地方自治体においては、そうした国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業業績の悪化とともに労働者の解雇や雇止めが増加するなど、生活保護の被保護者、保護率は増加傾向にあることから、生活困窮者自立支援法に基づく生活保護に至るまでの包括的・計画的な自立支援が求められています。
- 国民健康保険制度は、被保険者の高齢化などに伴い財政運営は厳しさを増し、医療費の抑制や保険税収納率の向上が課題となっています。生活習慣病対策をはじめ被保険者の健康の保持・増進、疾病予防に取り組むため、被保険者の健康や医療に関するデータを活用しながら、地域の特性に応じたきめ細やかな保健事業の推進が求められています。
- また、平成 30 年度から国民健康保険の保険者に県が加わり、財政運営の責任主体になることで市町の財政の安定化が図られました。これに伴い、市町においては、県との連携を図りながら、事業の安定的かつ適正な運営が求められています。
- 75 歳以上を対象とした医療制度である後期高齢者医療制度については、山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適切な運営が求められています。
- 国民年金制度は、老後の収入を保証するとともに、健全な生活を維持するうえで必要な不可欠な制度ですが、年金をめぐる様々な問題の発生等を背景に、年金未加入者、未納者が増加傾向にあるほか、制度への不信感も増加傾向にあることから、今後とも国民年金制度の正しい理解の浸透を図る必要があります。
- 介護保険制度については、介護ニーズの高い 75 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれる中、持続可能な制度運営を維持していくため、適切なサービスの確保や適正な給付・負担などにより、安定的な制度運営が求められています。

【基本方針】

要保護世帯の安定と経済的自立が図られるよう、各関係機関との連携とともに就労支援や生活支援を実施するなど、経済的、社会的にも早期に自立できるよう支援します。

全ての市民が健康で文化的な暮らしを営むとともに、生涯を通じて安心して生活を送ることができるよう、市民生活を支える基盤となる社会保障制度の理解と認識を高め、適正な制度運営に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図るとともに、援護を必要とする世帯の生活実態の的確な把握により、生活保護の適正な実施に努めます。また、専門員による総合的・段階的な就労支援や各種制度の有効活用等により、被保護世帯の自立を促進します。

(2) 国民健康保険制度の適正な運営

財政運営の責任主体である県と緊密な連携を図りながら、事業の安定的な運営を推進します。また、生活習慣病の予防を推進するため、特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むなど、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の徹底による医療費の適正化、さらには、保険税の収納率向上対策の強化とともに、適正な運営を推進します。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、被保険者に対し、分かりやすい説明を行うなど、きめ細かな窓口業務を推進するとともに、健全な制度の運営に向けて、保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

また、被保険者の健康維持・増進や医療費の適正化を図るため、被保険者の積極的な健康診査の受診を促進します。

(4) 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保、また、障害年金制度の周知に努めるとともに、制度の安定的かつ適正な運営を推進します。

(5) 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるなど、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービスの質と量の向上を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的な制度運営に向けて、介護予防対策や保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
生活保護の適正実施と相談体制の充実						福祉総務課
生活保護世帯の自立への支援						福祉総務課
生活困窮者自立支援制度の推進						福祉総務課
国民健康保険制度の充実						市民課
後期高齢者医療制度の円滑な運営						市民課
国民年金加入促進・納付対策の充実						市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営						高齢者支援課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①生活保護世帯の自立件数 (年度)	10 件	
②国民健康保険税の収納率 (年度)	77.6%	
③国民健康保険税の口座振替利用率	56.6%	
④後期高齢者医療保険料の収納率 (年度)	99.0%	
⑤介護保険料の収納率 (年度)	98.2%	

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【2】

②市民課、収納対策課【2】

③市民課、収納対策課【3】

④市民課【2】

⑤高齢者支援課【2】

● 重点目標2 安全・安心に暮らすために

★ 政策1 自助・共助・公助による防災・減災体制の構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 近年、全国各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中、防災対策や避難所環境の整備、高齢者などの要配慮者への支援対策の強化が求められています。

■ 地球温暖化の進展に伴う気候変動などにより、これまでの経験や予測を遥かに超える大規模な災害が、いつ、どこで発生するか予測困難な状況において、常日頃より、そうした大規模災害への備えとともに、被害発生時の迅速で適切な対応が必要となっています。

■ 本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、過去の大規模災害や平成30年7月豪雨などの災害を教訓に、関係機関等と連携した防災訓練等の実施や教育施設等の耐震化、防災行政無線の整備や防災情報電話通知サービスの導入などによる情報伝達手段の多重化、さらには、避難所の環境改善を進めるなかで、先進的なペットとの同行避難に対応できる専用避難所を導入するなど、ソフト・ハードの両面から防災力、減災力の強化に向けた取組を進めてきました。

■ また、地震をはじめ、本市特有の風水害等あらゆる災害に対する防災指令拠点の機能強化を図るため、高い耐災性を備えた防災指令拠点施設を整備し、防災情報システムの高度化を図ることにより、迅速な初動対応とライフライン遮断時の災害対応の継続性の確保を目指しています。

■ 災害対策では、行政が担う「公助」に加え、市民一人ひとりによる「自助」、地域の自主防災組織等による「共助」が大切とされており、今後も高齢化の進行による避難困難者の増加が見込まれる中、関係機関等との密な連携とともに、地域住民による防災意識の醸成、自主防災組織の重要性がより高まっています。

【基本方針】

風水害や地震などあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災意識の醸成をはじめ、自主防災組織の育成や関係機関との連携強化を図るなど、総合的な防災・減災対策の強化とともに、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、行政と地域による「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、地域防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達をはじめ、避難所環境の整備や要配慮者の避難体制の強化を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 防災意識の醸成

災害発生時において、市や防災関係機関及び地域住民が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、迅速かつ的確な行動がとれるよう、ハザードマップ（web版・紙媒体）などを活用した出前講座等や体験型の防災センター「あんしんねっと光」での体験学習などを通じて、各種研修や防災訓練を実施するなど、防災に関する意識の醸成や知識の普及啓発活動を子どもから高齢者まで、幅広く展開します。

(2) 防災指令拠点施設を中心とした防災体制の整備・充実

全国各地で大規模な自然災害が多発する中、市民の安全・安心を確保するため、地震をはじめ風水害等あらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点施設を整備します。

また、避難情報の発令判断支援等の機能を持つ総合防災情報システムを構築し、迅速な災害対応と市民への素早く正確な情報提供により、防災体制の強化・充実を図ります。

さらに、避難所の多様化するニーズに対応するため、避難所環境の整備に努めます。

(3) 地域防災力の向上と連携強化

地域の防災力の向上を図るため、共助の要となる自主防災組織等が行う率先避難の体制づくりや防災士の育成、活動の活性化に向けた支援とともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害のある人、乳幼児等の「要配慮者」の避難支援体制を強化します。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

災害時の安全対策として、浸水対策への取組や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等を推進します。

また、堤防の決壊時に浸水被害が懸念される防災重点農業用ため池について、営農利用や維持管理の実態把握を進めるなど、老朽化したため池の改修工事を実施するとともに、農業用水の貯水池として利用が見込まれないため池については、切開工事を実施するなど、今後とも、農村地域の防災・減災に向けた取組を推進します。

さらには、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、情報伝達手段の多重化を推進し、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段を適切に運用します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
防災知識の普及・啓発						防災危機管理課
防災研修・防災訓練の実施						防災危機管理課 消防組合消防本部
自主防災組織の育成・支援						防災危機管理課
災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の確立						防災危機管理課 高齢者支援課
災害ボランティアの育成・指導						福祉総務課 防災危機管理課
光市地域防災計画の推進						防災危機管理課 関係各課
災害時における各種マニュアル等の充実						防災危機管理課
各種ハザードマップの周知・活用						防災危機管理課 監理課
災害情報の収集・伝達手段の充実						防災危機管理課
防災備蓄品の整備充実						防災危機管理課
各種団体等との災害応援協定の締結						防災危機管理課
防災行政無線の活用等						防災危機管理課
災害に強い都市基盤整備の推進						道路河川課 関係各課
防災指令拠点整備事業						総務課 防災危機管理課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	92.6%	
②普段から災害に備えている人の割合	56.8%	
③災害時応援協定の締結数	47件	

※近況値出典【年度】：①③防災危機管理課【2】

②市民アンケート【2】

③防災危機管理課【2】（H8-R2 累計）、目標値は H8-R8 累計

★ 政策 2 消防・救急体制の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 近年における災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防・救急体制の充実を図りながら、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。
- 本市の消防業務は光地区消防組合が担い、火災や災害の多様化、複雑化に対応するため、119番の受付や出動を指令する高機能消防指令センター（平成28年度整備）、高所への消火や救助活動のための屈折はしご車（平成29年度整備）及び危険物火災に対応するための化学消防車（令和2年度整備）等を計画的に整備するなど、安全・安心なまちを支える消防体制の充実強化を進めてきました。
- こうした中、全国では想定をはるかに上回る災害により、甚大な被害が頻発するなど、本市においても、これまで以上に災害に強いまちづくりが求められています。
- このような災害による被害を最小限に抑えるため、消防車両や資機材の更新・整備をはじめ、消火栓及び防火水槽の整備や維持管理を進めるなど、引き続き、市民の安全の確保に向けた取組を推進していく必要があります。
- また、火災を予防するため、イベント等を通じて市民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、住宅火災では逃げ遅れによる死者が多いことから、火災の発生を早期に覚知し、避難行動等に繋げるための住宅用火災警報器について、広報を充実させることや高齢者への取付け支援等により設置率をさらに向上させ、併せて、機器の維持・管理を推進していく必要があります。
- さらには、市民が急な病気やケガの際、その場に居合わせた市民（バイスタンダー）が適切に応急手当を実施することで救命率の向上が期待できることから、市民が応急手当の知識と技術を身に付けるための救命講習を積極的に展開していく必要があります。
- 地域防災の中核を担う消防団員については、条例定数（530人）を概ね確保しているものの、就業構造の変化に伴うサラリーマン（被雇用者）の増加により、平日昼間の災害に出動可能な団員の確保が困難になるとともに、少子高齢化の影響により、将来的な若年層の新規入団員の減少も想定されるなど、消防団員の安定的な確保に努める必要があります。

【基本方針】

市民の生命や財産を守り、誰もが安心して暮らせるよう、施設や資機材の充実とともに、様々な災害を想定した訓練を実施するなど、消防・救急体制の強化を図ります。

また、医療機関との連携を密にし、救急搬送体制を充実させるとともに、救急現場に居合わせた市民が適切に救命手当を実施できるよう、応急手当の普及・啓発を図り、救命率の向上を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 消防用施設・資機材の整備

消防力を確保するため、将来推計人口や災害発生状況等、消防を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、車両や資機材を計画的に整備します。

また、引き続き、消火栓や防火水槽等の消防水利を適切に維持管理するとともに、大規模地震等での断水対策として、民間の給水車等の活用による消防用水の確保に向けた体制の整備を進めます。

(2) 予防行政の推進

住宅火災による死傷者数の低減に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の促進とともに、設置率をより一層高めるための取組として、高齢者世帯等を対象とした住宅用火災警報器の取付け支援事業を推進します。

また、福祉施設や危険物施設の火災では、甚大な被害が想定されることから、立入検査を強化し、関係者の火災予防意識の高揚を図るとともに、防火管理の充実と違反是正を推進します。

(3) 救急救命体制の充実・強化

高度化・多様化する救急業務に対応するため、引き続き、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の知識及び技術の向上に努めます。

また、市民による応急手当の普及に向けて、現場に居合わせた方（バイスタンダー）が迷わず適切に応急手当を実施できるよう、計画に基づいた普及啓発活動を実施するとともに、インターネットを活用したリモートでの応急手当講習会の開催を進めるなど、119番通報を受信する指令員の口頭指導技術の向上とともに、市民の応急手当実施率の向上を図ります。

(4) 消防体制の充実・強化

年間を通じて非常参集訓練に取り組み、非常時でもスムーズに職員が参集できる体制の確立を目指すなど、地震等の大規模災害発生時に備えた緊急消防援助隊などの受援計画の策定を推進します。

また、災害時に必要な資機材等の供給についての協定を締結した事業所との訓練を行い、連携を強化します。

(5) 消防団の充実・強化

地域行事等を通じたPRによる消防団員の確保に努めるとともに、「消防団協力事業所表示制度」の普及や消防団協力事業所との連携強化を図ります。

また、資機材の計画的な整備のほか、災害発生時の活動拠点となる消防団機庫の適切な維持管理など、大規模災害に対する備えとともに、消防団員に対する教育及び訓練を通して、消防団の充実・強化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
消防用施設・資機材の整備						消防組合消防本部
建築物や危険物施設への立入検査の実施						消防組合消防本部
住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理の啓発						消防組合消防本部
救急救命体制の充実強化						消防組合消防本部
消防体制の充実強化						消防組合消防本部
消防団の装備・訓練等の充実						消防組合消防本部
消防団員の育成・確保						消防組合消防本部

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①出火件数 (人口 1 万人あたりの火災出火件数) (年) ◆地方創生 S D G s ローカル指標 11.X	3.7 件	
②心肺停止への市民による心肺蘇生実施率 (年)	60.3%	

※近況値出典【年度】：①②光地区消防組合【2】

★ 政策3 安全・安心な暮らしの確保

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 近年においては、刑法犯認知件数の総数については年々減少傾向にあるものの、これまでとは形態の異なる悪質商法や特殊詐欺、インターネット詐欺といった犯罪の発生が問題となっており、日常生活における安全と安心の確保が重要です。
- また、社会の高齢化が進む中、高齢者が当事者となる交通事故の割合は高い水準にあり、今後ともさらなる増加が懸念されます。
- こうした中、「安全・安心都市宣言」の理念に基づき、犯罪のない、安全・安心のまちづくりに取り組むとともに、市民の防犯意識の高揚をはじめ、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみによる安全体制の強化に努めるなど、防犯意識の高い環境づくりを進めてきました。
- また、地域における自主的な防犯活動の活発な展開とともに、子ども見守り体制の確立や防犯灯の整備、「ゾーン30」の設置など、警察等関係機関や自治会等と一体となった防犯活動や交通安全活動を進めてきました。
- 今後とも、悪質な犯罪や交通事故の防止に向けて地域ぐるみで取り組むため、市民との協働や関係機関との連携による防犯活動の推進、交通安全意識の高揚と環境の整備をさらに進めていく必要があります。
- また、消費生活センターでは、専門の相談員による相談受付や被害者の救済とともに、被害未然防止の取組として、出前講座や各種啓発等に努めてきました。
- 今後とも、多様化・複雑化する消費者問題にも柔軟に対応できるよう、相談・支援体制の充実・強化を図るなど、消費者の安全・安心の確保を進めていく必要があります。
- 本市における空き家も増加傾向にあることから、令和4年3月に策定した「光市空き家等対策計画」に基づき、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- さらには、外部からの武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処し、平時から国・県等との緊密な情報交換や連携を図りながら、「国民保護計画」に基づき、適正に対処できる体制を整えておくことが必要です。

【基本方針】

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、全ての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動や交通安全対策の推進など、地域安全体制の強化を図ります。

また、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターの相談体制の充実とともに、消費者の自立を支援するなど、消費者意識の高揚を図ります。

さらには、管理不適切な空き家に対する、空き家等対策の促進に努めます。

(1) 防犯活動の推進

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯活動組織の取組を支援します。

また、学校、家庭、地域、警察等との連携のもと、見守り活動や防犯灯の設置等を支援するとともに、犯罪や事故の未然防止、青少年の非行防止を図るなど、市民の安全確保に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚と環境の整備

交通安全運動の実施により、交通安全意識の高揚を図るとともに、市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、幅広い世代の市民を対象に、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、あおり運転や飲酒運転などの悪質運転の防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

さらには、道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所への把握に努め、必要な安全策を講じるとともに、警察等関係機関との連携により、信号機やカーブミラー、防護柵等の交通安全施設の点検・整備、歩道の設置や交差点等の改良・整備に努めます。

(3) 消費生活の安全・安心の確保

市民の消費生活の安定と向上のため、消費生活センターの相談体制の充実とともに、関係機関等との連携のもと、多様化する消費生活相談への適切な対応に努めます。

また、自立した消費者になるための消費者教育の推進とともに、市広報や出前講座等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努めます。

さらには、消費者団体の育成支援を図るなど、自主的な活動を促進します。

(4) 空き家対策の推進

空き家の管理は所有者等の責任であることを基本としながら、市民の安全・安心な生活環境を保全するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対する助言や指導、勧告、命令等、適切な対応に努めます。

また、「光市空き家等対策計画」に基づき、空き家の適切な管理や利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進します。

(5) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、国・県等との連携のもと、「国民保護計画」に基づく国民保護措置を総合的に推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
安全・安心都市宣言に基づく安全意識の高揚						生活安全課
防犯灯の設置推進と適切な維持管理の実施						生活安全課
暴力追放運動の推進						生活安全課
地域見守り体制の確立						文化・社会教育課 生活安全課
地域安全・安心情報の配信の充実						生活安全課
児童生徒の安全確保【再掲】						学校教育課 生活安全課
犯罪被害防止のための意識啓発						生活安全課
地域安全に関する関係機関との連携体制の充実						生活安全課
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施						文化・社会教育課 学校教育課
交通安全運動の実施						生活安全課
交通安全教育の推進						生活安全課
交通安全関係団体の活動支援						生活安全課
交通指導の充実						生活安全課
交通危険箇所等の改善						生活安全課 道路河川課
街路灯の改良						生活安全課 道路河川課
道路パトロールの実施						道路河川課 生活安全課
消費生活センターの機能充実						生活安全課
消費者被害防止のための啓発活動の充実						生活安全課
食品や製品等の情報提供の実施						生活安全課
消費者団体の活動支援						生活安全課
空き家の適切な管理の促進						生活安全課
光市空家等対策計画の推進						生活安全課
国民保護計画の推進						防災危機管理課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①刑法犯罪認知件数 (年度) ◆地方創生SDGsローカル指標 16.1.4.1	129 件	
②防犯灯の設置箇所数	5,133 灯	
③自主防犯活動団体数	12 団体	
④光市の治安が良いと思う人の割合	86.8%	
⑤管理不適切と判断した空き家の改善率	63.8%	
⑥交通事故発生件数 (年度)	91 件	
⑦交通安全教室への参加者数 (年度)	2,975 人	
⑧消費生活に関する研修会等への参加者数 (年度)	552 人	

※近況値出典【年度】：①②③⑤⑥⑦⑧生活安全課【2】

④市民アンケート【2】

基本目標 4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

● 重点目標 1 自然の恵みを活かし・守り・育てるために

★ 政策 1 自然敬愛都市の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 本市は、「日本の白砂青松 100 選」や「森林浴の森 100 選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸や石城山県立自然公園等に代表される山々など、先人から受け継ぐ貴重で豊かな自然に恵まれた、自然と都市が調和する「自然敬愛都市宣言」のまちです。
- こうした恵まれた自然環境は、市民の日常に潤いと安らぎを与えるかけがえのない市民共有の財産として、良好な状態を保ちながら、次世代に継承していく必要があります。
- 本市の美しい自然を守る取組として、地域住民の主体的な参画による「クリーン光大作战」は、長い歴史とともに多数の市民参加による環境美化活動として、まちに根付いています。
- このほか、地域ボランティアとともに行う松の植栽や管理、児童生徒とともに行う環境学習や自然体験活動など、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの心に灯された自然敬愛の精神は、本市の誇りであり、その継承は私たちの責務でもあります。
- また、騒音、生活排水等による水質汚濁など、都市・生活型公害を軽減するため、公害防止協定の締結や市民・事業者による公害防止意識の向上など、様々な有効な対策とともに、公害のない住み良い環境づくりに努めています。
- 今後とも、自然環境の保全と再生に取り組み、美しい自然を維持・継承するとともに、自然に学び、自然とともに生きる機会を創出するなど、市民と自然が共生できる潤いとやすらぎのあるまちづくりが求められています。
- また、本市においても、平成 21 年にアルゼンチンアリが確認されるなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された特定外来生物による生態系等への被害が懸念されることから、市民への適切な情報提供を行うとともに、生態系のバランスを保てるよう、引き続き、特定外来生物対策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、虹ヶ浜・室積海岸や石城山県立自然公園等に代表される森林、恵み豊かな自然環境や生物の多様性を積極的に保全するとともに、次世代に良好な状態で継承するため、自然資源を有効に活用しながら、自然とふれあえる場を創出するなど、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、市民の主体的な環境保全・美化活動を支援するなど、地球規模から地域の身近な課題まで、自ら考え、学び、行動できる環境教育に取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 自然敬愛精神の醸成

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、市民の自然敬愛精神の醸成を図るとともに、次代を担う子どもたちの自然と触れ合う機会や環境に関する様々な課題等への学習機会の創出に取り組むなど、幅広い世代への周知・啓発に努めます。

(2) 環境保全対策の推進

自然の復元力には限界があるとの共通認識のもと、本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を、「未来からの借り物」として良好な状態で次世代に継承するため、自然との共生や持続可能な社会の在り方について、市民、事業者、行政がともに考え、協働で取り組むなど、本市の豊かな自然環境の保全、再生を推進します。

また、室積海岸については、特に高潮対策や侵食対策が課題となっていることから、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

(3) 公害防止対策の推進

自然環境と経済活動が調和した持続可能な社会の構築を目指して、環境調査の実施や公害防止協定等の締結を推進するなど、市民・事業者の公害防止意識の向上を図るとともに、公害のない、安全かつ快適な生活環境の確保に努めます。

(4) 特定外来生物への対応

特定外来生物が生態系に被害を及ぼすことが懸念されることから、特にアルゼンチンアリ対策については、特定外来生物の特徴などの基本情報の発信に努めるとともに、生体の駆除をはじめ、生息しにくい環境づくり、生息域の拡大防止など、市民等と協働による防除活動を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
自然敬愛基本構想の推進						環境政策課 関係各課
クリーン光大作戦の推進						文化・社会教育課
自然海岸の清掃活動の実施						文化・社会教育課 環境事業課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備						農林水産課
農地の保全						農林水産課
森林の保全						農林水産課
海岸松林の保全						農林水産課
生物多様性の保全						環境政策課 関係各課
特定外来生物への対応						環境政策課 農林水産課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進						健康増進課 文化・社会教育課
伊藤公の森の管理・保全						農林水産課
環境学習・自然体験学習の推進						環境政策課
自然環境に配慮した河川整備						道路河川課
環境監視・指導の実施						環境政策課
公害防止協定等の締結						環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①クリーン光大作戦の参加者数	8,291 人	
②市内小・中学生のクリーン光大作戦への参加割合	0%	
③海岸松林の本数	42,255 本	
④光化学オキシダント (O _x) 濃度の昼間 1 時間値が 0.12ppm 以上であった日数 ◆地方創生 S D G s ローカル指標 11.6.2.2	0 日	

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【3】※新型コロナウイルス感染症対策含む
③農林水産課【2】
④山口県環境政策課【2】

★ 政策 2 地球温暖化対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 地球温暖化の進行は、異常気象の頻発や自然災害等の激甚化といった影響のみならず、生態系への影響や水不足の悪化、農業への打撃、感染症の増加など、私たちの様々な社会経済活動への悪影響が複合的に生じる可能性を指摘されています。
- 国においては、平成 27 年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や令和 2 年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（INDC：日本の約束草案）を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を策定しました。こうした背景を踏まえ、国や地方公共団体、事業者等が温室効果ガスの削減に向けた取組を主体的に進めていく必要があります。
- 本市では、「光市環境基本条例」や「第 2 次光市環境基本計画」に基づき、日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進や防犯灯のLED化など、省エネ設備の導入の推進に取り組んできました。
- 令和 2 年 10 月に国は、脱炭素社会の構築を目指して、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言するとともに、令和 3 年 5 月には、本宣言を理念とした「地球温暖化対策推進法」が改正されるなど、我が国も国際社会の一員として、積極的な地球温暖化対策を実践するとともに、産業構造や社会経済の変革と成長につなげる新たな一歩を踏み出しました。
- 国全体で目指す温室効果ガス削減目標等を勘案しつつ、市民、事業者、行政が連携を図りながら環境教育や環境保全活動の推進に取り組むなど、地域ぐるみによる地球環境の保全意識の高揚に努めていく必要があります。
- また、市民一人ひとりが身近なところから、地球環境への負荷軽減に向けた取組みが求められています。

【基本方針】

地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及とともに、市民、事業者、行政が連携を図るなど、環境教育や環境保全活動を推進します。

また、太陽光などの再生可能エネルギーの活用、LED等の省エネ設備の普及・促進とともに、次世代自動車や環境に配慮した製品の購入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組とともに、地球温暖化に配慮したまちづくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 環境保全意識の醸成

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、行政が連携した環境保全活動や環境に対する意識の醸成に向けた学習機会を提供するなど、地球温暖化対策に資する取組の周知・啓発に努めるとともに、環境保全意識の醸成を図ります。

(2) 脱炭素化に向けた取組の推進

地球温暖化の主な要因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、家庭や公共施設への省エネルギー製品の普及促進や活用に努めるとともに、市民、事業者、行政が一丸となった省エネルギー運動を推進します。

また、全国的に日照時間がトップクラスという本市の特性を生かし、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第2次光市環境基本計画の推進						環境政策課 関係各課
第3次光市環境基本計画の策定・推進						環境政策課 関係各課
地球温暖化対策の推進						環境政策課 関係各課
市民や事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進						環境政策課
次世代型自動車の普及促進						環境政策課
太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進						環境政策課 関係各課
LED照明等の省エネ製品の普及促進						環境政策課
省エネルギー運動の推進						環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人口一人当たりのCO ₂ 排出量 (CO ₂ 排出量/総人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 13.X	43.13 t-CO ₂	
②省エネルギーに心がけている人の割合	82.8%	

※近況値出典【年度】：①環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」【30】

②市民アンケート【2】

★ 政策 3 循環型社会の構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 経済成長と人口増加の過程において、大量生産・大量消費型の社会経済活動によって生み出された現代の大量廃棄型社会は、石油や鉄などの貴重な天然資源の枯渇とともに、ごみの最終処分場のひっ迫や不法投棄の増加など、自然破壊や地球温暖化の助長とともに、様々な環境問題の要因となっています。
- 地球温暖化の影響は、私たち人間の活動が主な要因である可能性が「極めて高い」ことが指摘されるなど、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動であるリニアエコノミー（線形経済）から、製品や資源の価値を可能な限り長く保全・維持して循環利用の頻度を高めるサーキュラーエコノミー（循環経済）への社会構造の変革が求められています。
- 国においては、平成30年に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、多様な地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での資源循環など、環境、経済、社会的側面の統合的な向上を目指した持続可能な社会づくりを進めています。
- 本市では「光市一般廃棄物処理基本計画」における「人と自然が共生する循環型社会推進都市ひかり」の基本理念に基づき、リサイクルセンター「えこぱーく」を中心に、廃棄物の再資源化を促進し、最終処分するごみの削減に努めています。
- また、不用品交換システムの充実やエコショップ認定制度など、市民、事業者、行政等が協働して廃棄物の発生の抑制や再利用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進し、廃棄物の適正処理に努めてきました。
- 市内では、不要になった未利用食品を家庭や企業から集め、必要な人々に届ける「食品ロス」の低減に向けた「フードバンク活動」など、廃棄物の発生の抑制と食の格差の解消につながる持続可能な社会の構築に向けた取組が進められています。
- 今後とも、循環型社会の構築に向けた3Rの取組の強化とともに、国等の動向も踏まえた、新たな時代のニーズや市民ニーズに対応可能な廃棄物処理のあり方について、検討していく必要があります。
- また、様々な環境学習を通して、市民の環境意識の醸成を図るとともに、日本古来の「もったいない」という文化を継承し、廃棄物の発生抑制や再資源化の推進に取り組んでいます。

【基本方針】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの転換とともに、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政等が連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再利用、再資源化など、3Rの取組を推進します。

また、日本古来の「もったいない」という文化を継承し、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー、ごみ分別事典の充実など、市民ニーズを踏まえながら、より環境に配慮したサービスの提供に努めます。

【施策展開の方向】

(1) ごみの発生抑制

世代に応じた環境学習への取組とともに、「もったいない文化」を継承した市民の意識啓発やごみ処理施設等の見学ツアーを継続的に実施するなど、ごみ問題に対する市民の理解を深める機会の創出に努めます。

また、企業と連携したエコショップ認定制度の実施や市民ニーズを踏まえたリユースネットひかり、リユースキッズひかり等の不用品交換システムの充実など、3Rの取組を推進します。

(2) ごみの減量と再資源化の推進

家庭から排出される可燃ごみの多くを占める生ごみのリサイクルとして、「水切り」「使い切り」「食べ切り」の推進による可燃ごみの減量化とともに、食品ロスの低減に向けたフードバンク活動への支援に努めます。

また、容器・包装用プラスチック類の分別の適正化による、不燃ごみの再資源化を推進するとともに、紙製容器包装など、雑がみの再資源化に努めます。

さらには、環境学習や各種イベントを活用した啓発活動を展開するとともに、自治会や子ども会など、地域で取り組む資源回収等を支援します。

(3) 廃棄物適正処理の促進

「第2次光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業系一般廃棄物は事業者の責任において処理することを徹底するなど、ごみ処理の基本ルール of 徹底に努めます。

また、商品や材質の多様化に伴い複雑化するごみの分別などに対応するため、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー・ごみ分別事典・ごみ分別アプリの活用を推進するなど、市民ニーズを踏まえたサービスに努めます。

不法投棄については、関係機関等との連携により監視体制を強化するとともに、不法投棄されたごみについては、速やかに所定の手続きによる回収を行うなど、環境美化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
もったいない文化の醸成						環境事業課
不用品交換システムの充実						環境事業課
市民や事業者へのごみ問題に関する啓発活動の推進						環境事業課
エコぱーくを拠点とした再資源化の推進						環境事業課
地域における再資源化の推進						環境事業課
生ごみリサイクルの推進						環境事業課
雑がみリサイクルの推進						環境事業課
第2次光市一般廃棄物処理基本計画の推進						環境事業課 関係各課
不法投棄監視体制の強化						環境事業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
① 1人1日当たりのごみ排出量 (家庭部門) ◆地方創生SDGsローカル指標 8.4.1 及び 12.2.1	951 g	
② ごみのリサイクル率 ◆地方創生SDGsローカル指標 12.5.1	28.4%	
③ 廃棄物の最終処分割合 (最終処分量/ごみの総排出量) ◆地方創生SDGsローカル指標 11.6.1	6.1%	
④ ごみの分別を行っている人の割合	95.8%	

※近況値出典【年度】：①②③環境事業課【2】

④市民アンケート【2】

★ 政策 4 公共用水域の保全

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 下水道設備は、河川や海域など公共用水域の水質保全を図るとともに、市民の健康で衛生的な生活環境を確保する役割を担うなど、生態系の適切な維持や安全で豊かな市民生活を実現するうえで、欠くことのできない基幹的施設の一つです。
- 本市では、昭和40年代の高度経済成長期に伴う都市化の進展により、公共用水域の水質悪化も顕著となったことから、島田川流域をはじめ室積・虹ヶ浜海岸を含む瀬戸内海の水質保全を目的に、山口県が事業主体となり、島田川流域に隣接する周南市、岩国市との連携による周南流域下水道事業に取り組んできました。
- また、周南流域下水道事業との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるとともに、生活排水処理対策として下水道事業認可区域外の地域への浄化槽の設置を促進するなど、良好な生活環境の確保に努めてきました。
- さらには、下水道事業が将来にわたり持続可能となるよう、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を目的に、令和2年度より公営企業会計に移行しました。
- 管渠整備においては、昭和53年の事業開始以降、処理区域面積の拡大と普及率の向上を図ってきた結果、令和2年度末現在で管渠延長は252kmを超え、供用開始面積は984haとなりました。また、下水道普及率は81.4%、水洗化率は97.7%となるなど、水質保全と生活環境の向上を目指した施設の整備に取り組んでいます。
- 今後とも、経営の安定化に努めながら、下水道の計画的な整備や老朽化対策に取り組むほか、浄化槽設置への補助を継続するなど、市民の生活環境の向上と自然環境の保全に努める必要があります。
- また、汚水処理のうち、し尿処理事業については、し尿処理施設の老朽化や立地上の災害リスク等の課題に対応するため、し尿処理を含めた本市の汚水処理を将来にわたり安定的、効率的な実施を目的に、汚水処理共同化事業に着手しました。

【基本方針】

公共用水域の水質保全と市民の衛生的な生活環境の維持・向上を図るため、公共下水道の計画的な整備・改築及び水洗化を促進するなど、将来にわたる持続可能な公共用水域の保全に取り組みます。

また、下水道施設による下水とし尿等の汚水処理の共同処理の実現に向け、汚水処理共同化事業を円滑に進めます。

【施策展開の方向】

(1) 流域関連公共下水道事業の推進

「光市流域関連公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道を計画的に整備するとともに、「光市流域関連公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した管渠等の改築を実施します。

(2) 下水道事業の経営の安定化

財政状況を的確に把握し、財政マネジメントの向上による経営基盤の強化への取り組みを進めるとともに、持続可能な事業運営の確立に努めます。

(3) 浄化槽の設置促進

「第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」に基づき、下水道事業計画認可区域外の汚水処理対策として、浄化槽の設置を促進します。

また、認可区域内であっても下水道整備が困難な区域に限り、浄化槽設置を支援するなど、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

(4) 水環境の保全と汚水処理の適正化

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済の食用油の適正処理など、市民による水質浄化に向けた実践活動の促進とともに、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集による排出水の適正な処理を推進するなど、公共用水域における水環境の保全に努めます。

また、効率的な汚水処理に向け、下水道施設による下水とし尿等の共同処理を行う、汚水処理共同化事業を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
公共下水道の整備						下水道課
水洗化の促進						下水道課
汚水の区域外流入						下水道課
公共下水道の改築・更新						下水道課
下水道会計の財政健全化の推進						下水道課
浄化槽の設置等の促進						下水道課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理						深山浄苑
汚水処理共同化事業の推進						深山浄苑 下水道課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①経常収支比率	100.0%	
②下水道処理人口普及率(汚水) ◆地方創生SDGsローカル指標 6.3.1	88.7%	
③下水道処理人口普及率(下水) ◆地方創生SDGsローカル指標 6.3.1	81.4%	

※近況値出典【年度】：①②③下水道課【2】

● 重点目標2 便利で快適に暮らすために

★ 政策1 良好な都市空間の創出

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 急速な人口減少、少子高齢化の進行をはじめ、全国的な中心市街地の衰退や空洞化が進む中、このまま市街地が拡散し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉、子育て支援や商業などの生活サービスの提供が、将来的に困難になることが懸念されています。
- 都市化の進展とともに整備された道路や下水道などの社会資本についても、建設から約50年余りが経過するなど、厳しい財政制約のもと、こうした施設の急速な老朽化への対応が急務となっています。
- こうした中、高齢者が外出しやすい健康で快適な生活環境の確保をはじめ、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちの形成や財政面、経済面でも持続可能となる都市経営、低炭素型の都市構造の実現、さらには災害に強いまちづくりの推進などが求められています。
- 日常生活圏が分散して形成される本市においては、「光市都市計画マスタープラン」に基づく適切な土地利用の規制や誘導を進めるとともに、平成31年3月に策定した「光市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約と連携の考え方を踏まえながら、持続可能な魅力ある「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指しています。
- 今後とも、計画的な土地利用や都市形成とともに、地域ごとの機能集約による拠点化と公共交通の再構築によるネットワークの充実を図るなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく公共交通ネットワークと連携したコンパクトシティの推進が求められています。
- また、平成31年3月に策定した「光駅周辺地区拠点整備基本構想」や、令和2年9月に策定した「光駅拠点整備基本計画」に基づき、本市にふさわしい光の玄関づくりを進めています。
- 山口県の「コンパクトなまちづくりモデル事業」のモデル地区の一つに選定された「岩田駅周辺地区」についても、「岩田駅周辺都市施設整備基本計画」等に基づき、大和コミュニティセンター、大和支所及び図書館大和分館の機能を集約した新たな「大和コミュニティセンター」を整備するなど、岩田駅周辺地区の都市づくりを着実に進めています。

【基本方針】

「光市都市計画マスタープラン」における土地利用、住環境づくりなどの方針や「光市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約と連携の考え方を踏まえながら、持続可能で魅力ある「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指します。

また、「光駅拠点整備基本計画」に基づき、光駅を中心とした拠点整備を進めるとともに、利便性の向上、にぎわいの創出など、本市の玄関口にふさわしい都市空間づくりを進めます。

【施策展開の方向】

(1) 適正な土地利用の推進

総合的かつ一体的な都市づくりを進めるため、「光市都市計画マスタープラン」や「光市立地適正化計画」に基づき、土地利用や市街地整備、都市施設の配置や整備などを計画的に進めるなど、地域の特性に応じた適切な土地利用規制や誘導を検討するとともに、的確な都市計画情報の提供を行います。

(2) 多核連携型都市構造の形成

利便性が高く持続可能な都市構造への転換を図るため、「光市立地適正化計画」に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進します。

また、居住誘導区域の設定や防災指針も含めた立地適正化計画に改訂するなど、誘導区域を踏まえた用途地域の見直しについて検討します。

(3) 魅力ある都市景観の創出

「光市景観条例」や「光市景観計画」等に基づき、市民等との協働により、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々など、豊かな自然環境と調和した景観形成を推進します。

また、良好な景観形成に向けた人材の育成をはじめ、平成30年に選定した「ふるさとひかりの景観10選」のパンフレットの配布や啓発等を通じて、良好な景観に関する市民意識の高揚を図ります。

(4) 光駅近接エリア整備の推進

市内外の人々が訪れ、にぎわいと活気のある魅力的な都市拠点の形成に向け、「人、交通、自然をつなぐ、つながる光駅」をコンセプトに、虹ヶ浜海岸とのつながりを感じられる自然と調和した空間として、また、公共交通や一般車両、自転車、歩行者などの多様な交通手段が集まる交通の結節点として、人々がゆきかい、人々がつどい、人々がつながる交流の場となるよう、南北自由通路の更新をはじめ、南口及び北口駅前広場の機能充実・再配置、交流空間、サービス機能施設の整備等を進めます。

(5) 岩田駅周辺地区整備の推進

「光市立地適正化計画」における地域拠点として、地域住民の人口規模に応じて地域の暮らしを支える都市機能の維持を図るなど、生活利便性の高い拠点の形成とともに、引き続き、山口県と連携を図りながら、「コンパクトなまちづくりモデル事業」を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市都市計画マスタープランの推進						都市政策課 関係各課
光市立地適正化計画の改定・推進						都市政策課 関係各課
光駅拠点整備の推進						都市政策課 関係各課
コンパクトなまちづくりモデル事業の推進 (岩田駅周辺地区)						都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①光駅の利用者数 (1日あたり)	4,596 人	
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	67.8%	

※近況値出典【年度】：①山口県統計年鑑【2】

②市民アンケート【2】

★ 政策 2 道路網の整備

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 道路は、現代社会における経済活動や日常生活において必要不可欠な社会基盤であり、人や物を運ぶ「交通機能」をはじめ、まちや建物を結ぶ「市街地形成機能」、事故や災害時の緊急活動の場としての「空間機能」など、多角的な役割を担っています。
- 本市では、市域を東西に横断する国道 188 号を軸に、主要地方道や一般県道が放射状に配置されており、これらが主要な幹線道路として、都市の骨格を形成しています。
- 特に、国道 188 号を補完する虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備は、交通渋滞の緩和や市民の利便性の飛躍的な向上が見込まれることに加え、災害時等における広域的な交通網の必要性が高まっていることから、山口県との連携のもと、早期の全線開通に向けた取組の強化が求められています。
- 長期にわたり事業着手できていない都市計画道路については、民間における土地開発の障害となることや都市計画の信頼性の低下が懸念されることから、平成 27 年に策定した「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しや廃止等の都市計画変更手続きを進める必要があります。
- 本市の道路整備では、市道や橋梁の定期点検や補修、側溝の整備、補修とともに、令和元年度には「光市橋梁長寿命化修繕計画」を改定し、76 橋の法定点検を実施するなど、道路交通の安全性と信頼性の確保、維持管理に係る費用の縮減と平準化を図っています。
- 生活道路においては、幅員が狭小であるなどにより、緊急車両の進入が困難となるほか、対向車との離合さえ困難な泥船があるなど、生活者の安全性や利便性の確保が課題となっています。
- さらには、高度経済成長期に整備された道路や橋梁の老朽化が進んでおり、適正な維持管理や計画的・効率的な改修・更新は大きな課題となっています。

【基本方針】

「交通機能」「市街地形成機能」「空間機能」などの多角的な役割を果たせるよう、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備や橋梁との計画的な維持管理に努めます。

また、長期にわたって事業に着手していない都市計画道路については、「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

【施策展開の方向】

(1) 幹線道路等の整備

災害等における道路ネットワークの多重性、代替性の確保をはじめ、近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、(仮称)光下松間道路及び地域高規格道路(周南道路)の早期実現に向けて、関係市町と連携して、県への要請や協議等を行います。

また、国道188号を補完する虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備は、交通渋滞の緩和や市民の利便性の飛躍的な向上が見込まれることから、山口県との連携のもと、早期の全線開通に向けた取組の強化を図ります。

一方、長期間にわたって事業に着手できていない都市計画道路については、「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

(2) 生活道路等の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や待避所設置など、生活者の安全性と利便性の向上に向けた整備に努めます。

また、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修を行うことに加え、市民等からの道路の異常にかかる連絡受付方法を工夫し、市民との協働実施による早期発見手法を検討するなど、道路施設の適切な維持管理に努めるとともに、市道に架かる橋梁については、「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						道路河川課
川園線、船戸三太線の整備促進						道路河川課
都市計画道路網の見直し						都市政策課
生活道路の整備						道路河川課
道路パトロールの実施【再掲】						道路河川課、生活安全課
法定外公共物維持管理支援事業の実施						道路河川課
橋梁点検・補修の推進						道路河川課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①舗装道路割合 (舗装道路実延長／道路実延長) ◆地方創生SDGsローカル指標 9.1.1.1	99.2%	
②道路改良率	74.5%	

※近況値出典【年度】：①②道路河川課【2】

★ 政策3 公共交通ネットワークの構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 本格的な人口減少に伴い、バスや鉄道など公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化など、地域の公共交通の維持・確保が厳しくなる一方、高齢者の運転免許の返納は年々増加している現状から、その受け皿となるべき移動手段の確保がますます重要になっていきます。
- 国においては、地域の公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みづくりとともに、特に過疎地域などの移動ニーズへの対応や持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するため、令和2年11月より「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を施行しました。
- 本市には、光駅、島田駅、岩田駅の3つの鉄道駅をはじめ、路線バスや循環バス、タクシー、離島航路など、生活に密着した多様な公共交通機関が存在しており、これまで路線等の維持・確保とともに、中山間地域をはじめ、交通弱者への支援が必要な地域における「コミュニティ交通事業」の展開など、市民の移動手段の確保・充実に努めてきました。
- 一方、市民のバス交通網の整備に対するニーズは高いものの、利用者の減少に伴う市営バスや交通事業者の財政負担の増加、バス運行便数の減少などの課題を抱える中、将来的な瀬戸風線の開通や光駅拠点整備などの大型事業の進捗は、将来的な公共交通体系にも大きな影響を与える可能性があります。
- そうした中、令和3年度の庁内組織の改編により、公共交通政策課を新たに設置するなど、地域の特性に応じた生活交通の確保とともに、3つの鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化とともに、地域で豊かに暮らし続けることができる公共交通ネットワークの構築に向けて、「光市地域公共交通計画」を策定します。

【基本方針】

「光市地域公共交通計画」に基づく3つの鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化とともに、市民生活や通勤・通学の利便性向上に資する持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。

また、交通弱者の生活交通の確保を支援するなど、持続可能なまちづくりの基盤となる公共交通体系の維持とともに、公共交通の利用促進を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 公共交通網の整備

本市の分散型都市構造により地域特性が異なる点や将来の都市構造を見据えながら、「光市都市計画マスタープラン」や「光市立地適正化計画」などの関連計画を踏まえ、「光市地域公共交通計画」に基づき、市民生活や通勤・通学の利便性向上に向け、持続可能な公共交通網の整備を進めます。

(2) 公共交通の利用促進

地域の特性やニーズ、まちの変化に応じた移動手段の検討等による生活交通の確保や、生活交通の利用率の向上に向けた交通事業者等との連携に努めるなど、公共交通全体の利用の促進に取り組みます。

(3) 交通結節機能の強化

令和2年9月に策定した「光駅拠点整備基本計画」に基づく、光駅拠点整備による利便性の向上や、主たる交通の拠点である光駅、島田駅、岩田駅の3つの鉄道駅を主要交通結節点として、市役所前及び室積コミュニティセンター付近を交通結節点として位置づけ、それぞれの交通結節機能の強化に取り組みます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市地域公共交通計画の推進						公共交通政策課
市営バスの運行						公共交通政策課
地方バス路線維持対策						公共交通政策課 関係各課
公共交通の利用促進						公共交通政策課
光駅拠点整備の推進【再掲】						都市政策課 関係各課
コミュニティ交通事業の実施【再掲】						公共交通政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①市内のJR駅利用者数 (1日あたり)	3,204人	
②路線バス年間利用者数	504,205人	

※近況値出典【年度】：①山口県統計年鑑【1】

②公共交通政策課【2】

★ 政策 4 公園の整備と緑化の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 公園や緑地は、生活に潤いや安らぎをもたらし、まちの風景を形作り、都市のオープンスペースとしてのレクリエーションの場であるとともに、火災の延焼防止や防風、防砂、保水といった防災機能としての役割も有しています。
- 本市は、瀬戸内海国立公園の一角に「森林浴の森日本 100 選」や「日本の白砂青松 100 選」などに選定される風光明媚な室積・虹ヶ浜海岸を有し、県立自然公園に指定されている幽玄な石城山、身近に水に親しめる母なる島田川など、自然の恵みと悠久の歴史の調和による豊かな景観と自然環境に恵まれています。
- また、豊かな自然と都市公園としての機能が調和するなど、梅を中心に四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や、スポーツ・レクリエーションの拠点である光スポーツ公園・大和総合運動公園の3つの都市基幹公園等が整備されています。
- 「花と緑のやすらぎのあるまちづくり」を推進し、市民や来訪者に潤いとやすらぎの場を提供するため、公園緑地の適切な維持管理に努めるとともに、公園の維持管理を自治会などの地域団体に委託することで、市民との協働による都市公園等の保全と美化促進に向けた「公園美化促進事業」を進めています。
- 一方、遊具をはじめとする公園施設や樹木の老朽化による維持管理費の増大、市民との役割分担のあり方等が課題となっていることから、「光市公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の長寿命化に向けた計画的な維持管理と効率的な更新に着手しました。
- 今後とも、「光市公園施設長寿命化計画」をはじめ、「光市緑の基本計画」や「光市街路樹維持管理指針」などに基づき、市民との協働により、まちの緑化の推進と適正な維持管理の両立が求められています。

【基本方針】

多くの緑に彩られた魅力あふれる都市を創造するため、「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適切な配置と保全に努めます。

また、自然環境や歴史的資源など、地域の特性を活かした公園や緑地の整備とともに、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点に立った取組を進めます。

さらには、市民力や地域力を活かした協働型の緑化事業を図るなど、多様な主体が緑の創出や保全に関わることができる環境づくりに努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公園の適正な管理

「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、地域住民の意向と協力を踏まえながら、公園や緑地、街路樹の適切な配置と維持管理に努めるとともに、「光市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的で効率的な公園施設の修繕等に取り組みます。

市内外から多くの来訪者・利用者が見込まれる冠山総合公園や光スポーツ公園、大和総合運動公園については、引き続き、指定管理者制度などを活用しながら、適切で効率的な管理運営とさらなる機能の向上に努めます。

(2) 緑化の推進

花壇コンクールの開催など、市民や事業者等による緑化活動を通じて、身近な緑化活動を推進するとともに、多くの市民が緑化活動に関心を持てるよう、周知・啓発に努めます。

また、引き続き、各種公共施設の敷地内における環境緑化を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市緑の基本計画の推進						都市政策課 関係各課
都市公園等の協働管理【再掲】						都市政策課
光市公園施設長寿命化計画の推進						都市政策課
冠山総合公園など都市公園の適正な管理						都市政策課
市民等の参加による緑化活動の推進						都市政策課 関係各課
街路樹や植樹帯の適正な管理						都市政策課
公共施設緑化の推進						関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①アダプト・プログラムの参加団体数【再掲】	18 団体	
②冠山総合公園の利用者数 (年度)	173 千人	

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【3】

②都市政策課【2】

★ 政策5 良質な住環境の整備

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化の急速な進展とともに、世帯数も減少局面を迎える中、地域コミュニティの希薄化や空き家の増加など、快適で安全・安心な住環境を揺るがす要因が拡大傾向にあります。
- また、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて、当時の住宅需要に応じて造成された多くの住宅団地や公営住宅は、施設の老朽化が大きな課題となるなど、公営住宅においては「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく大規模改修により、長期間使用できるよう取り組んできました。
- こうした中、本市の大きな強みである豊かな自然と都市基盤が調和する快適な住環境を将来にわたって維持していくには、総人口が減少する将来推計を踏まえ、管理戸数の減少など、供給量の適正化にも取り組んでいく必要があります。
- また、想定される南海トラフ地震への備えや全国各地で発生した巨大地震を教訓としながら、いつ、どこで発生するか予測困難な地震から市民の生命と財産を守るため、家屋等の耐震化を促進していくことが急務となっています。
- 経年劣化が進む公営住宅においては、今後とも「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減とともに、建替えの際には世帯構成にあった居住環境の整備やバリアフリー化に取り組むなど、人口減少を踏まえた供給戸数の適正化や居住者の適正な管理を進めていく必要があります。
- また、家屋等の耐震化をはじめ、時代の潮流を踏まえた総合的な住宅施策に取り組むなど、安心して住み続けられる住環境を次世代に継承していくことが求められています。

【基本方針】

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、本格的な人口減少を踏まえ、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づくストックの適正化に努めます。

また、誰もが安心して住み続けられる住環境を次世代に継承するため、脱炭素社会の実現を踏まえた住宅・建築物の省エネ対策等にも努めるなど、総合的な住宅施策を検討します。

【施策展開の方向】

(1) 住環境の向上

「光市耐震改修促進計画」に基づき、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修に対して国や県とも連携して支援するなど、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めます。

また、国や県が進める多世代同居・近居推進関連施策について、市民への周知等に努めるとともに、国が進める脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等にも努めるなど、総合的な住宅施策について検討します。

(2) 良質な公営住宅の維持・管理

「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく既存公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に向けた具体的方策を検討します。

また、高齢者や障害者等が安心して入居できるよう、世帯構成にあった居住環境の整備やバリアフリー化などに取り組むとともに、人口減少を踏まえた持続可能な公営住宅事業となるよう供給戸数の適正化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
木造住宅等に対する耐震診断や耐震改修の支援						建築住宅課
国・県等が進める多世代同居・近居推進関連施策の周知						建築住宅課 企画調整課
光市営住宅等長寿命化計画に基づく住宅ストック水準の適正化						建築住宅課
老朽化した市営住宅の改修や改善						建築住宅課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①民間住宅の耐震化率	76.1%	
②「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく用途廃止戸数 (累計)	51 戸	
③市営住宅のバリアフリー化率	20.9%	

※近況値出典【年度】：①住宅・土地統計調査【30】

②建築住宅課【3】(計画策定以降の累計)、目標値も同じ

③建築住宅課【3】

★ 政策6 安全でおいしい水の供給

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 母なる島田川の伏流水から生まれる本市の水道水は、豊かな自然が育む市民共有の財産です。水は、日常生活や企業の経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全・安心な水を安定的に供給することは、行政の重要な使命となっています。
- 一方、人口減少や生活様式の多様化、節水機器の普及などを背景に、一般家庭の水需要は低下傾向にあるなど、長期的な料金収入の落ち込みが予測されます。
- こうした中、これからの水道事業は、老朽施設の更新や災害対策、収入増加を伴わない事業の推進も必要となるなど、計画的かつ効率的な運営とともに、安定的な事業経営が大きな課題となっています。
- 今後も、人口減少や事業環境の変化に的確に対応しつつ、将来にわたって持続可能な運営基盤の確立とともに、より安全でおいしい水道水を安定して供給することが求められています。
- また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めていく必要があります。

【基本方針】

「光市水道事業ビジョン」に基づき、強靱で持続可能な水道事業の基盤の形成とともに、安全な水道を次世代へ繋ぐため、老朽化に伴う施設の更新をはじめ適切な維持・管理など、長期的な視点に基づく事業経営を進めます。

また、耐震化や洗管作業など、安定して安全な水を供給できる基盤整備を推進します。さらには、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 水道施設の機能強化と水質の維持

安全でおいしい水を安定的に供給するため、「光市水道事業ビジョン」に基づく管路耐震化、老朽管更新計画を推進するなど、水道施設の機能強化を図ります。

(2) 水道事業の健全化

近年の水道事業の取り巻く環境の変化に対応するために策定した水道ビジョンに基づき、計画的かつ効率的な事業運営、経営情報の公開に努めるとともに、財政収支計画に沿った借入抑制や維持管理コストの削減などにより、財政基盤の強化を図ります。

また、周南市からの受託業務である熊毛地区への取水、浄水及び送水業務の着実な運営に努めます。

(3) 安全な飲料水の確保

牛島の生活基盤である牛島飲料水供給施設については、適切な維持管理により、良質で安定した水道水の供給に努めます。

また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
老朽管の更新・耐震化						水道局
水質管理体制の強化						水道局
水道事業の健全化の推進						水道局
周南市熊毛地区送水業務の運営						水道局
牛島飲料水供給施設の適正管理						生活安全課 水道局
給水区域外における飲料水確保対策のあり方の検討						生活安全課 水道局

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①水道管路の耐震化率	39.1%	
②水道料金収納率 (年度)	100.0%	
③経常収支比率 (水道事業会計)	120.0%	

※近況値出典【年度】：①②③水道局【2】

★ 政策7 安心の島づくり

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 本市唯一の有人離島である牛島は、室積港から約8.4km、定期船「うしま丸」で約20分という比較的近い距離にあり、美しい海や山はもとより、貴重な動植物や文化財、伝統のまつりや数々の伝説など、独自の風土や魅力を有する島です。
- また、島周辺はフィッシングスポットとしても人気があるなど、休日には県内外から釣り客も多数訪れています。
- 一方、令和2年の人口は○人（国勢調査）で、5年間の人口減少率は○%となり、また、高齢化率も88.9%（令和3年3月末時点、住民基本台帳）となるなど、高齢化や過疎化は以前にも増して進行しています。
- これまで、安心の核となる「牛島憩いの家デイサービスセンター」や「牛島診療所」の運営をはじめ、離島航路の維持や利便性の向上、また、漁港、防災ヘリコプター離着陸場の整備や衛生環境の向上など、多様な面から必要な生活基盤の整備を進めるとともに、牛島の文化財マップの作成・配布や交流ツアーの実施など、島の魅力発信に努めてきました。
- 引き続き、ライフラインである飲料水供給施設の長寿命化や離島航路の維持、高齢化が進む島民の保健・福祉・医療の確保、また漁業の振興や衛生環境の維持・向上など、安全・安心で持続可能な生活を重層的に支援する必要があります。

【基本方針】

飲料水供給施設などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、島民の健康づくりや生きがいづくり、介護施策の推進など、生活環境の向上と安全・安心を確保し、離島における支障の軽減に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、地域資源である貴重な自然の保護と伝統文化の保存・継承に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 生活環境の整備

本市が出資する牛島海運有限会社への支援を継続するなど、会社の安定的な経営を保持し、牛島と本土を結ぶ唯一の航路の維持に努めます。

また、牛島飲料水供給施設の長寿命化とともに、適正な維持管理に努めるなど、安全な飲料水の確保に努めます。

さらには、地理的、距離・時間的に離れている離島生活において、し尿やごみの運搬体制の確保など、必要な生活基盤の整備に取り組むとともに、介護保険サービスや医療の確保などの社会保障制度や、市民サービスの利用における支障の軽減に努めます。

(2) 医療・救急搬送体制の確保

島民の安全・安心で持続可能な生活を支援するため、牛島診療所の運営と防災ヘリコプター離着陸場の適切な維持管理等による救急搬送体制の確保に努めます。

(3) 産業の振興

漁業経営の安定を図るため、牛島漁港施設の計画的な管理・保全を行います。

(4) 自然の保護と伝統文化の継承

国指定天然記念物であるカラスバトや県の天然記念物に指定されているモクゲンジの群生地といった貴重な天然資源の保護をはじめ、島に伝わる伝統文化の保存・継承に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
離島航路の維持						公共交通政策課
牛島飲料水供給施設の適正管理【再掲】						生活安全課 水道局
高齢者の健康づくり・生きがい対策・介護施策の推進						高齢者支援課 健康増進課
牛島の医療の確保【再掲】						健康増進課 病院局
救急搬送体制の確保						健康増進課 関係各課
し尿・ごみの運搬体制の確保						環境事業課
漁港施設の管理・保全						農林水産課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護						文化・社会教育課
牛島のまつりや伝説など伝統文化の継承						文化・社会教育課 農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「うしま丸」の利用客数（1日あたり）	18人	
②牛島憩の家デイサービスセンターの利用回数(月1人あたり)	5.2回	

※近況値出典【年度】：①公共交通政策課【2】

②高齢者支援課【2】

基本目標5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

● 重点目標1 活力にあふれ、生き生きと働くために

★ 政策1 農業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 農業は、市民生活に必要不可欠な「食」を供給し、地域経済を支える重要な役割を担うとともに、農村が育む美しい景観保全や防災、さらには地域コミュニティを支える有形無形の財産であるなど、農地の多面的機能の維持・発展を推進していく必要があります。
- 少子高齢化・人口減少が進展する中、農業従事者の高齢化や減少、これに伴う耕作面積の減少に加え、近年の自然災害や病害虫・鳥獣による農作物被害の深刻化など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- また、進化を遂げるデジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく新たな農業改革（農業のデジタルトランスフォーメーション）や、SDGsの実現に貢献する、環境と調和した持続可能な農業の展開など、新たな時代の潮流にも注視する必要があります。
- 本市ではこれまで、「第3次光市地産地消プラン」に基づき、生産、加工・6次産業化、流通・販売、消費の4つの過程に、環境、観光、教育、健康の視点を織り込み、「地産地消の好循環」の構築に努めてきました。
- また、農業水利施設等の長寿命化対策や集落道整備による農業生産・生活環境基盤の整備をはじめ、集落営農組織の育成や新規就農への多面的な支援に努めるなど、今後も、持続可能な所得の増加を目指す、強い農業基盤の構築に向けた取組の充実が求められています。

【基本方針】

新規就農者の確保や育成、生産・生活基盤の整備といった総合的な事業の展開とともに、安定的な経営基盤を構築するなど、次世代に継承できる持続性の高い農業の実現を図ります。

また、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地域の特性を活かした特産品等の開発や子どもから大人までの幅広い世代が集う農業体験の提供など、地産地消の好循環の構築を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の整備と優良農地の保全

地域が取り組む農地の保全活動や農業用施設の補修、長寿命化対策などの活動を支援するとともに、農村地域のさらなる活性化を図ります。

また、農業生産を担う集落営農組織等の育成や支援、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化による農地利用の高度化、自然災害や病虫害など、農業経営におけるリスクへの対策、さらにはスマート農業などによる効率化・省力化を推進するなど、優良農地の保全と農業の担い手の支援・確保に努めます。

(2) 後継者の確保と育成

県や関係機関等と連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努めるとともに、事業者の法人化に向けた支援や、雇用の受け皿ともなる中核経営体の経営基盤の強化、経営継承対策など、後継者の確保・育成を推進します。

また、就農者を受け入れる農業法人等への経済的支援や、意欲ある若者、退職帰農者の掘り起こしと受入体制の整備に努めるなど、移住施策を含めたPRの展開とともに、就農希望者への様々な相談・支援体制の構築を図ります。

(3) 地産地消の推進

農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地元産農産物における生産流通体制の確立や学校給食での積極的な活用促進をはじめ、観光施策など他分野との連携による消費の拡大など、地産地消のさらなる推進を図ります。

また、様々なイベントや農業体験を通じた生産者と消費者の交流や、農薬適正使用の指導による安全で安心な農産物の生産を促進します。

(4) 6次産業化の促進と商工業との連携

農産物の高付加価値化や規格外品の有効活用のため、生産者自らが加工・販売を行う6次産業化を促進するとともに、農産物のブランド化をはじめ、商工業などの他事業者との有機的連携による新商品や特産品の開発を促進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
農業用施設の長寿命化						農林水産課
農地・水保全管理対策の推進						農林水産課
農村景観等多面的機能の維持・整備						農林水産課
農地中間管理事業の推進						農林水産課
認定農業者、新規就農者の確保・育成						農林水産課
中核経営体の経営基盤の強化						農林水産課
「里の厨」を中心とした地域農業の振興						農林水産課
光市地産地消プランの推進						農林水産課 関係各課
生産者と消費者の交流促進						農林水産課
安全・安心な農産物の生産の促進						農林水産課
地元産農産物の高付加価値化の促進						農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①農業の合計生産量 (年度)	362 百万円	
②農業就業人口当たりの農業産出額 (年度) ◆地方創生SDGsローカル指標 2.3.1.1	2,980 千円	
③新規就農者数 (累計)	17 人	
④認定農業者数	15 人	
⑤地元の食材を購入している人の割合	78.4%	
⑥市制度活用による農林水産物の高付加価値化の取組数 (累計)	3 件	
⑦生産者と消費者の交流機会への参加者数 (年度)	333 人	

※近況値出典【年度】：①山口県統計分析課「市町民経済計算」【30】

②農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」【1】「農林業センサス」【2】

③④農林水産課 【2】

⑤市民アンケート 【2】

⑥農林水産課【2】(H28 制度開始、R3 制度拡充)、目標値 R8 までの累計

⑦農林水産課【2】

★ 政策2 有害鳥獣対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 農業振興を進めるうえで、農家の生産意欲を削ぎ、農地の荒廃を招く鳥獣被害への対策は、ますますその重要性を増しています。
- 中山間地域をはじめ有害鳥獣による農作物への被害は深刻化しており、農業者の生産意欲の減退にもつながっています。
- 近年、防護柵のない農地や収穫残渣・放任果樹等が餌場となり、イノシシ等の有害鳥獣が人里で増加するとともに、こうした有害鳥獣による農作物被害を繰り返す状況が顕著となるなど、原因となる誘因物の除去が課題となっています。
- 本市では、令和3年度の庁内組織の改編により、有害鳥獣対策センターを新たに設置し、「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣捕獲や防護柵設置の推進など、有害鳥獣対策に努めてきました。
- 今後とも、「光市鳥獣被害防止計画」に基づく取組とともに、市街地周辺を含む地域の環境条件の調査・診断による実効性の高い防止対策を推進するなど、より一層の対策強化が求められています。

【基本方針】

有害鳥獣被害を軽減するため、「光市鳥獣被害防止計画」に基づく総合的な有害鳥獣防止対策の推進とともに、ICT技術等を活用した効率的な捕獲活動を進めます。

また、捕獲活動の支援や確保の担い手の育成に努めるとともに、防護柵の設置及びイノシシ等が出没しにくい集落周辺の生息地管理を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 総合的な有害鳥獣防止対策の推進

有害鳥獣被害の軽減とともに、農業者の生産意欲の向上を図るため、「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲・防護・生息地管理による総合的な取組を強化します。

また、特に農地や住宅地等に出没するイノシシ等の有害鳥獣に対し、農業被害の軽減とともに市民の安全・安心を確保するため、捕獲員の増員やICT技術を活用した効率的な捕獲活動を推進します。

さらには、新規狩猟免許取得者への支援を通じて、捕獲の担い手の育成を支援するとともに、集落や住宅地等に出没するイノシシ等に対して、防護柵の設置をはじめ、集落周辺の放任果樹除去や緩衝帯の整備を行う生息地管理を進めるなど、森林等から出没しにくい環境づくりに努めます。

(2) 被害防止活動への支援

国の補助金等を活用した防護柵の設置やわな架設等の支援を行うなど、地域ぐるみによる被害防止を推進します。

また、地域の環境条件の調査・診断を行うなど、地域における実効性の高い防止対策を支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
鳥獣被害防止計画の推進						農林水産課
有害鳥獣捕獲対策協議会への支援						農林水産課
防護柵、箱わな設置の推進						農林水産課
生息地管理、緩衝帯の整備						農林水産課
捕獲の担い手の育成						農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①鳥獣による農業被害額 (年度)	9,386 千円	
②大型金網柵 (ロール状) の延長 (累計)	4,770m	
③大型金網柵 (ロール状) の面積 (換算面積) (累計)	9.1ha	
④防護柵、電気柵等の設置に対する補助件数 (累計)	85 件	
⑤捕獲隊の隊員数	19 人	

※近況値出典【年度】：①野生鳥獣による農林業被害状況調査【2】

②③④⑤農林水産課【2】

★ 政策 3 林業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 市域の約 53%を占める森林は、水源のかん養や生物多様性の保全、山地災害や地球温暖化の防止など、多面的な機能によって私たちの生活に恩恵をもたらしている「緑の社会資本」です。
- 本市には「森林浴の森日本 100 選」にも選ばれる室積・虹ヶ浜海岸の松林をはじめ、県立自然公園にも指定される石城山など、市民に親しまれている公益的機能を持つ森林のほか、民有林を中心に木材等林産物の供給を担う森林が存在しており、これまで「光市森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業と植栽等による適地・適木を基本とした森林整備を図ってきました。
- 本市の林業に目を向けると、小規模分散型の所有形態や木材価格の低迷、森林所有者の高齢化等、厳しい経営環境下にあり、森林組合や光市林業研究会等とも連携のもと、森林施業の共同化の促進や将来の担い手の確保、さらには、林業経営の魅力向上など、多様な面からの林業の振興が求められています。
- 森林・林業分野は、多面的機能が発揮されることに加え、森林資源・森林空間の利用を通じてSDGsにも貢献するなど、ICTやロボット等の最新技術を活用したスマート林業をはじめ、木質系新素材の開発等の新技術を活用した林業イノベーションへの取組とともに、こうした新たな技術革新にも注目していく必要があります。
- また、自然と人が共生できる社会の実現を構築するため、環境樹林や海岸松林の育成、保健文化機能を発揮する森林としての総合的な利用等の促進に取り組むなど、緑豊かな自然を次世代へ継承していくことが求められています。

【基本方針】

林業の振興を図るため、計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成に加え、室積・虹ヶ浜海岸や石城山といった光市固有の自然環境を次世代に継承する意識の醸成を図ります。

また、森林が持つ多面的機能を発揮させるため、「光市森林整備計画」に基づき、適地・適木を基本とした健全な森林資源の整備に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 森林整備の推進

管理不全の人工林の森林調査を行うとともに、森林の現状の把握に努め、林業事業者と協働し、森林が持つ多面的機能を発揮させることなどを目的に計画的に森林整備を推進します。

また、森林環境譲与税は、地域の実情に応じた活用が可能なことから、民有林整備の費用負担の軽減を図るとともに、生産基盤整備や木材の普及及び利活用を推進します。

(2) 施業体制の整備

県、市、森林所有者、森林組合等の関係機関による相互連携を図りながら、森林施業の共同化、林業後継者の育成、機械化の促進及び林産物の流通・加工体制の整備等を推進するなど、林業諸施策に総合的かつ計画的に取り組めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地の集約化を図るとともに、地域ぐるみの共同施業を促進するなど、「森林経営計画」に基づく組織的、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業に関する教室や講習会等の開催を通じて、林業への関心と認識を高めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業者の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、林業経営の魅力が高まるよう、各種研修会により林業の社会的意義や役割についての理解を深めるとともに、林研グループへの加入を促進するなど、自主的なグループ活動の推進とともに、経営意欲及び技術の向上を図ります。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、森林の持つ多面的機能の重要性への理解や、室積・虹ヶ浜海岸や石城山といった光市固有の自然環境を次世代に継承する意識の高揚を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
森林の適正な整備・保全						農林水産課
保安林の整備						農林水産課
林業生産基盤の整備						農林水産課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施						農林水産課
市民の森自然観察林の整備						農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①竹林の面積	322ha	
②広葉樹林の面積	2, 229ha	

※近況値出典【年度】：①②農林水産課【2】

★ 政策 4 水産業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 豊かな漁場である瀬戸内海に面した本市では、漁業は古くから生業として営まれ、特に室積港や牛島港などにおいては、沿岸漁業が盛んに行われるなど、海からの恵みとして多様な水産資源を享受してきました。

■ しかし、近年では、全国的な漁獲高の減少や若者を中心とした「魚離れ」の進行、また、漁業就業者の高齢化や個人経営体における後継者不足、さらには、地球温暖化による海水温の上昇に伴う水産資源に与える影響が懸念されるなど、漁業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況に置かれています。

■ 本市では、漁港施設の計画的な整備・充実や魚礁の設置等による漁場生産力の向上、新規漁業就業者への多面的な支援による経営の安定化、後継者の確保育成に取り組むとともに、地産地消の推進や光・熊毛地区栽培漁業センターでの中間育成等による「つくり育てる漁業」を推進するなど、水産物の安定的な供給と水産資源の適切な管理の両立を図ってきました。

■ こうした中、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施していく必要があり、また、新たな販売ルートの確保や特産品の開発を促進するなど、6次産業化による漁業者の所得向上や将来的な漁業経営の安定化の推進についての支援を行うとともに、魚食文化の普及・啓発の強化などを通して、将来にわたって持続可能な漁業環境をつくる必要があります。

■ また、プレジャーボートとの漁港施設の利用調整などの課題に対し、引き続き、関係者との調整を図る必要があります。

【基本方針】

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の長寿命化とともに、計画的な管理・保全に努めます。

また、新規漁業就業者の確保や経営安定化対策、水産物のブランド化や6次産業化による水産業の活性化、地産地消のさらなる促進に努めるとともに、資源管理型漁業への取組による持続可能な漁業環境の整備を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の管理・保全

漁港施設の長寿命化のため、機能保全計画に伴う保全工事を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、漁業経営の安定を図ります。また、漁港内のプレジャーボート係留について、国の推進計画に基づき適正化を図れるよう関係者との協議を行います。

(2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店の組織力の強化と活性化を促進します。

また、新たな販売ルートの確立や特産品の開発促進により、地元産水産物の消費拡大を図るなど、魚食普及活動や地元産水産物の地産地消、学校給食での利用の推進に努めます。

さらには、跡地活用が課題となっている栽培漁業センターの用地について、水産業の6次産業化と地産地消の拠点となる施設の整備の検討を進めます。

(3) 後継者の育成

県や山口県漁業協同組合と連携して新規漁業就業者の確保に向けた施策の充実に努めるとともに、就業希望者への長期技術研修等の実施及び給付金の支給等による就業後の定着への支援にも取り組みます。

また、漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組むとともに、漁業技術や文化の伝承など高齢者が生きがいをもてる漁業活動の場づくりを推進します。

(4) 資源管理型漁業の推進

生態・成長に応じた資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるなど、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
漁港施設の長寿命化の推進						農林水産課
魚食普及活動・地産地消の推進						農林水産課
加工品づくり・ブランド化の推進						農林水産課
水産業の6次産業化の推進						農林水産課
栽培漁業センター用地の売却による水産業振興施設の整備						農林水産課
漁業就労環境の改善						農林水産課
新規漁業就業者の確保など後継者の育成						農林水産課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保						農林水産課
漁場等多面的機能の維持・保全						農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①漁業の合計生産量 (年度)	50 百万円	
②新規漁業就業者数 (累計)	7 人	
③地元の食材を購入している人の割合【再掲】	78.4%	

※近況値出典【年度】：①山口県統計分析課「市町民経済計算」【30】

②農林水産課【3】(H29-R3 累計)、目標値は H29-R8 累計

③市民アンケート【2】

★ 政策 5 商工業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 人口構造や社会構造の変化に伴い、中・長期的に経済の下押し圧力が強まる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がわが国の経済活動に深刻な影響を及ぼすなど、商工業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 一方、AIやIoTの普及などデジタル化の進展や、SDGsに代表される経済と環境の好循環に対する意識の高まりは、DX（デジタルトランスフォーメーション）といった産業構造や事業領域等の「変革」ニーズを刺激しており、新たなビジネス創出の機会ともなっています。
- 本市の商業・サービス業は、歴史的・地理的経緯から中心市街地が存在せず地域ごとに一定の商圈を形成しているため、基幹的な商業やそれらの集積に乏しく、消費購買力が市外に流出する傾向にあります。
- また、周南工業地帯の一翼を担う本市の工業は、鉄鋼、薬品の2大企業を中心とする基幹工業をはじめ、独自の技術や製品でグローバルに活躍する地域工業など、多様な事業所が数多く立地し、特に製造業は、本市の中心的な産業として、その従業員の割合も〇%と、**全国平均〇%、県平均〇%を大きく上回っています。（令和2年国勢調査）**
- 本市ではこれまで、中小企業者等の経営能力の向上や体質強化、地域のイベント等への支援を行い、地域の特性を活かした魅力ある商業の育成に努めてきました。また、企業立地奨励制度の充実・強化をはじめ、先端設備導入計画の認定等による設備投資の促進や金融機関と連携した中小企業への経済・金融対策などを通じて、新たな企業の立地促進や既存の基幹工業、地域工業の振興に取り組んできました。
- 引き続き、商工会議所や商工会との連携により、企業の立地促進や、魅力ある既存商工業の育成を図るとともに、事業所が抱える生産性の向上や人手不足、時代の潮流に応じた事業再構築等の課題解決を通して、企業の経営基盤の強化や成長を後押ししていく必要があります。
- また、コンパクトなまちづくりと連携した相乗的な商業機能の集約・振興と工業の適正な立地にも配慮していく必要があります。

【基本方針】

活力ある地域社会を形成するため、本市の商工業の一層の振興や地場企業の労働生産性の向上をはじめ、本市の特性を活かした魅力ある多様な商工業の創出を促進するとともに、新たなニーズや人手不足等にも対応できる事業基盤の構築や変革を支援するなど、地域商工業の育成と振興に努めます。

また、幅広い分野からの企業誘致のほか、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の地域経済情勢に呼応した支援に取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 商業・サービス業の育成と支援

商工会議所や商工会等と連携し、地域の特性を活かした魅力ある商店の育成やイベント等を通じた地元購買の促進を図るとともに、ニーズに応えるきめ細かな融資制度の整備や経営診断・経営相談などを通じた将来の商業を担う人材の育成、時代の潮流に応じた事業再構築等の支援に努めます。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスに加え、本市を訪れた人々を迎える宿泊業や光の味を提供する飲食業、さらに、特産品の販路開拓促進や土産品のブランド認定など、多様な商業・サービス業の育成と振興に努めます。

(2) 工業の育成と支援

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、商工会議所や商工会等との連携のもと、中小企業を中心とする地域工業の経営の近代化や経営診断・経営相談などを通じた生産技術の高度化、事業再構築等の支援に努めます。

また、産業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成に努めます。

さらには、公益財団法人周南地域地場産業振興センターとの連携のもと、中小企業の新商品・新技術の開発や販路の開拓を支援します。

(3) 企業誘致の推進と産業団地の適正な管理

市内への事業所設置や雇用の拡大を促進するため、まちづくりの観点も踏まえた優遇措置等による支援を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、土地のあっせんや必要な情報提供、関係機関との連絡調整など、企業の意向に沿ったきめ細かな相談体制を整えるとともに、様々なツールを活用した情報発信に努めます。

さらに、3つの産業団地（周防工業団地、大和工業団地、ひかりソフトパーク）における企業活動が円滑に行われるよう、適正な管理に努めます。

(4) 地域経済情勢に呼応した支援

特別融資の実施や消費喚起策の展開など国や県の支援策を踏まえた経済対策を通して、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内事業者の事業継続を支援するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代にふさわしい地域経済情勢を見極めた支援策を検討・実施します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
事業再構築に対する支援						商工観光課
地域と一体となった魅力的な商業空間の形成						商工観光課
地域の特色ある商業活動・イベントの支援						商工観光課
地域経済の活性化・商業団体等との連携強化						商工観光課
中小小売商業者の経営能力向上・体質強化の支援						商工観光課
商業等に関する後継者の育成と人材確保の支援						商工観光課
商業等に関する各種融資制度、相談体制の整備						商工観光課
商業・サービス業の育成支援						商工観光課
基幹工業の振興への支援						商工観光課
地場産業の高度化支援						商工観光課
新しい工業の育成支援						商工観光課
企業誘致活動の推進						商工観光課
産業団地の適正な管理						商工観光課
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内商工業者への支援						商工観光課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①製造品出荷額等 (年度)	593,804 百万円	
②人口当たりの製造業粗付加価値額 (年度) ◆地方創生SDGsローカル指標 9.2.1.1	5,533,321 円	
③事業所設置奨励金交付件数	6 件	
④周南サポート事業支援件数 (累計)	5 件	
⑤卸・小売業年間販売額	87,515 百万円	
⑥事業所数	1,999 事業所数	
⑦不況対策特別融資(※)の融資件数 (累計)	38 件	

※近況値出典【年度】：①工業統計調査【1】

②工業統計調査【1】、山口県人口移動統計調査【1】

③商工観光課【2】、目標値はR4-R8 累計

④周南地域地場産業振興センター【2】 目標値はR4-R8 累計

⑤経済センサス活動調査【1】

⑥経済センサス基礎調査【1】

⑦商工観光課【2】、目標値はR4-R8 累計(※)「新型コロナウイルス感染症に伴う不況対策特別融資」を含む。

★ 政策6 雇用・就業・創業環境の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 「雇用」は、経済成長に直結するまちの重要なインフラであり、市民が豊かに安心して暮らすために不可欠な生活基盤でもあります。その「雇用」において、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用の機会が失われる業種がある一方、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者不足が深刻な業種もあるなど、雇用も含めた労働を取り巻く状況は複雑かつ困難な状況にあります。

■ 国においては、改正労働基準法を順次施行するなど「働き方改革」に取り組むとともに、令和元年6月には「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」を公布し、女性が意欲と適性に応じて能力を発揮しながら働き続けられる環境を整備するなど、若者や女性、高齢者や障害のある人、外国人など、誰もが働きやすい環境の実現に向けた雇用・就業環境の構造的な改革を進めています。

■ 本市ではこれまで、ハローワーク等関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口の充実や情報発信の強化をはじめ、離職者対策の実施など、雇用の確保と就労の支援に努めてきました。また、創業など新たなチャレンジについても相談窓口の設置や融資制度の充実など包括的かつ重点的な支援に取り組んできました。

■ 今後とも、本市の企業が社会経済環境の変化への対応力を持ちながら、活力を維持し、成長を続けていけるよう関係機関と連携して、雇用の安定・拡大とともに、就業や創業に対する支援を継続的に行うことが求められています。

■ また、多様な人材が能力を最大限発揮し続けるためには、福利厚生をはじめとした働きやすい職場環境の整備に努める必要があることから、「働き方改革」についての普及・啓発に積極的に努めていく必要があります。

■ さらには、ポストコロナ時代における新たな創業等に対するニーズも踏まえながら、必要な支援策を検討していく必要があります。

【基本方針】

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心してその能力を最大限に発揮できる労働環境を創出するため、関係機関との連携のもと、引き続き、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実に加え、時間や場所にとられない柔軟な働き方を推進するなど、雇用の確保と安定とともに、創業やチャレンジ支援に努めます。

また、新たなニーズを踏まえた創業等への効果的な支援施策についても検討します。

【施策展開の方向】

(1) 雇用の確保と就労の支援

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に関する情報提供の充実に努めるとともに、意欲ある多様な人材が共に働き、活躍できる魅力ある組織づくりとともに、企業が必要とする人材の確保につながるよう、企業への普及・啓発に取り組みます。

また、若者をはじめ、女性や高齢者、障害のある人に対する雇用の拡大、就労の支援を促進するとともに、多様な人材の雇用の重要性に対する市民の意識の高揚を図ります。

(2) 勤労者の福利厚生への支援

福利厚生をはじめとした働きやすい職場環境の整備の重要性を周知していくとともに、勤労者福祉共済制度、中小企業退職金共済制度などの普及や労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努め、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援を行います。

(3) 創業や新しいチャレンジと事業承継への支援

「光市創業支援事業計画」に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等と連携し、創業などの事業者の行う新たなチャレンジを包括的に支援します。

また、柔軟な働き方を推進するため、コワーキングスペースなど新たなビジネスチャンスの創生に資するワークスタイルや、時代の潮流を踏まえた新たな創業等への支援策についても検討します。さらには、本市で培われた経営資源等が円滑に後継者に引き継がれるよう、県等とも連携した事業承継への支援に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
雇用に関する総合窓口の充実						商工観光課
就労・雇用に関する情報提供の充実						商工観光課
女性、高齢者、障害のある人等に対する雇用対策の充実						商工観光課 関係各課
職業能力開発の支援充実						商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進						商工観光課
労働福祉金融制度の充実						商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援						商工観光課
創業・事業承継支援の推進						商工観光課
新たな創業等への支援策の検討						商工観光課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①有効求人倍率	1.15 倍	
②中小企業等雇用奨励金交付対象者数 (累計)	5 人	
③市制度活用による創業・事業承継事業者数 (累計)	13 件	

※近況値出典【年度】：①下松公共職業安定所【2】

②③商工観光課【2】(H29-R2 累計)、目標値は R4-R8 累計

● 重点目標2 人が行き交い、にぎわいを創出するために

★ 政策1 観光の振興と交流の促進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 観光は、人々の生活に豊かさをもたらすだけでなく、経済的な波及効果や交流の促進による地域の活性化、また、地域資源や歴史・文化などの情報発信を通じたまちのイメージや知名度の向上にもつながるなど、様々な側面から見て、非常に重要な意義を有しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国外・国内を問わず観光需要が大きく減少するなど、全国的に深刻な影響が生じており、感染防止の対策を行うなど、観光客にとって、安全・安心な観光地域づくりが求められています。
- 国においては、観光を成長戦略と地方創生の柱と位置付け、「観光先進国」に向けた取組を加速しており、県においても、観光プロモーションの展開や観光需要の喚起策などを通じて、観光振興への取組を推進しています。
- 一方、本市には、環境省の「日本の快水浴場百選」などにも選ばれる2つの海水浴場をはじめ、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や神籠石を抱く石城山県立自然公園、さらには初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地であることなど、魅力あふれる観光資源が存在しています。
- 本市では、平成30年3月に「光市観光アクションプラン」を策定し、光ブランドの創出と魅力ある観光資源の創出など、3つの方向性の基つき、観光施策の推進に取り組んできました。
- 今後は、「選ばれる観光地」を目指して、県や関係市町、市民、観光協会、観光団体、商工会議所等とともに観光ネットワークを構築し、効果的かつ効率的なPRや情報発信を行うなど、本市に新たな人の流れを創出する必要があります。
- また、国内はもとより、海外からの観光客の満足度向上のためにも、観光案内機能充実をはじめとする受入体制づくりなど、新たな客層の開拓や多様化する観光ニーズに対応できる体制づくりと人材育成を進めていく必要があります。
- さらには、農業や商工業といった他産業と観光との連携強化や、「持続可能な観光地域づくり」など新たな取組に努めるとともに、観光による交流人口から訪問系の関係人口による参加・交流型への深化など、文化やスポーツなど多様な分野において、地域経済の活性化にもつながる関係人口の増加を図る必要があります。

【基本方針】

本市の多様な観光資源によるネットワーク化をはじめ、山口県や周南広域観光連携推進協議会等とも連携を図りながら、戦略的な情報発信とともに、観光客の誘致に努めます。

また、多様化する観光ニーズに対応できる人材の育成や老朽化する観光施設等の更新など、観光客の受入環境の整備を進め、「光市ならではのおもてなし」を推進します。

さらには、「光」をテーマとする事業展開とともに、新たな観光資源の創出に向けた特色ある祭りやイベント等の振興を図るなど、交流人口や関係人口の増加に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 観光資源の創出と特色あるイベント等の振興

本市の魅力を満喫できる冠山総合公園や伊藤公記念公園などの観光拠点、室積・虹ヶ浜海岸などの豊かな自然、第二奇兵隊や石城山神籠石などの歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るとともに、市民等との協働や観光関係者の主体的な取組の促進により、特色ある観光資源の発掘や観光資源の価値を高め、観光誘客の増加を目指します。

また、伝統的な祭りや冠山総合公園での「梅まつり」、本市の特色のある祭りや伊藤公資料館における企画展、花火大会など、そうした地域資源を活かした特色あるイベント等の展開や郷土芸能、風物詩の振興を図るなど、市内外からの集客の増加に努めます。

(2) 観光資源によるネットワークの形成

本市の観光資源の特性を活かし、滞在型の観光につなげるとともに、観光協会とも連携を図りながら、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化、観光事業者等との連携による推進体制の充実を目指します。

さらには、地域資源を活かした体験活動やツアー等の多様な体験型コンテンツを創出するとともに、県や周南広域観光連携推進協議会等と連携した圏域内の広域観光ルートの構築に努めるなど、観光誘客を推進します。

(3) 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

「光の海」をはじめ、豊かな自然環境や歴史資源の活用により地域の独自性を高めるとともに、「光」をテーマとする事業の展開などにより、固有の光ブランドイメージを創出します。

また、観光拠点・観光案内所の充実を図るとともに、WebやSNS等を活用した情報発信、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を進めます。

さらには、リピーターとなった観光客をはじめ、関係人口となった市外の方々によるPRにつながる取組に努めます。

(4) 多様な交流機会の創出とおもてなしの推進

観光振興だけでなく、文化・スポーツ・産業など様々な視点から、交流を促進するとともに、「持続可能な観光地域づくり」を推進することにより、交流人口や関係人口の増加や地域の活性化を目指します。

また、本市を訪れる観光客に満足してもらい、再び来訪してもらうための「光市ならではのおもてなし」という観点から、本市の観光情報・案内の提供や観光施設や周辺環境の整備・充実に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
新たな観光資源の開発・整備						商工観光課
観光拠点・観光案内の充実						商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
体験型コンテンツの創出・展開						農林水産課 商工観光課
光ブランドイメージの創出						商工観光課
観光情報の発信						商工観光課
観光モデルコースの構築						商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催						商工観光課 都市政策課
安全・安心な観光地域づくり						商工観光課
伊藤公記念公園の整備と活用						文化・社会教育課 農林水産課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催 【再掲】						体育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①観光スポット・歴史・文化施設等の総来訪者数（年度）	486 千人	
②新たな観光コンテンツの創出数（累計）	0 件	

※近況値出典【年度】：①商工観光課、文化・社会教育課【2】

②商工観光課【3】

★ 政策2 関係人口の創出と移住・定住の促進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 東京圏への過度な人口の流れは、地方都市の人口減少や少子高齢化を加速するだけでなく、日本全体における人口減少の要因とも言われています。
- 本市から東京都への転出超過数は、平成27年から令和元年までの5年間で194人と、都道府県別では突出して多くなっています。さらに、広島県、福岡県、大阪府と合わせた上位4都府県への転出者が県外転出者全体の約53%を占めるなど、都会への人の流れが進んでいます。
- 一方、近年の新型コロナウイルス感染症等の影響により、地方移住への関心が高まるなど、これまでの東京一極集中の流れに変化の兆しが出ています。
- 本市ではこれまで、子育てしやすい環境づくりをはじめ、ホームページ等による移住情報の提供やまちの魅力の発信、さらには、空き家情報バンク等による移住希望者への住宅支援や総合的な移住・定住相談窓口の設置、国・県との共同による移住支援金制度など、本市の実情に応じた移住・定住対策を展開してきました。
- 今後は、取組のさらなる継続・充実を図りながら、移住希望者へのきめ細やかな支援体制の構築を進めるほか、これまで以上に「選ばれるまち」を目指して、地域の受入体制づくりをすすめ、地域との連携による移住・定住促進活動を推進していく必要があります。
- さらには、人口減少や高齢化により、地域の担い手不足が懸念される中、直接的な移住促進に向けた施策の展開に加え、地域や地域の人々と多様な関わりでつながる「関係人口」の拡大に向けた取組が求められています。

【基本方針】

移住・定住に向け、相談体制や情報提供等を充実するとともに、地域による温かい受入れ体制づくりを進めます。

また、地域や地域の人々と多様な関わりでつながる「関係人口」を創出し、地域との関わりを深めることで、地域の活性化や移住者の増加を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 関係人口の創出

地域活力の維持・発展へ期待される市外の人々と、多様な形で関わる「関係人口」を増加させるため、本市とつながる機会の創出に努め、「関係人口」が観光などの交流から将来的な移住・定住につながるよう、本市への関心やつながりを段階的に深める取組を推進します。

(2) 移住・定住情報の発信

移住検討者に対して本市の住み良さや魅力をPRするため、移住フェアへの参画や市ホームページ、移住情報専用サイト、移住・定住パンフレット、SNS等を通じて、移住・定住情報やまちの特性を効果的に発信します。

また、人口減少が進む中山間地域等への移住促進を図り、地域の活性化を目指します。

(3) 効果的な移住対策の推進

移住者が安心して新たな生活をスタートできるよう、地域とともに温かく受け入れる体制づくりを進めるとともに、「住まい」や「仕事」といった暮らしに密着する分野を中心とした総合的な支援や、オンラインなどを活用した移住に関する相談機会を充実します。

また、本市にゆかりのある「ふるさと光の会」をはじめ、まちへの愛着とともに、Uターンを希望する人の移住支援に努めます。

(4) 総合的な定住・定着の支援

本市で生まれ育った人や移住者など、誰もが「終の住みか」として、本市にいつまでも住み続けることのできる総合的な支援と環境づくりを推進します。

また、県や企業等と連携して、若者の地元定着やUターンの支援に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
移住・定住希望者等への情報提供の充実						企画調整課 関係各課
移住・定住希望者に対する総合的な支援						企画調整課 関係各課
空き家情報バンク制度の利用促進						企画調整課
出会いの場への参加促進【再掲】						企画調整課
市遊休地を活用した定住の支援						企画調整課
新規農業・漁業就業者への定住支援の充実						農林水産課
移住・定住相談窓口の充実						企画調整課 関係各課
「ふるさと光の会」等による人的ネットワークの構築						企画調整課
関係人口の分類に応じた施策の展開						企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「ふるさと光の会」会員数	265 人	
②ふるさと光応援寄附金の直近 3 年間の継続寄附者数	77 人	
③移住・定住相談件数 (年度)	359 件	
④市制度を活用した総移住者数 (累計)	81 人	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】

②広報・シティプロモーション推進室【30～2】

③④企画調整課【2】

⑤企画調整課ほか【3】(H29-R3 累計)、目標値は H29-R8 累計

基本目標6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

● 重点目標1 市民参画による都市経営のために

★ 政策1 市民参画の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少の克服と地域の活性化に向けて、各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくりだす地方創生の取組が各自治体において進められていますが、地域の将来を「我が事」としてとらえ、市民が主体的に企画・検討する段階から参画してまちづくりを展開する「市民参画」が求められています。

■ 本市ではこれまで、市民との「対話」をまちづくりの基本としながら、計画策定や重要政策の企画・推進に関して、各種審議会や協議会の委員の公募をはじめ、市民対話集会など各種広聴事業の展開により、市民参画機会の確保・充実に努め、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。

■ 近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような「対話」に制約がある中では、デジタル技術の活用など、「新しい生活様式」に対応した新たな手法を模索する必要があるとともに、いつまでも住み続けられるまちづくりに向けて、市民や地域団体、事業所等との信頼関係によって、より強くつながり「オールひかり」によるまちづくりの推進が必要となります。

■ また、車の両輪に例えられる議会と行政においては、まちの未来の姿（目標）の共有を図りつつ、地方自治における役割と責任を自覚したうえで、市民に分りやすく、そこにたどり着くための政策（手段やルート）について議論を深めていくことが求められています。

【基本方針】

将来にわたって豊かに暮らし続けられる持続可能なまちづくりに向けて、市民参画のもと、地域団体や事業所等が相互の信頼関係によってより強くつながる「オールひかり」のまちづくりを進めます。

また、市民・議会・行政等の役割分担を明確にしつつ、一層の連携・協力を図ることで、信頼関係の構築を進めます。

【施策展開の方向】

(1) 市民参画機会の確保・充実

市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みを確保するとともに、「新しい生活様式」を踏まえた多様な「対話」手法を検討するなど、若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境づくりと機会の確保・充実に努めます。

また、各種審議会等における公募委員の拡充に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントや市民を交えたワークショップ等の積極的な実施に努めます。

さらに、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

(2) 地域と行政との協働の推進

多様化・複雑化する地域課題等について、地域や団体等とともに課題解決に取り組む協働事業提案制度による支援をはじめ、地域と行政とをつなぐ窓口となる「地域担当職員」や、市職員の積極的な地域づくりへの参画を推進するなど、引き続き、地域と行政との協働によるまちづくりを進めます。

(3) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

目まぐるしく変化する社会情勢の中で、本市の目指すまちの姿の実現に向けて、市民と議会や行政等の役割を明確にし、信頼関係に基づくまちづくりを推進します。

また、市議会における議論の状況を市民に的確に伝え共有を図るなど、多様な手法による情報発信に努めます。

さらに、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、新たな有権者となった若年層への選挙啓発や有権者の関心を高める取組のほか、感染症対策等の実施など、投票しやすい投票環境の整備に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
各種対話事業の推進						企画調整課
各種審議会等への公募の拡大						関係各課
パブリックコメント制度の実施						企画調整課 関係各課
地域との協働の推進						地域づくり推進課 関係各課
市議会を通じた情報発信の推進						関係各課
投票率の向上						選挙管理委員会事務局

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①各種対話事業の開催回数	1回	
②委員を公募している各種審議会等の割合	27.3%	
③選挙啓発に向けた出前講座実施回数	2回	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】（市民対話集会の代替事業を含む。）

②総務課【2】

③選挙管理委員会【2】

★ 政策2 シティプロモーションの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 少子高齢化や人口減少が進行する中、本市がその名のごとく「光」輝くまちであり続けるためには、市内外から「ヒト・モノ・カネ・情報」などの資源の獲得とともに、市内で活用していく仕組みづくりが求められています。
- 本市では、まちの魅力の発掘・発信を目的とした施策展開とともに、まちへの愛着感の醸成やイメージの向上・ブランド化といった独自の価値づくりを通じて、市民の幸福度の向上につなげていく、様々なプロモーション活動を進めてきました。
- こうした活動は、プロモーション活動等に参加した人を対象に、令和2年12月に実施した「まちへの愛着」と「まちづくりへの参画」に関するアンケート調査において、88.5%の方が本市に愛着を感じると回答し、84.9%の方が地産地消の取組である「地元食材への購入」をしているという結果に表れているように、まちへの愛着感を高めることにつながっています。
- 一方、人口減少が急速に進行する中、プロモーション活動に限らず、まちづくりの原動力である「まちの担い手」の減少が大きな課題のひとつであることから、「光市の日常」に共感する移住者や関係人口をはじめ、市外からの人財を継続的にまちづくりへの参画につなげていくため、本市ならではのライフスタイルや独自の都市ブランドの確立とともに、継続的な情報発信が求められています。
- 令和2年9月に国土交通省が実施した、関係人口に関する「地域との関わりについてのアンケート」では、三大都市圏（首都、名古屋、大阪）に居住する18歳以上の約2割が関係人口として特定の地域を訪問している一方、約8割が現住地での地域活動に参加したことがないと回答していることから、「まちの担い手」として継続的な関係性を構築するためには、3つの都市宣言の理念や「やさしさ」に基づくプロモーション活動の展開とともに、まちの特性を理解、共感を得ることが必要不可欠となっています。

【基本方針】

市民のまちへの愛着感の醸成をはじめ、イメージの向上やブランド化といった独自の価値づくりとともに、「まちの担い手」となる幅広い世代の人財をまちに呼び込み、地域に活力を生み出すプロモーション活動を推進します。

また、まちの魅力や本市の特長を「見える化」して広く発信するなど、本市のまちづくりに共感できる人々との持続可能な関係性の構築につなげます。

【施策展開の方向】

(1) 市民と連携したプロモーション活動の展開

本市に関係する人々がプロモーション活動に主体的に参加できる意識の醸成とともに、様々な施策展開を通じて、市民と行政が「まちのセールスマン」として、まちの特性を全国に広めるなど、「まちの担い手」となる人財の創出を目指したプロモーション活動を展開します。

また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などと連携しながら、様々な媒体を通じて、まちのイメージの向上や活性化につながる取組を発信するなど、市民や団体が展開するプロモーション活動を支援します。

(2) 「選ばれるまち」を目指す情報発信

「選ばれるまち」を目指すうえで基本となる「光」の知名度の向上とイメージアップを図るため、各種SNS等を含めた様々な媒体を通じて、3つの都市宣言の理念や「やさしさ」に基づく「光市ならではの」魅力を全国に発信するとともに、ふるさと光応援寄附金（ふるさと納税制度）の充実に努めます。

また、まちの魅力の積極的な発信を通じて、全国の「光市ファン」に「光市ならではのライフスタイル」を提案するなど、本市での飲食をはじめ経済活動やイベント等への参加といった段階的な関係性の深化につなげます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
まちへの愛着感の醸成につながる事業の実施						広報・シティプロモーション推進室
「光」に特化した事業の実施						関係各課
市民や団体と連携したプロモーション活動の実施						広報・シティプロモーション推進室
ふるさと光応援寄附金の充実						広報・シティプロモーション推進室

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①光市に愛着を持っている市民の割合	66.4%	
②本市への訪問経験があるふるさと光応援寄附金寄附者の割合	%	
③直近3年間におけるふるさと光応援寄附金の継続寄附者数【再掲】	77人	

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【2】

②広報・シティプロモーション推進室【3】

③広報・シティプロモーション推進室【30～2】

○ 政策3 市民目線に立った行政サービスの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 市民目線に立った政策の立案、変化する社会経済情勢に的確に対応した施策の実行の検証・改善のため、市民満足度の的確な把握が重要となっています。
- このため、毎年実施するまちづくり市民アンケート調査により、市政に対する「満足度」のほか「重要度」を把握し、市民ニーズ（期待度）を分析することで、選択と集中による効果的・効率的な都市経営を推進しています。
- このほか、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、多様な広聴機会を通じた市民ニーズの把握に努めるとともに、ホームページの充実やSNSの活用、広報紙の発行、出前講座などによって、分かりやすく、適切な市政の情報提供に努めています。
- また、市民の利便性を図る取組として、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付や市税等の納付、市民課窓口におけるAI多言語翻訳機の導入、窓口番号案内システムの設置、行政手続きにおける押印の廃止など、時代のニーズに即した行政サービスの提供に努めています。
- こうした中、ICTを活用したシステムやサービスの普及により、情報発信の充実・強化が求められるとともに、市民ニーズに対応した適切な情報提供が求められています。
- 一方、厳しい財政状況の中、「未来」を見据えてまちづくりを進化させる観点から、投資的な財政出動も視野に入れながら、効率的かつ効果的な行政運営が不可欠です。

【基本方針】

各種アンケート調査や対話などによる市民ニーズの把握や、ICTをはじめとした多様な媒体による情報発信・受信体制の強化など、多様な機会や手段を用いた広報・広聴活動の充実に努めます。

また、市民満足度を踏まえた施策展開を進めるとともに、市政運営全般にわたり、市民の立場に立った「おもてなしの心」による窓口サービスの向上や、時代のニーズに対応した市民サービスの向上に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 広報・広聴活動の充実

より多くの市民に市政情報を発信するため、「広報ひかり」やホームページ、SNSなど、それぞれの特性を活かした広報活動の展開に努めます。

また、災害時をはじめ社会生活に必要な情報について正しい情報を発信するなど、市民の行政手続きや行動の迅速化につなげます。

さらには、市民アンケートの定期的な実施による市民意識や市民ニーズの把握に加えて、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

市政に関する情報を的確に市民に提供するなど、市政への市民の理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた市政運営を推進するため、個人情報の保護にも配慮しながら、情報公開制度の周知と活用に努めます。

さらには、各種審議会などの附属機関における会議内容の公開を推進するとともに、情報公開総合窓口の充実を図ります。

(3) 市民本位のサービス提供

行政手続きに伴う申請や届出、施設予約の電子化をはじめ、様々な行政事務におけるペーパーレス化に積極的に取り組むなど、市民サービスの充実・改善を図る取組を推進します。

また、来庁者が分かりやすく、訪れやすい、可能な限りワンストップで対応できる「おもてなしの心」を持ち合わせた窓口づくりに努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
広報活動の充実						広報・シティプロモーション推進室
広聴活動の充実						企画調整課
市民アンケートの定期的な実施						企画調整課
情報公開の推進						総務課、関係各課
コンビニエンスストアを活用した行政サービスの提供						市民課 収納対策課 高齢者支援課 情報推進課
総合的な案内機能の充実と市民サービスの向上						総務課 関係各課
ホームページの充実						広報・シティプロモーション推進室 情報推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①まちづくり市民アンケートの回収率	52.0%	
②各種対話事業の開催回数【再掲】	1回	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】

②企画調整課【2】

● 重点目標 2 持続可能な都市経営のために

★ 政策 1 広域行政と連携・交流の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 地方分権改革と地方創生の推進は、地方都市が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、国等の権限・財源の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を通して、地域の実情やニーズを踏まえた特色ある取組みを展開することが可能となります。
- 本市では、消防、ごみ処理、汚水処理等の事務については、関係市町との連携による広域行政の展開とともに、市域を越えた行政需要や課題への対応など、事務処理の適正化、効率化を図っています。
- また、複数の自治体が協定を結び圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする定住自立圏構想や都市間で事務分担や政策分担を可能とする連携協約といった相互協力の仕組みなど、多様な連携の形があり、本市として単独の活性化に加えて、近隣市町との有機的な連携による活性化について考えていくことも必要となっています。
- 都市間交流については、平成10年に旧光市と千葉県旧光町において「友好交流の誓い」を交わした千葉県横芝光町との交流をはじめ、日本の森・滝・渚全国協議会や古代山城サミットなど、自然や歴史といった共通の資源やテーマを有する都市との交流についても、定期的に実施しています。
- 少子高齢化や人口減少が進む中、あらゆる地域課題に行政だけで対応することは難しくなっており、民間事業者等との連携により民間活力を活用した取組も必要となっています。
- 地方独自の資源を活かして自立的で持続的な地域社会をつくる地方創生において、地方の一層の創意工夫が求められており、人を惹きつける「選ばれるまち」を目指した独自の魅力づくりとともに、様々な都市との交流により、まちの魅力や個性をお互いに高めていく必要があります。

【基本方針】

関係市町との連携のもと、相互に適切な役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化するとともに、消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開するなど、事務処理の適正化、効率化を図ります。

また、地域の活性化を図るため、様々な行政分野間において、都市間や民間事業者等との交流・連携を深めます。

【施策展開の方向】

(1) 地方分権の推進と国・県との連携強化

行政手続きの権限移譲に伴い、市民にとっても申請窓口がより身近となり、審査や認定に要する時間を短縮できるなど、そうした市民の利便性やサービスの向上につながる事務については、引き続き、事務権限の積極的な受け入れを進めます。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来に渡って活力ある社会の構築を目指す地方創生については、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に包含し、国・県等との連携しながら、積極的に推進します。

(2) 広域行政・共同処理事務の推進

市域を越えた行政需要や課題に対応する消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開するため、関係市町との密な連携とともに、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制の強化を図ります。

(3) 広域行政の推進

周辺市町との連携・協力による広域行政の展開に加え、住民相互や企業、団体間の交流・連携を促進するなど、引き続き、地域の特性を活かすことで、周辺市町を含めた地域全体の発展と市民サービスの向上を図ります。

(4) 都市間等連携・交流の推進

千葉県横芝光町との友好交流を推進するとともに、民間事業者等とも様々な行政分野において連携し、双方の強みを生かして協力しながら地域課題に対応していくことにより、地域の活性化を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
国・県からの各種権限の移譲						総務課 関係各課
地方自治制度に関する調査・研究						企画調整課 総務課
地方提案型制度への提案や国のモデル事業等の活用						企画調整課 関係各課
地方創生の推進						企画調整課 関係各課
共同処理事務の推進						関係各課
周南圏域などの広域事業の推進						企画調整課 関係各課
広域的な施設の相互利用の推進						関係各課
市民や団体相互の広域交流の促進						企画調整課 関係各課
包括連携協定の締結						企画調整課 関係各課
千葉県横芝光町との交流の推進						企画調整課 関係各課
固有の地域資源などをテーマとした交流・連携策の調査・研究						企画調整課 関係各課
「古代山城サミット」への参加						文化・社会教育課
「日本の森・滝・渚全国協議会」参加自治体との連携強化						環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①地方提案型制度への提案件数 (累計)	3 件	
②千葉県横芝光町との友好交流の認知度	25.2%	

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】（目標値はR4～R8までの累計）

②市民アンケート【2】

★ 政策2 デジタル化の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 国においては、デジタル技術の活用や官民共同を軸として、行政の縦割りや国と地方、官と民といった枠を超えて、行政サービスはもとより、行政のあり方そのものの改革を目指す「デジタル・ガバメント」を実現するため、デジタル庁設置法案や地方公共団体情報システムの標準化などを柱とするデジタル改革関連法を令和3年5月に制定しました。
- 県においても、令和3年1月に、県知事を最高情報責任者（CIO）とするデジタル推進体制を新たに構築し、デジタル化推進のための専門部局を設置するなど、県全体の推進体制も整備されつつあります。
- こうした国・県の動きを踏まえて、本市においても、国が重点取組事項として示す、情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などにより、デジタル技術を活用した行政サービスの高度化、効率化に取り組んで行く必要があります。
- また、急速に進むデジタル化に対応できる専門的な技能を有する職員の育成や人材の確保も重要な課題となっています。
- さらに、将来的には人とモノをつなぐIoTやロボット、AI、ビッグデータなどの革新的な技術の融合により、市民サービスに有益な新たな価値の創出や可能性が広がり、ICT技術により、経済の発展と社会的課題の解決を両立できるまちづくりが期待できます。
- こうしたことも見据えつつ、デジタル化に対する国の動きを注視するとともに、デジタル機器の利用に不慣れな高齢者等へも十分配慮していく必要があります。

【基本方針】

行政サービスのデジタル化による市民生活の利便性の向上やICT基盤の強化とともに、先端技術の活用による行政事務の効率化・高度化を推進し、すべての市民が快適な生活を送ることができるよう、デジタル格差の解消に努めます。

また、「Society5.0」に向けた社会の発展に寄与する情報通信技術を活用しながら、行政運営の高度化・効率化に伴う持続可能な社会の実現を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 行政事務の見直しと利用者中心の市民サービス向上

行政手続きに伴う申請や届出のオンライン化をはじめ、安定的な行政サービスの維持・提供とともに、マイナンバーカードの普及と利活用など、市民の利便性の向上を目指した取組に努めます。

また、高度な情報化に対応できる、情報セキュリティ対策を進めます。

このほか、行政手続きのオンライン化により、デジタル機器を利用することが不慣れな市民に生じるデジタル格差への対応についても検討します。

(2) 情報システムの標準化・共通化

国が主導するデジタル・ガバメント実行計画に基づき、基幹業務系情報システムの標準化・共通化への移行を進めます。

(3) ICT基盤の強化と充実

市民等の利便性の向上に資するデジタル化を推進するとともに、様々な行政事務においては、ペーパーレス化に積極的に取り組み、デジタルツールによる情報・知識の共有を図るなど、「新しい生活様式」にも対応可能なICT基盤の強化に努めます。

(4) 情報発信・収集手段の強化と充実

スマートフォンやSNS等の普及状況等も踏まえ、幅広い世代へ効果的に情報発信を行うための手段や、安全・安心で快適な市民生活を守るため、市民が手軽に市に通報や連絡ができる仕組みを構築します。

(5) 先端技術の調査・研究

「Society5.0」を踏まえ、人とモノをつなぐIoTやAI、ロボットやドローン等の先端技術について、本市でも利用可能な「未来に向けた先端技術等の調査・研究」を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
行政手続きのオンライン化						情報推進課 関係各課
情報システムの標準化・共通化						情報推進課 関係各課
情報発信手段の充実						広報・シティプロ モーション推進室 情報推進課
マイナンバーカードの普及・利活用						市民課 関係各課
ICT講習会の実施						地域づくり推進課
公衆無線LANの整備						情報推進課 関係各課
行政情報システムのセキュリティ対策強化						情報推進課
AIやRPA等の業務への活用を検討						情報推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①情報発信サービスの登録件数 (累計)	3,645 件	
②調査研究に着手した先端技術数 (累計)	3 件	
③オンライン化した行政サービス数 (累計)	22 件	

※近況値出典【年度】：①②情報推進課【3】4/1

③行政経営室、情報推進課【3】

○ 政策3 組織力の強化と人材育成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 人口減少と少子・高齢化や予測困難な自然災害や感染症の蔓延などにより、日々の暮らしや働き方の急激な変化への対応とともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、柔軟、かつ迅速に対応できる行政の組織体制の構築と職員の育成が求められています。
- 本市では、これまで、「光市人材育成基本計画」に基づき、職員の資質や能力の向上はもとより、意識改革や人間的成長を目的とした人材育成に取り組むとともに、「第3次光市行政改革大綱」に基づく政策や事務事業の評価・検証を行う行政評価システムの構築など、効率的で質の高い行政経営の実現に努めてきました。
- 今後は、多様化する市民ニーズや時代に即した利便性の高い行政サービスを適切な量と質で提供していくために、職員個人の能力開発に加え、縦割り型行政からの脱却による組織横断的な課題解決の手法を取り入れるなど、これまで以上に、課題解決に向けた取組の強化を図っていく必要があります。
- また、まちづくりに多様な視点や創意工夫等をもたらすためには、これまで以上に女性職員の主体的な市政への参画が重要かつ不可欠であることから、令和4年3月に策定した「光市人材育成・女性活躍推進計画」に基づき、女性をはじめとするすべての職員が活躍できる組織の構築が求められています。
- さらには、近年の人口減少等を踏まえ、既存事業の見直しや職員の適正配置、政策の実現、課題解決に向けた組織体制の強化など、「チーム光市」が一丸となって市民福祉の向上に努めていく必要があります。
- なお、「民間にできることは民間に」の視点から、業務の民間委託などを積極的に進めるとともに、市民サービスの向上と効果的・効率的な行政経営を推進していく必要があります。

【基本方針】

社会情勢の急激な変化にも柔軟かつ迅速に対応できるよう、時代に即した活力ある組織、職場づくりの推進とともに、職員一人ひとりの意識や能力の向上に資する職員研修等の充実を図るなど、これまで以上に女性の活躍をはじめ、すべての職員が能力を最大限発揮できる環境の整備に努めます。

また、「最少の経費で最大の効果」を上げることを念頭に、市民サービスの向上につながる民間活力の導入に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくり

令和4年3月に策定した「人材育成・女性活躍推進計画」に基づき、急激に変化する時代の要請や市民ニーズに意欲的かつ的確に対応できる職員の育成に努めます。

また、職制や職責に応じた職員研修の計画的な実施により、職員の資質や能力の向上と意識改革の推進とともに、人事評価制度の適切な運用や女性職員の能力を活かすための環境整備などを実施することで、多様化する行政課題にも柔軟に対応できる人材の育成に努めます。

(2) 組織力の強化とすべての職員が活躍できる組織の構築

時間外勤務の縮減やワークライフバランスの推進、男女分け隔てない人員配置等により、すべての職員が働きやすい職場環境の中で、その能力を十分に発揮できる組織運営に努めます。

また、女性が主体的に市政に参画することで、女性ならではの視点や創意工夫を反映するとともに、男性も含めたすべての職員が、いきいきと輝き活躍できる組織の構築に努めます。

(3) 適正な定員管理と民間能力の活用

事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、地方分権や地方創生、権限移譲等の状況や定年延長などの職員を取り巻く労務環境の状況に注視しながら、時代に即した適正な定員管理を行います。

また、サービスや行政責任の確保等に十分留意したうえで、指定管理者制度などの有効な活用により、効果的、効率的な事業運営が期待できる専門的・定型的業務を民間へ委託など、市民サービスのさらなる向上に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市人材育成・女性活躍推進計画の推進						総務課
各種研修の総合的な展開						総務課
人事評価制度の適正運用						総務課
職員力・組織力の向上						総務課
職員の専門性向上のための調査・研究						総務課
定員適正化の推進						総務課
指定管理者制度の活用						行政経営室 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①部局横断によるプロジェクトチームによる市長への報告件数 (累計)	1 件	

※近況値出典【年度】: ①企画調整課【2】(目標値は R4-R8 の累計)

★ 政策 4 持続可能な行政経営の確立

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 人口減少や新型コロナウイルス感染症に伴う経済・産業活動の縮小が税収入の減少を招く一方、高齢化により避けては通れない社会保障関係経費の増大とともに、新型コロナウイルス感染症対策や「新しい生活様式」への対応に要する新たな財政支出が見込まれるなど、将来的な地方財政を取り巻く環境は、これまで以上に厳しさを増していくことが予測されています。
- 平成 29 年度予算編成から市税や地方交付税など使途が特定されていない一般財源に特定財源を加えた額の範囲内で予算を編成する一般財源配分方式を導入し、基金に頼らない予算編成手法への転換を図りました。
- 個人市民税や法人市民税などの市税収入の減少が見込まれる中、安定した新たな財源の確保として、令和 2 年 7 月より、島田川の豊かな恵みを活用し、山口県企業局に工業用水として供給する「光市自家用工業用水道事業」を開始しました。
- また、防災指令拠点整備事業や「光駅拠点整備基本計画」に基づく光駅周辺地区拠点整備事業など、市民の生活に不可欠な大型事業に取り組むため、これまで以上に健全で安定的な財政運営を行う必要があります。
- 併せて、人口減少問題、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費の増大が課題となる中、20 年後の財政状況を見据えた戦略的で長期的な行政経営の視点や、前例や既存の概念にとらわれない柔軟な発想により、持続可能で強固な財政基盤の確立が求められています。
- そうしたことを踏まえ、令和 3 年度より新たに行政経営室を設置し、持続可能で健全な行財政基盤を築くための指針となる「行財政構造改革推進プラン」に基づき、新たな財源の確保や収納対策の推進を図るとともに、さらなる事業の選択と集中により、市民サービスの最適化を図り、中・長期にわたり持続可能な行政運営と財政構造を構築していく必要があります。

【基本方針】

「行財政構造改革推進プラン」に基づく中・長期な視点から、柔軟な発想による戦略的な行財政改革に取り組み、自主財源の確保や市民サービスの最適化を図り、人口減少下においても持続可能な行政運営と財政構造の構築に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 財政運営の効率化の推進

将来的な財政負担を考慮しながら、総合計画に基づく事業を計画的に推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、「行財政構造改革推進プラン」に基づき、これまでの一般財源見込額を各部局に配分する手法に加え、新たに財政調整基金からの繰入等も加味した一般財源枠配分方式による予算編成に取り組むなど、多角的な視点からの事業の選択を進め、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、柔軟で戦略的な発想による持続可能な行財政運営に取り組みます。

(2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率向上対策を強化するとともに、受益者負担と公費負担の適切なバランスを考慮するなど、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、国・県からの交付金の活用や遊休財産の処分、さらにはネーミングライツ、クラウドファンディングなど新たな自主財源の創出を検討するとともに、自然災害など突発的な財政需要にも対処できるよう、財政調整基金の残高の適切な確保に努めます。

さらには、将来に向けて安定的で持続可能な財政運営を行うため、基金の創設や充実、見直しを検討し、年度間の財源負担調整を図ります。

(3) 行財政運営の検証と評価

限られた財源の効果的・効率的な配分により、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を安定的・継続的に進めるため、総合計画に掲げる事業の検証や評価をはじめ、「行財政構造改革推進プラン」に掲げた項目の進捗管理を行うなど、市民と目標や進捗状況を共有しながら、未来を見据えた戦略的なまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
行財政構造改革推進プランの推進						行政経営室 関係各課
行政評価システムの運用						行政経営室
一般財源配分方式による予算編成の実施						財政課
統一的な基準による地方公会計制度の実施						会計課 財政課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の強化						収納対策課 関係各課
山口県企業局への工業用水卸供給事業の実施						企画調整課 水道局
基金の造成と活用・運用管理						財政課、会計課、 関係各課
第4次光市総合計画の策定						企画調整課
光市総合計画等の評価・検証の実施と進捗状況の公表						企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①行財政構造改革推進プラン取組項目の実施率	—	
②市税収納率(年度)	96.1%	
③実質公債費比率(年度) ◆地方創生SDGsローカル指標 17.4.1		
④財政調整基金の額	23.5億円	

※近況値出典【年度】：①行政経営室【3】(4から計画開始)

②収納対策課【2】

③総務省「地方財政状況調査関係資料」【2】

④財政課【2】

★ 政策 5 公有財産の管理と活用

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、高度経済成長に伴う急激な人口増加を背景に、小・中学校や市営住宅など多くの公共施設を整備しており、建築後 30 年以上が経過した老朽化施設が 6 割を超えています。
- 人口減少や少子高齢化が進行する中、将来的な財政負担を軽減し、次世代に多大な負担を強いることのないよう、公共施設の計画的な再編や効率的な利用を進めるとともに、持続可能な行政運営に向けて市有財産の有効活用を図るなど、既存ストックの戦略的かつ効率的な活用が求められています。
- こうした中、本市では、将来を見据えた長期的な視点に基づき、平成 28 年度から令和 17 年（2035 年）度までの 20 年間で、公共施設等の建物の総延べ床面積を 20%縮減することを目標とした「光市公共施設等総合管理計画」を定め、将来的な財政負担や行政需要等に応じた公共施設の質、量の最適化に取り組んでいます。
- 総延べ床面積に占める割合が 6 割を超える学校施設と市営住宅については、重点的に取り組む必要がありますが、こうした市民生活に直接影響のある公共施設の再編等については、市民とともに施設のあり方を検討しながら、利用者や関係者への丁寧な説明に努めるなど、真摯な取組が求められています。
- また、「光市学校施設長寿命化計画」や「光市営住宅等長寿命化計画」など、統廃合等による総延べ床面積の縮減を基本とした個別施設計画を策定し、中・長期的な維持管理コストの縮減と平準化に取り組んでいます。
- 人口減少の進行が予想される中、持続可能なまちづくりを進めていくため、活用予定のない遊休財産については計画的な処分等を進めるとともに、「光市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた長期的な視点から、公共施設の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。

【基本方針】

次世代に多大な負担を強いることのない持続可能なまちづくりにつなげるため、人口減少社会を見据えた公共施設の適正配置とともに、「光市公共施設等総合管理計画」や公共施設ごとの個別施設計画に基づく施設の再編や統廃合等を推進します。

また、遊休財産については、計画的な処分を進めるとともに、民間事業者への貸付など、有効な活用に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公共施設マネジメントの推進

「光市公共施設等総合管理計画」や公共施設ごとの個別施設計画に基づく再編や統廃合等を進めるとともに、公共施設等整備基金への継続的な積み立てを行うなど、公共施設の更新等に係る財政負担の軽減や平準化を図ります。

また、個別施設計画に基づき、中・長期的な維持管理コストの縮減と平準化を踏まえた計画的な改修・更新に努めます。

(2) 遊休財産の処分と活用

市が保有する遊休財産の計画的な処分を行うとともに、民間事業者などへの貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
公共施設マネジメント事業の推進						行政経営室 関係各課
遊休財産の処分・有効活用の推進						財政課、関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①公共施設等のうち建物の総延床面積		
②市有地の売却額 (累計)	4 億 914 万円	

※近況値出典【年度】：①行政経営室【2】

②財政課【2】(H29-R2 累計)、目標値は R3-R8 の累計